有価証券報告書

(証券取引法第24条第1項に基づく報告書)

事 業 年 度 自 平成18年4月1日 (第 22 期) 至 平成19年3月31日

日本たばこ産業株式会社

【目次】

(1) 財 務 諸 表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 第6 提出会社の株式事務の概要 第7 提出会社の参考情報	紙		
1. 主要な経営指標等の権移 2. 沿 革 業 の 内 容 4. 関 係 会 社 の 状 況 5. 従 業 員 の 状 況 6.	等一 普	阝 企 業 情 報	
2. 沿			
3. 事 業 の 内 容 4. 関係 会社の 状況 5. 従 業 員 の 状 況 1. 業 繊 等 の 板 要 2. 生産 受注及び販売の状況 3. 対 力 す べき 課 題 4. 事業 等 の リ スク 5. 経営上の重要な契約等 6. 研 究 関 発 活 動 7. 財政状態及び経営成績の分析 8.3 設 備 の 状 況 1. 設備 安 改 設 概要 2. 生産 安 な 設 偏 の 状 況 1. 設備 安 な 設 偏 の 状 況 1. は 機 出 会社 の 状 況 1. 株 式 等 の 状 況 (3. 設備が大) の総 数 等 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツブランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の権移 (5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 議 次 権 の 状 況 (8) ストックオブション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 活 表 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の の 他 2. 自 は 会社の 株 就 要 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の の 他 (2) 自 は 会社の 株 表 (3) そ の の で (6) 提出会社の 株 本 新の 概要 (3) そ の の の の (6) 提出会社の 株 本 新の 概要 (3) そ の の の (6) 提出会社の 株 本 の 要 考 情 報		1. 主要な経営指標等の推移	
4. 関係会社の状況 5. 従業員の状況 6. 従業員の状況 1. 業績等の 概要 2. 生産、受注及び販売の状況 3. 対処すべき課題 4. 事業等のリスク 5. 経営上の重要な契約等 6. 研究開発活動 7. 財政状態及び経営成績の分析 83. 設備の状況 1. 設備投資等の概要 2. 主要な設備の状況 3. 設備の新設、除却等の計画 4. 提出会社の状況 (1) 株式等の状況 (1) 株式の総数等 (2) 新株子約権等の状況 (3) ライツブランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所有者別状況 (6) 大株主の状況 (7) 議決権の状況 (8) ストックオブション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 (3) ストックオブション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 (4) エボレート・ガバナンスの状況 (5) 経理の状況 (6) エボレート・ガバナンスの状況 (7) 議決権のが、現場 (8) ストックオブション制度の内容 (9) 東線 新書表等 (1) 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 (1) 財務諸表等 (1) 財務諸表等 (1) 財務諸表等 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そのの 他 (6) 提出会社の株式事務の概要		2. 沿 革	
\$2		3. 事 業 の 内 容	
第2 事 業 の 状 況		4. 関 係 会 社 の 状 況	
1. 業 績 等 の 概 要 2. 生産、会注及び販売の状況 3. 対 処 す べ き 課 題 4. 事 業 等 の リ ス ク 5. 経営上の重要な契約等 6. 研 究 開 発 活 動 7. 財政状態及び経営成績の分析 53. 設 備 の 状 況 1. 設 備 投 資 等 の 概 要 2. 主要な 設 備 の 状 況 3. 設備の新設、除却等の計画 64. 提 出 会 せ の 状 況 (1) 株 式 の 総 数 等 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツブランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 護 決 権 の 状 況 (8) ストックオブション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーボレート・ガバナンスの状況 6. コーボレート・ガバオンスの状況 6. コーボレート・ガイオースの状況 6. スト・ガイスの状況 6. コーボレート・ガイオースの状況 6. コーボレート・ガイオースの状況 6. コーボレート・ガイオースの状況 6. コーボレート・ガイオースの状況 6. コーズ・ガイスの状況 6. コーズ		5. 従 業 員 の 状 況	
2. 生産、受注及び販売の状況 3. 対 処 寸 べ き 課題 4. 事業 等 の リ ス ク 5. 経営上の重要な契約等 6. 研 究 開 発 活 動 7. 財政状態及び経営成績の分析 83 設 備 の 状 況 1. 設 備 投 資 等 の 概 要 2. 主要な 設 備 の 状 況 3. 設備の新設、除却等の計画 64 提 出 会 社 の 状 況 (1) 株 式 の 総 数 等 (2) 新株子約権等の状況 (3) ライツブランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 議 決 権 の 北 況 (8) ストックオブション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 6. コーポレート・ガイエート・	育2	事 業 の 状 況	
3. 対処すべき課題 4. 事業等のリスク 5. 経営上の重要な契約等 6. 研究開発活動 7. 財政状態及び経営成績の分析 第3 設備の状況 1. 設備投資等の概要 2. 主要な設備の状況 3. 設備の育設、除却等の計画 第4 提出会社の状況 (1) 株式の総数等 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツプランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所有者別状況 (6) 大株主の状況 (7) 議決権の状況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配当政策 4. 株価の推移 5. 役員の状況 6. コーボレート・ガバナンスの状況 6. コーボレート・ガバサンスの状況 5. 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 (2) その他 2. 財務諸表等 (1) 財務諸表等 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) その他		1. 業 績 等 の 概 要	
4. 事業等のリスク 5. 経営上の重要な契約等 6. 研究開発活動 7. 財政状態及び経営成績の分析 第3 設備の状況 1. 設備投資等の概要 2. 主要な設備の状況 3. 設備の新設、除却等の計画 第4 提出会社の状況 (1)株式の総数等 (2)新株予約権等の状況 (3)ライツブランの状況 (4)発行済株式総数、等 (5)所有者別状況 (6) 大株主の状況 (7)議決権の状況 (7)議決権の状況 (8)ストックオブション制度の内容 2.自己株式の取得等の状況 3. 配 政策 4. 株価の推移 5. 役員の状況 6. コーボレート・ガバナンスの状況 第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表等 (1)連結財務諸表等 (1) 財務諸表等 (1) 財務諸表等 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) その他 (5) 提出会社の参考情報		2. 生産、受注及び販売の状況	
5. 経営上の重要な契約等 6. 研 究 開 発 活 動 7. 財政状態及び経営成績の分析 第3 設 備 の 状 況 1. 設 備 投 資 等 の 概 要 2. 主 要 な 設 備 の 状 況 3. 設備の新設、除却等の計画 第4 提 出 会 社 の 状 況 (1) 株 式 の 総 数 等 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツブランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 蔵 決 権 の 状 況 (7) 蔵 決 権 の 状 況 (8) ストックオブション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 (6. コーポレート・ガバナンスの状況 第5. 経 理 の 状 況 (7. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 第 (1) 財 務 諸 表 第 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 (5) 提出会社の株式事務の概要 (3) そ の 他 (5) 提出会社の株式事務の概要 (4) 提出会社の株式事務の概要 (5) 発売の様式事務の概要 (5) 提出会社の株式事務の概要 (5) 提出会社の株式事務の概要 (5) 提出会社の株式事務の概要 (5) 提出会社の株式事務の概要 (5) 提出会社の株式事務の概要 (5) 提出会社の株式事務の概要 (5) 提出会社の参考情報		3. 対処すべき課題	
5.経営上の重要な契約等 6.研 究 開 発 活 動 7. 財政状態及び経営成績の分析 第3 設 備 の 状 況 1. 設備投資等の 概要 2. 主要な設 備 の 状 況 3. 設備の新設、除却等の計画 第4 提 出 会 社 の 状 況 1. 株 式 等 の 状 況 (1) 株 式 の 総 数 等 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツブランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 議 決 権 の 状 況 (8) ストックオブション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 第5.経 理 の 状 況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 第6.提出会社の株式事務の概要 第7.提出会社の参考情報			
6. 研 究 開 発 活 動 7. 財政状態及び経営成績の分析 83 設 備 の 状 況 1. 設備 投 資 等 の 概 要 2. 主 要 な 設 備 の 状 況 3. 設備の新設 除却等の計画 64 提 出 会 社 の 状 況 1. 株 式 等 の 状 況 (1) 株 式 の 総 数 等 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツブランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 議 決 権 の 状 況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーボレート・ガバナンスの状況 6. コーボレート・ガバナンスの状況 6. コーボレート・ガバナンスの状況 6. コーボレート・ガバナンスの状況 6. コーボルート・ガバナンスの状況 6. コーボルート・ガイエート			;
7. 財政状態及び経営成績の分析 第3 設 備 の 状 況 1. 設備 投 資 等 の 概 要 2. 主要 な 設 備 の 状 況 3. 設備の新設、除却等の計画 第4 提 出 会 社 の 状 況 (1) 株 式 等 の 状 況 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツブランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 護 決 権 の 状 況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーボレート・ガバナンスの状況 第5. 経 理 の 状 況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他			:
 第3 設備の 状況 1. 設備投資等の概要 2. 主要な設備の状況 3. 設備の新設、除却等の計画 6. 4 提出会社の状況 (1) 株式 等 の 状況 (1) 株式 の 総 数 等 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツブランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所有者別状況 (6) 大株主の状況 (7) 議決権の状況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配当政策 4. 株価の推移 5. 役員の状況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 (2) その他 2. 財務諸表等 (1) 財務諸表等 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) その他 (3) その他 (4) 提出会社の株式事務の概要 (4) 提出会社の株式事務の概要 			:
1. 設備投資等の概要 2. 主要な設備の状況 3. 設備の新設、除却等の計画 64 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツブランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所有者別状況 (6) 大株主の状況 (7) 議決権の状況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配当政策 4. 株価の推移 5. 役員の状況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 6. 世上会社の株式事務の概要 6. 世上会社の参考情報			
2. 主要な設備の状況 3. 設備の新設、除却等の計画 64 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツブランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所有者別状況 (6) 大株主の状況 (7) 議決権の状況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配当政策 4. 株価の推移 5. 役員の状況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 65. 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 (1) 財務諸表等 (2) その他 2. 財務諸表等 (1) 財務諸表等 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) その他 (56 提出会社の株式事務の概要 (57 提出会社の株式事務の概要 (57 提出会社の株式事務の概要			
3. 設備の新設、除却等の計画 5.4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツプランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所有者別状況 (6) 大株主の状況 (7) 議決権の状況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配当政策 4. 株価の推移 5. 役員の状況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 5. 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 (2) その他 2. 財務諸表等 (1) 財務諸表等 (1) 財務諸表等 (1) 財務諸表等 (1) 財務諸表等 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) その他			
1. 株 式 等 の 状 況 1. 株 式 の 総 数 等 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツプランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 議 決 権 の 状 況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 (5) 経 理 の 状 況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (2) そ の 他 (3) そ の 他 (5) 提出会社の株式事務の概要 (5) 提出会社の株式事務の概要			
1. 株 式 等 の 状 況 (1) 株 式 の 総 数 等 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツブランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 議 決 権 の 状 況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 第5. 経 理 の 状 況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 (56. 提出会社の参考情報			
(1) 株 式 の 総 数 等 (2) 新株予約権等の状況 (3) ライツプランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 議 決 権 の 状 況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 第5. 経 理 の 状 況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 第6.6 提出会社の株式事務の概要			
(2) 新株予約権等の状況 (3) ライツプランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 議 決 権 の 状 況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 (55 経 理 の 状 況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 第 (1) 財 務 諸 表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 56 提出会社の株式事務の概要 57 提出会社の参考情報			
(3) ライツプランの状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 議 決 権 の 状 況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 5. 経 理 の 状 況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 5. 提出会社の株式事務の概要 5. 提出会社の参考情報			
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 (5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 議 決 権 の 状 況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 (5) 経 理 の 状 況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (2) そ の 他 (3) そ の 他 (5) 提出会社の株式事務の概要 (5) 提出会社の株式事務の概要			
(5) 所 有 者 別 状 況 (6) 大 株 主 の 状 況 (7) 議 決 権 の 状 況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 55 経 理 の 状 況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 56 提出会社の株式事務の概要 57 提出会社の参考情報			
(6) 大 株 主 の 状 況 (7) 議 決 権 の 状 況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 (5. 役 員 の 状 況 (6. コーポレート・ガバナンスの状況 (7. 年 計 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (2) そ の 他 (2. 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 第 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 (56 提出会社の株式事務の概要 (57 提出会社の参考情報 (1. サ では、 1. サ で			
(7) 議 決 権 の 状 況 (8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 55 経 理 の 状 況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 56 提出会社の株式事務の概要			
(8) ストックオプション制度の内容 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 5. 経 理 の 状 況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 等 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 5.6 提出会社の株式事務の概要 5.7 提出会社の参考情報			
2. 自己株式の取得等の状況 3. 配 当 政 策 4. 株 価 の 推 移 5. 役 員 の 状 況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 55 経 理 の 状 況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 56 提出会社の株式事務の概要 1 57 提出会社の参考情報 1			
3.配当政策 4.株価の推移 5.役員の状況 6.コーポレート・ガバナンスの状況 5.経理の状況 1.連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 (2)その他 2.財務諸表等 (1)財務諸表 (2)主な資産及び負債の内容 (3)その他 5.6提出会社の株式事務の概要 5.7提出会社の参考情報			;
4.株価の推移 5.役員の状況 6.コーポレート・ガバナンスの状況 5.経理の状況 1.連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 (2)その他 2.財務諸表等 (1)財務諸表等 (2)主な資産及び負債の内容 (3)その他 第6提出会社の株式事務の概要 第7提出会社の参考情報			•
5. 役 員 の 状 況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 55 経 理 の 状 況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 第6 提出会社の株式事務の概要 第7 提出会社の参考情報			4
6. コーポレート・ガバナンスの状況 1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 第6 提出会社の株式事務の概要			
1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 第6 提出会社の株式事務の概要 第7 提出会社の参考情報			•
1. 連 結 財 務 諸 表 等 (1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 (3) そ の 他 56 提出会社の株式事務の概要 57 提出会社の参考情報			
(1) 連 結 財 務 諸 表 (2) そ の 他 2. 財 務 諸 表 等 (1) 財 務 諸 表 (2) 主な資産及び負債の内容 (3) そ の 他 (56 提出会社の株式事務の概要 57 提出会社の参考情報			
(2) そ の 他 2. 財務 諸表等 」 (1) 財務 諸表 」 (2) 主な資産及び負債の内容 」 (3) その他 」 56 提出会社の株式事務の概要 」 57 提出会社の参考情報 」			
2. 財 務 諸 表 等 1 (1) 財 務 諸 表 1 (2) 主な資産及び負債の内容 1 (3) そ の 他 1 56 提出会社の株式事務の概要 1 57 提出会社の参考情報 1			
(1) 財 務 諸 表 1 (2) 主な資産及び負債の内容 1 (3) そ の 他 1 第6 提出会社の株式事務の概要 1 第7 提出会社の参考情報 1			
(2) 主な資産及び負債の内容 1 (3) そ の 他 56 提出会社の株式事務の概要 1 57 提出会社の参考情報 1			10
(3) そ の 他 第6 提出会社の株式事務の概要 1 第7 提出会社の参考情報 1			1
56 提出会社の株式事務の概要 57 提出会社の参考情報 ····································		(2) 主な資産及び負債の内容	13
57 提出会社の参考情報		(3) そ の 他	13
	§ 6	提出会社の株式事務の概要	13
1. 提出会社の親会社等の情報	₹7	提出会社の参考情報	1
		1. 提出会社の親会社等の情報	1
2. その他の参考情報			13
三部 提出会社の保証会社等の情報	; 一 _幸	R 提出会社の保証会社等の情報	1
	— н		1

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出日】 平成19年6月22日

【事業年度】 第22期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 日本たばこ産業株式会社

【英訳名】 JAPAN TOBACCO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木村 宏

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

【電話番号】 03 (3582) 3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員コミュニケーション責任者 志水 雅一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

【電話番号】 03(3582)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員コミュニケーション責任者 志水 雅一

【縦覧に供する場所】 日本たばこ産業株式会社 埼玉支店

(さいたま市大宮区下町一丁目55番1号)

日本たばこ産業株式会社 横浜支店

(横浜市西区花咲町六丁目143番地)

日本たばこ産業株式会社 名古屋支店

(名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号)

日本たばこ産業株式会社 大阪支店

(大阪市北区大淀南一丁目5番10号)

日本たばこ産業株式会社 神戸支店

(神戸市中央区中山手通三丁目7番23号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目3番17号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高(百万円)	4, 492, 263	4, 625, 151	4, 664, 513	4, 637, 657	4, 769, 387
経常利益(百万円)	173, 231	213, 599	270, 251	297, 842	312, 044
当期純損益(△は損失) (百万円)	75, 301	△7, 602	62, 583	201, 542	210, 772
純資産額(百万円)	1, 622, 654	1, 507, 937	1, 498, 203	1, 762, 511	2, 024, 615
総資産額(百万円)	2, 957, 665	3, 029, 083	2, 982, 056	3, 037, 378	3, 364, 663
1株当たり純資産額(円)	811, 204. 03	771, 516. 28	781, 813. 72	919, 780. 33	204, 617. 68
1株当たり当期純損益金額 (△は 損失) (円)	37, 527. 69	△3, 966. 78	32, 089. 84	105, 084. 78	22, 001. 10
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額(円)	1	1	1	-	_
自己資本比率(%)	54. 86	49. 78	50. 24	58. 03	58. 26
自己資本利益率(%)	4.65	△0. 49	4. 16	12.36	11. 32
株価収益率(倍)	18. 84		37. 08	19.70	26. 32
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	258, 056	334, 501	250, 839	150, 342	435, 958
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△74, 876	△228, 619	176, 914	△26, 357	△149, 692
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	△111,967	△109, 334	△202, 195	△48, 134	△32, 634
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	602, 644	601, 661	829, 087	920, 141	1, 179, 522
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	38, 628 [9, 044]	39, 243 [10, 790]	32, 640 [11, 387]	31, 476 [12, 187]	33, 428 [10, 353]

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 第22期から、純資産額の算定にあたっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 - 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 4. 第19期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
 - 5. 平成18年4月1日をもって1株につき5株の割合で株式分割を行っており、平成18年3月末時点の株価 は権利落ち後の株価となっております。従いまして、第21期の株価収益率は1株当たり純資産額等との 整合性を図るため、権利落ち後の株価に分割割合を乗じて算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高(百万円)	2, 641, 892	2, 694, 310	2, 685, 948	2, 370, 645	2, 330, 453
経常利益(百万円)	121, 393	154, 320	194, 120	192, 830	189, 730
当期純損益(△は損失)(百万円)	57, 228	△29, 533	27, 030	126, 268	132, 456
資本金(百万円)	100, 000	100, 000	100,000	100, 000	100, 000
発行済株式総数(千株)	2,000	2, 000	2,000	2, 000	10, 000
純資産額(百万円)	1, 633, 185	1, 557, 476	1, 527, 787	1, 643, 098	1, 753, 067
総資産額(百万円)	2, 509, 624	2, 609, 212	2, 548, 924	2, 410, 096	2, 561, 865
1株当たり純資産額(円)	816, 533. 99	796, 930. 96	797, 300. 01	857, 497. 63	182, 990. 92
1株当たり配当額(円) (うち、1株当たり中間配当額) (円)	10, 000 (4, 000)	10, 000 (5, 000)	13, 000 (5, 000)	16, 000 (7, 000)	4, 000 (1, 800)
1株当たり当期純損益金額 (△は 損失) (円)	28, 555. 17	△14, 995. 23	13, 836. 11	65, 839. 28	13, 826. 19
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額(円)	_	_	_	_	-
自己資本比率(%)	65. 1	59. 7	59. 9	68. 2	68. 4
自己資本利益率(%)	3. 55	△1.85	1. 75	7.96	7.80
株価収益率(倍)	24. 76	_	86. 01	31. 44	41. 88
配当性向(%)	35. 0	_	94. 0	24. 3	28.9
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	14, 172 [1, 657]	13, 769 [1, 407]	10, 124 [1, 257]	8, 855 [1, 285]	8, 930 [1, 195]

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 第22期から、純資産額の算定にあたっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 - 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 4. 第19期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
 - 5. 第20期の当社の1株当たり配当額13,000円は、会社設立20周年記念配当1,000円を含んでおります。
 - 6. 平成18年4月1日をもって1株につき5株の割合で株式分割を行っており、平成18年3月末時点の株価 は権利落ち後の株価となっております。従いまして、第21期の株価収益率は1株当たり純資産額等との 整合性を図るため、権利落ち後の株価に分割割合を乗じて算定しております。

2 【沿革】

(1) 株式会社移行の経緯

当社の前身となる日本専売公社(以下「公社」という。)は、「国の専売事業の健全にして能率的な実施に当たることを目的」として、昭和24年6月1日に設立され、たばこ専売制度等の実施主体として、たばこの安定的提供と財政収入の確保に貢献する等の役割を果たしてまいりました。

しかし、昭和50年代に入り、成年人口の伸び率の鈍化、喫煙と健康問題の高まり等のため、需要の伸びが鈍化し、販売数量はほぼ横這いで推移するにいたり、このような傾向は更に続くものと予想され、需要の構造的変化としてとらえざるを得ない状況と考えられました。また、外国たばこ企業に対する実質的な市場開放が進展し、国内市場における内外製品間の競争が展開されるなかで、たばこ専売制度の枠内では対応困難な諸外国からの市場開放要請の強まり、さらに、国内における公社制度に対する改革動向の中で、昭和56年3月臨時行政調査会が発足し、同調査会の第3次答申(昭和57年7月30日)において、専売制度、公社制度に対する抜本的な改革が提言されました。

これを受けて政府は、制度全体の見直しを進め、

- ・たばこの輸入自由化を図るためたばこ専売法を廃止するとともに、新たにたばこ事業に関し所要の調整を図 るためのたばこ事業法の制定
- ・たばこの輸入自由化の下、国内市場において外国たばこ企業と対等に競争していく必要があることから、日本専売公社法を廃止するとともに、公社を合理的企業経営が最大限可能な株式会社に改組し、必要最小限の公的規制を規定する日本たばこ産業株式会社法の制定

を中心とするいわゆる専売改革関連法として法案化し、これら法律案は、第101国会において、昭和59年8月 3日成立し、同年8月10日に公布されました。

当社設立前の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
昭和24年6月	日本専売公社設立
昭和32年7月	国産初のフィルター付製造たばこ「ホープ(10)」発売
昭和38年2月	製造たばこの販売店配送等を目的とする東京たばこ配送㈱を設立
	その後昭和47年3月までの間に関西、中部、九州及び北海道たばこ配送㈱を設立して全国体制
	整備
昭和48年1月	研究開発体制の充実・強化を図るため、中央研究所を横浜市に建設し、東京都より移転
昭和52年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため宇都宮・茂木両工場を廃止し、北関東工場を設置
昭和54年9月	たばこ製造の近代化、効率化のため磐田工場を廃止し、東海工場を設置
昭和57年7月	専売改革を含む臨時行政調査会第3次答申
昭和57年9月	たばこ製造の近代化、効率化のため京都・茨木・高槻3工場を廃止し、関西工場を設置
昭和59年4月	製造たばこの輸出を目的とする日本たばこインターナショナル㈱を設立
昭和59年8月	「専売改革関連法案」成立(8月10日公布)

(2) 当社設立後の状況

当社は、日本たばこ産業株式会社法(昭和59年8月10日法律第69号)に基づき、昭和60年4月1日に公社財産の全額出資により設立されました。当社は設立に際し、公社の一切の権利義務を承継しました。当社設立後の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
昭和60年4月	日本たばこ産業株式会社設立
昭和60年4月	新規事業の積極的展開を図るため事業開発本部を設置
	その後平成2年7月までの間に各事業の推進体制強化のため、同本部を改組し、医薬、食品等
	の事業部を設置
昭和61年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため福岡・鳥栖両工場を廃止し、北九州工場を設置
	その後平成8年6月までの間にたばこ製造体制の合理化のため9たばこ工場を廃止
昭和63年10月	コミュニケーション・ネーム「JT」を導入
平成3年7月	新本社ビル建設のため、本社を東京都港区から東京都品川区に移転
平成5年9月	医薬事業研究開発体制の充実・強化を図るため、医薬総合研究所を設置
平成6年10月	政府保有株式の第一次売出し(394, 276株)
	東京、大阪、名古屋の各証券取引所市場第一部に株式を上場
平成6年11月	京都、広島、福岡、新潟、札幌の各証券取引所に株式を上場
平成7年5月	本社を東京都品川区から東京都港区に移転
平成8年6月	政府保有株式の第二次売出し(272,390株)
平成9年4月	塩専売制度廃止に伴い、当社の塩専売事業が終了
	たばこ共済年金を厚生年金に統合
平成10年4月	㈱ユニマットコーポレーションと清涼飲料事業での業務提携に関する契約を締結
	その後、同社の発行済株式の過半数を取得
平成10年12月	鳥居薬品㈱の発行済株式の過半数を、公開買付により取得
平成11年5月	米国のRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得
平成11年7月	旭フーズ㈱など子会社8社を含む旭化成工業㈱の食品事業を取得
平成11年10月	鳥居薬品㈱との業務提携により、医療用医薬品事業における研究開発機能を当社に集中し、プ
	ロモーション機能を鳥居薬品㈱に統合
平成15年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、仙台・名古屋・橋本工場を閉鎖
平成15年10月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得(45,800株)
平成16年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、広島・府中・松山・那覇工場を閉
	鎖
平成16年6月	政府保有株式の第三次売出し(289,334株)により政府の保有義務が及ばない株式についての
	売却が完了
平成16年11月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得(38,184株)
~平成17年3月	
平成17年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、上田・函館・高崎・高松・徳島・
	臼杵・鹿児島・都城工場を閉鎖
平成17年4月	マールボロ製品の日本国内における製造及び販売、商標を独占的に使用するライセンス契約の
	終了
平成18年12月	英国Gallaher社の買収手続き開始の合意

3【事業の内容】

当社と、連結子会社153社、持分法適用関連会社11社から構成される当社グループが営んでいる主な事業内容、 各関係会社等の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

なお、次の5区分は「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

[国内たばこ事業]

当該事業につきましては、製造たばこの製造、販売を行っております。

当社が製造、販売を行い、TSネットワーク㈱が当社製品の配送、代金集金業務及び外国たばこ製品(輸入たばこ製品)の卸売販売等の流通業務を行っております。また、日本フィルター工業㈱等が材料品の製造を、中日本プラントサービス㈱等が工場の保全業務等を行っております。

(主な関係会社)

TSネットワーク㈱、ジェイティ物流㈱、日本フィルター工業㈱、富士フレーバー㈱、ジェイティエンジニアリング㈱、中日本プラントサービス㈱、西日本プラントサービス㈱、九州プラントサービス㈱、東日本プラントサービス㈱、㈱ジェイティブイネット、日本メタライジング工業㈱、Japan Tobacco (Hong Kong) Ltd. その他連結子会社7社、持分法適用関連会社2社

(注) 日本メタライジング工業㈱につきましては、解散することを決定しております。

[海外たばこ事業]

当該事業につきましては、製造、販売を統括するJT International S.A. を中核として、製造たばこの製造、販売を行っております。

(主な関係会社)

JT International S.A.、JTI-Macdonald Corp.、ZAO JTI Marketing and Sales、LLC Petro (000 Petro)、JT International Germany GmbH、JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S. その他連結子会社84社、持分法適用関連会社2社

[医薬事業]

当該事業につきましては、医療用医薬品の研究開発、製造、販売を行っております。

主に当社が研究開発を行い、鳥居薬品㈱が製造、販売・プロモーション業務(当社製品を含む)を行っております。

(主な関係会社)

鳥居薬品㈱(東京証券取引所市場第一部上場)、ジェイティファーマアライアンス㈱、Akros Pharma Inc. その他連結子会社 1 社

[食品事業]

当該事業につきましては、清涼飲料水、加工食品、調味料の製造、販売等を行っております。

飲料事業におきましては、ジェイティフーズ㈱が当社の清涼飲料水の販売を行い、㈱ジャパンビバレッジ等が 当社製品を含む清涼飲料水等を自動販売機で販売しております。また、加工食品事業、調味料事業におきまして は、ジェイティフーズ㈱が当社の冷凍加工食品、調味料等の販売を行っております。

(主な関係会社)

ジェイティフーズ㈱、㈱ジャパンビバレッジ、ジェイティエースター㈱、日本食材加工㈱、サンバーグ㈱、一品香食品㈱、旭食材㈱、㈱サンジェルマン、Hans Continental Smallgoods Pty. Ltd.、Thai Foods International Co., Ltd.、威海佳康食品有限公司、Swickers Kingaroy Bacon Factory Pty. Ltd.、上海穫實食品有限公司

その他連結子会社14社、持分法適用関連会社4社

(注) (構ジャパンビバレッジ四国につきましては、昨年4月、(構ジャパンビバレッジが吸収合併しております。

[その他事業]

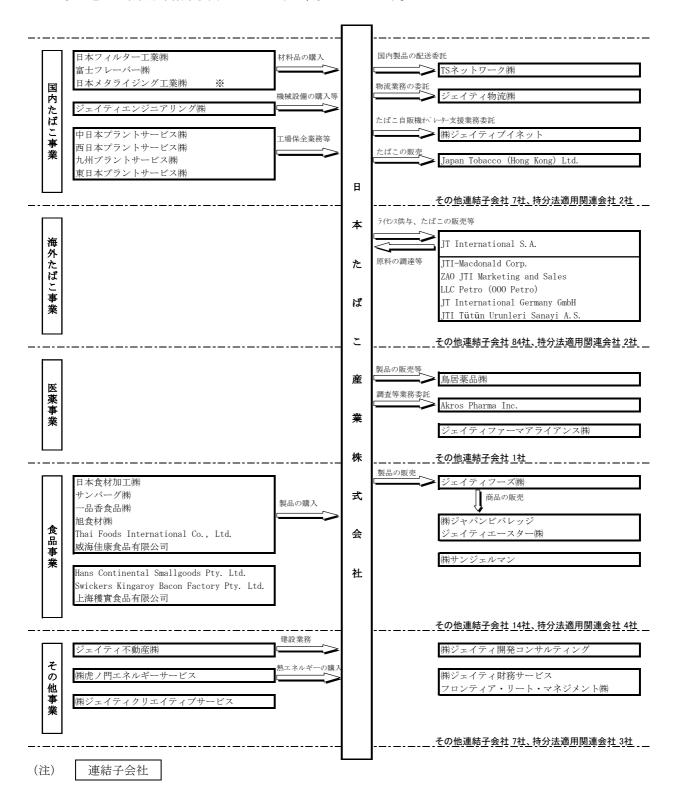
不動産事業につきましては、不動産施設の賃貸及び運営等を行っております。その他に、各種製品の製造、販売や当社グループ全般に対してサービスの提供を行う関係会社があります。

(主な関係会社)

ジェイティ不動産㈱、㈱ジェイティ財務サービス、㈱ジェイティクリエイティブサービス、㈱虎ノ門エネルギーサービス、フロンティア・リート・マネジメント㈱、㈱ジェイティ開発コンサルティング その他連結子会社7社、持分法適用関連会社3社

- (注) 1. ジェイティエス電装㈱ (昨年4月に関東住電装㈱に商号変更) につきましては、昨年4月、当社が 保有していた株式51.0%のうち17.6%を住友電装㈱に譲渡いたしました。
 - 2. ジェイティトーシ㈱につきましては、本年2月27日付で清算結了しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりです。



※日本メタライジング工業㈱につきましては、解散することを決定しております。

4 【関係会社の状況】

				議決権に 対する 所有割合	関係内容						
名称		資本金 (百万円)	事業 内容		役員の兼任等		資金	W 116 L - T - 1	設備の		
		(11/3/11)	1.141.	(%)	当社 役員	当社 従業員	援助	営業上の取引	賃貸借		
(連結子会社)											
TSネットワーク㈱ ※1	東京都台東区	460	国内たばこ	74. 5	_	有	_	製造たばこの 配送及び代金 集金業務の委 託	有		
ジェイティ物流㈱	東京都 渋谷区	207	国内たばこ	100.0	_	有	_	製造たばこ、 原材料の運送 委託	有		
日本フィルター工業㈱	東京都 渋谷区	461	国内 たばこ	86.8	_	_	_	製造たばこ用 フィルターの 購入	有		
富士フレーバー㈱	東京都羽村市	196	国内 たばこ	100. 0	_	有	_	製造たばこ用 香料の購入	有		
ジェイティエンジニアリン グ㈱	東京都墨田区	200	国内 たばこ	100.0	_	有	_	機械設備の購 入等	有		
中日本プラントサービス㈱	静岡県 磐田市	84	国内 たばこ	100.0	_	有	_	設備機械の保 全業務の委託 等	有		
西日本プラントサービス㈱	京都市 伏見区	125	国内たばこ	100.0	_	有	_	設備機械の保 全業務の委託 等	有		
九州プラントサービス㈱	福岡県 筑紫野市	108	国内 たばこ	100.0	_	有	_	設備機械の保 全業務の委託 等	有		
東日本プラントサービス㈱	栃木県 宇都宮市	115	国内たばこ	100.0	_	有	_	設備機械の保 全業務の委託 等	有		
㈱ジェイティブイネット	東京都板橋区	80	国内たばこ	100.0	_	有	_	たばこ自販機 オペレーター 支援業務委託	有		
日本メタライジング工業㈱	神奈川県茅ヶ崎市	400	国内 たばこ	100.0	_	有	_	製造たばこ用 アルミ蒸着紙 の購入	有		
Japan Tobacco (Hong Kong) Ltd.	香港	千HKD 26,000	国内 たばこ	100. 0 (100. 0)	_	有	_	製造たばこの 販売	_		
JT International S.A. × 2	スイス (ジュネーブ)	千CHF 1, 215, 425	海外 たばこ	100. 0 (100. 0)	有	_	_	ライセンス供 与、製造たば この販売等	_		
JTI-Macdonald Corp. ※2	カナダ (ノバスコシア州)	千CAD 124, 996	海外 たばこ	100. 0 (100. 0)	_	_	_	-	_		
ZAO JTI Marketing and Sales	ロシア (モスクワ)	千RUB 700	海外 たばこ	100. 0 (100. 0)	_	_	_	_	_		
LLC Petro (000 Petro)	ロシア (サンクトペテル ブルク)	千RUB 328, 439	海外 たばこ	100. 0 (100. 0)	_	_	_	_	_		
JT International Germany GmbH	ドイツ (ケルン)	千EUR 54, 706	海外 たばこ	100. 0 (100. 0)	_	_	_	_	_		
JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S. ※2	トルコ (イスタンブール)	千TRY 148, 824	海外 たばこ	100. 0 (100. 0)	_	_	_	_	_		
JT International Holding B.V. ※2	オランダ (ヒルバーサム)	千EUR 1,380,018	海外 たばこ	100. 0 (100. 0)	有	有	_	_	_		

					関係内容						
名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合	役員の	兼任等	資金		設備の		
		(日が日)	P1合	(%)	当社 役員	当社 従業員	援助	営業上の取引	賃貸借		
JT Canada LLC Inc. ※ 2	カナダ (ノバスコシア州)	千CAD 485, 996	海外 たばこ	100. 0 (100. 0)	_	_	_	_	_		
JT Canada LLC II Inc. ※ 2	カナダ (ノバスコシア州)	千CAD 134, 306	海外 たばこ	100. 0 (100. 0)	_	_	_	-	_		
鳥居薬品㈱ ※3	東京都中央区	5, 190	医薬	54. 5	_	有	_	製品の販売	有		
ジェイティファーマアライ アンス(株)	東京都港区	360	医薬	100.0	有	有	_	_	有		
Akros Pharma Inc.	アメリカ (ニュージャー ジー州)	千USD 1	医薬	100. 0 (100. 0)	_	有	_	調査等業務委託	_		
ジェイティフーズ㈱	東京都品川区	490	食品	100.0	_	有	-	清涼飲料、加工食品、調味 料等の販売委 託	有		
㈱ジャパンビバレッジ ※2	東京都新宿区	10, 471	食品	66. 7	_	有	_	ジェイティ フーズ(棋を通 じた清涼飲料 水の販売	有		
ジェイティエースター㈱	千葉市稲毛区	78	食品	100.0	_	有	有	ジェイティ フーズ(株)を通 じた清涼飲料 水の販売	有		
日本食材加工㈱	宮崎県 宮崎市	140	食品	100.0	_	有	_	加工食品、調 味料等の購入	_		
サンバーグ㈱	茨城県 猿島郡	100	食品	100.0	_	有	有	加工食品の購 入	有		
一品香食品㈱	福岡県 粕屋郡	35	食品	100.0	_	有	_	加工食品、調 味料等の購入	有		
旭食材㈱	宮崎県延岡市	54	食品	100.0	_	有	_	加工食品、調 味料等の製造 委託	_		
㈱サンジェルマン	東京都 渋谷区	300	食品	100.0	_	有	有	_	_		
Hans Continental Smallgoods Pty. Ltd.	オーストラリア (クイーンズラン ド州)	千AUD 45, 229	食品	100.0	_	有	有	_	_		
Thai Foods International Co., Ltd.	タイ (ナコム・パトム)	千THB 1, 199, 000	食品	100.0	_	有	有	調味料の購入	_		
威海佳康食品有限公司	中国 (山東省)	千元 100, 961	食品	96. 1	_	有	有	_	_		
Swickers Kingaroy Bacon Factory Pty. Ltd.	オーストラリア (クイーンズラン ド州)	千AUD 6,465	食品	65. 0 (65. 0)	_	有	_	_	_		
上海穫實食品有限公司	中国 (上海市)	千元 83, 587	食品	100.0	_	有	有	_	_		
ジェイティ不動産㈱	東京都 渋谷区	450	その他	100.0	_	有	_	建設工事の設 計施工委託等	有		
㈱ジェイティ財務サービス	東京都大田区	160	その他	100.0	_	有	_	各種機器の リース等	有		
㈱ジェイティクリエイティ ブサービス	東京都大田区	200	その他	100.0	_	有	_	事務用諸物品 の購入等	有		
㈱虎ノ門エネルギーサービ ス	東京都港区	450	その他	81. 0	_	有	1	_	有		

				議決権に	関係内容			系内容	
名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	戦失権に 対する 所有割合	役員の兼任等		資金	N/All4 L o TC 71	設備の
		(1)311)	1.74	(%)	当社 役員	当社 従業員	援助	営業上の取引	賃貸借
フロンティア・リート・マ ネジメント㈱	東京都港区	450	その他	100.0	-	有	-	-	1
㈱ジェイティ開発コンサル ティング	東京都港区	20	その他	100. 0	_	有	-	不動産の開発 企画及び開発 物件の設計・ 監理の業務委 託	有
JT Europe Holding B.V. ※ 2	オランダ (ヒルバーサム)	手EUR 1,380,018	その他	100.0	_	有	_	_	_
その他109社									
(持分法適用関連会社)									
ジェイティシイエムケイ㈱	新潟県 長岡市	400	その他	33. 4	_	有	_	_	有
(㈱エヌ・ティ・ティ・デー タ・ウェーブ	東京都 渋谷区	100	その他	19. 9	_	有	_	情報システム の設計及び開 発等の委託	-
関東住電装㈱	栃木県 小山市	240	その他	33. 4	_	有	_	_	有
その他8社									

- (注) 1. 「事業内容」には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 - 2. ※1:TSネットワーク㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に 占める割合が10%を超えております。

TSネットワーク㈱の主要な損益情報等は次のとおりです。

(1) 売上高 1,240,236百万円 (2) 経常利益 7,872百万円 (3) 当期純利益 4,296百万円 (4) 純資産額 27,012百万円 (5) 総資産額 190,564百万円

- 3. ※2:特定子会社に該当しております。
- 4. ※3:有価証券報告書を提出しております。
- 5. 「議決権に対する所有割合」の()内は、間接所有割合を表示(内書)しております。
- 6. 「役員の兼任等」には、当社との兼任及び当社からの出向を含んでおります。
- 7. 日本メタライジング工業㈱につきましては、解散することを決定しております。
- 8. 決算日が12月31日の海外子会社については、平成18年12月31日現在の状況を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成19年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
国内たばこ事業	11, 534 [4, 965]
海外たばこ事業	12, 401 [422]
医薬事業	1, 554 [0]
食品事業	7, 084 [4, 738]
その他事業	461 [228]
提出会社の全社共通業務	394 [0]
슴콹	33, 428 [10, 353]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
 - 2. 決算日が12月31日の海外子会社については、平成18年12月31日現在の従業員数により算定しております。

(2) 提出会社の状況

(平成19年3月31日現在)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与(円)
8, 930 [1, 195]	41.6	20. 5	8, 315, 675

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
 - 2. 従業員数は、契約社員 (80人)、休職者 (62人)、当社への出向者 (74人)を含み、当社からの出向者 (1,128人)の他、退職を前提とする長期休職者 (548人) は含んでおりません。
 - 3. 平均勤続年数には、旧日本専売公社における勤続年数を含んでおります。
 - 4. 平均年間給与(税込)は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには主要な労働組合として、全日本たばこ産業労働組合が組織されており、日本食品関連産業労働組合総連合会(フード連合)に所属し、上部団体として、日本労働組合総連合会(連合)、国際食品関連産業労働組合連合会(IUF)に加入しております。

また、労使関係につきましては良好であり特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、下半期に入り個人消費の伸びに鈍化がみられたものの、企業収益の改善や設備投資の増加等により、景気は緩やかな回復基調にありました。世界経済におきましては、米国で景気が緩やかに拡大し、アジアでは中国等で景気の拡大が続き、欧州でも景気は回復してきました。

このような状況のもと、当社グループでは、昨年5月に策定した中期経営計画「JT2008」に沿った施策を着 実に実行し、将来に亘る持続的な成長の実現に向け取り組んでおります。

①売上高

国内たばこ事業における販売数量の減少があったものの、たばこ税増税時に実施した定価改定に伴う販売単価の上昇、海外たばこ事業における販売数量の増加等により、売上高は前年度比1,317億円増収の4兆7,693億円(前年度比2.8%増)となりました。

②営業利益

国内たばこ事業における販売単価の上昇及びコスト削減、海外たばこ事業における利益成長等により、営業利益は前年度比250億円増益の3,319億円(前年度比8.2%増)となりました。

③経常利益

Gallaher社買収に備えた資金調達に関連する費用等の発生により営業外損益が悪化しましたが、経常利益は前年度比142億円増益の3,120億円(前年度比4.8%増)となりました。

④当期純利益

固定資産売却損が減少したこと等により、当期純利益は前年度比92億円増益の2,107億円(前年度比4.6%増)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

[国内たばこ事業]

国内たばこ事業につきましては、当社グループの利益創出の中核として位置づけております。国内市場における総需要の減少により、競合他社との競争が激化する中、昨年7月のたばこ税増税の実施に伴い、事業環境は一層厳しさを増しております。当社としては、伸張セグメントへの効果的な新製品投入に加え、既存ブランドについても必要な刷新・強化を行い、シェア確保に努めるとともに、生産性の向上につきましても、不断の取り組みを行っております。

当連結会計年度においては、中核ブランドであるマイルドセブン・ファミリーのパッケージについて、昨年5月からボックス製品5銘柄に「ブルーウインド」マークを採用しており、さらに、昨年12月からはソフトパック製品及びタール1mg製品9銘柄のデザインを変更し、ブランドイメージの統一を図りました。伸張セグメントへの効果的な新製品の投入として、D-spec製品(当社独自の「たばこの先から立ち上るにおいを抑える」低臭気技術を活用した製品)7銘柄を含む7ブランド9銘柄(表1)を発売するとともに、地域限定で発売していた製品のうち、お客様の支持が強い製品について、4ブランド4銘柄(表2)を全国拡販し、効率的・効果的な販売促進活動を行っております。

(表1)

平成18年10月発売

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	初期発売地域	備考
キャビン・ワン・テイスティ・ 100's・ボックス	300円/20本	1 mg/0.1mg	宮城県・神奈川県・愛 知県・京都府・福岡県 を除く42都道府県	
キャメル・メンソール・ボックス	320円/20本	8 mg/0.7mg	宮城県	メンソール製品 D-spec製品
さくら	350円/20本	$7\mathrm{mg}/0.6\mathrm{mg}$	神奈川県	D-spec製品
ピース・インフィニティ	350円/20本	$8\mathrm{mg}/0.7\mathrm{mg}$	京都府	D-spec製品
セーラム・アイスブルー※	320円/20本	8 mg/0.6mg	福岡県	メンソール製品 D-spec製品

※当社在庫の売り尽くしをもって廃止とさせていただきます。

平成18年12月発売

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	初期発売地域	備考
マイルドセブン・スーパーライト・100's・ボックス	300円/20本	$6\mathrm{mg}/0.5\mathrm{mg}$	北海道	

平成19年1月発売

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	初期発売地域	備考
ディースペック・エイチ・サイド スライド・ボックス	320円/20本	12mg/0.9mg		D-spec製品
ディースペック・アール・サイド スライド・ボックス	320円/20本	5 mg/0.5mg	東京都・神奈川県・千 葉県・埼玉県・福岡県	D-spec製品
ディースペック・シー・サイドス ライド・ボックス	320円/20本	7 mg/0.6mg		メンソール製品 D-spec製品

(表2)

平成18年4月全国拡販

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	備考		
セブンスター・レボ・ウルトララ イト・メンソール・ボックス	320円/20本	3 mg/0. 2mg	メンソール製品・D-spec製品		
平成18年12月全国拡販					
銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	備考		

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	備考
キャビン・ワン・テイスティ・ 100's・ボックス	300円/20本	1 mg/0.1mg	

平成19年2月全国拡販

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	備考
マイルドセブン・スーパーライト・100's・ボックス	300円/20本	$6\mathrm{mg}/0.5\mathrm{mg}$	

平成19年3月全国拡販

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	備考
キャメル・メンソール・ボックス	320円/20本	$8\mathrm{mg}/0.7\mathrm{mg}$	メンソール製品・D-spec製品

当連結会計年度における紙巻たばこの販売数量は、平成17年4月末日をもってマールボロ製品の日本国内におけるライセンス契約を終了したことによる減少要因に加え、昨年7月のたばこ税増税の実施に伴う定価改定の影響により、前年度に対し145億本減少し、1,749億本(注)(前年度比7.7%減)、シェアは、64.8%(前年度比1.6ポイント減)となりました。一方、千本当税抜売上高は、定価改定に伴う販売単価の上昇により、前年度に対し126円増加し、3,990円となりました。

この結果、売上高は、販売数量の減少があったものの、たばこ税増税時に実施した定価改定に伴う販売単価の上昇により、前年度比109億円増収の3兆4,162億円(前年度比0.3%増)となりました。営業利益は、販売単価の上昇、コストの削減に加え、葉たばこ評価洗替差損益の改善により、前年度比252億円増益の2,453億円(前年度比11.5%増)となりました。

また、当連結会計年度における国内で生産した紙巻たばこの数量は、1,943億本(前年度比5.3%減)となりました。

(注) 国内たばこ事業の販売数量には、当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・ 香港・マカオ市場の当連結会計年度における販売数量34億本があります。

[海外たばこ事業]

海外たばこ事業につきましては、当社グループの利益成長の牽引役として、子会社 JT International S.A. を中核に、グローバル・フラッグシップ・ブランド(国際的な主要ブランドである「キャメル」「ウィンストン」「マイルドセブン」「セーラム」、以下「GFB」)を中心とした成長に努めております。当連結会計年度における紙巻たばこの販売数量は、利益成長を主眼に注力しているGFBが好調に推移したことを主要因に、前年度に対し198億本増加し、2,401億本(前年度比9.0%増)となりました。GFBの販売数量は、「キャメル」がイタリア、フランスで、「ウィンストン」がロシア、スペイン、イラン、トルコ、ウクライナで、「マイルドセブン」がロシアで伸張したこと等から、前年度に対し153億本増加し、1,491億本(前年度比11.4%増)となりました。

この結果、GFBを中心とした販売数量の増加により、売上高は、前年度比1,184億円増収の9,996億円(前年度比13.4%増)、営業利益は、前年度比100億円増益の810億円(前年度比14.2%増)となりました。

また、当連結会計年度における海外で生産した紙巻たばこの数量は、2,004億本(前年度比15.9%増)となりました。

- ※ 当連結会計年度の為替レートにつきましては 1 US ドル=116.38円、前年度の為替レートにつきましては 1 US ドル=110.26円です。
- ※ 海外たばこ事業につきましては、平成18年(2006年) $1 \sim 12$ 月の実績を当連結会計年度の実績として おります。

[医薬事業]

医薬事業につきましては、将来における柱事業を目指し、事業価値増大の早期実現に向け、臨床開発品の 着実なステージアップと研究開発パイプラインの充実に努めております。また、導出・導入機会の戦略的な 探索にも引き続き取り組んでおります。

開発状況としましては、高尿酸血症治療薬「JTT-552」が臨床試験段階に移行したことにより、自社開発品7品目が臨床試験の段階にあります。なお、昨年4月には前臨床試験段階の新規化合物をグラクソ・スミスクライン社へ、昨年12月には前臨床試験段階の抗体医薬候補品をメディミューン社へ、それぞれ導出いたしました。

アグロン社(現在、ファイザー社の子会社)と共同開発し、米国、欧州及び日本等で販売しております抗 HIV 薬「ビラセプト」のロイヤリティ収入につきましては、市場における競争の激化により、減少いたしました。

また、子会社鳥居薬品㈱につきましては、外用副腎皮質ホルモン剤「アンテベート」及び抗HIV薬「ツルバダ」等が伸張しましたが、昨年4月より実施の薬価改定の影響等もあり、主力品である蛋白分解酵素阻害剤「注射用フサン」、肝臓疾患用剤・アレルギー用薬「強力ネオミノファーゲンシー」等の売上高が減少したことから減収となりました。

この結果、売上高は、グラクソ・スミスクライン社、メディミューン社への導出に伴う一時的収入等があったものの、前年度はギリアド・サイエンシズ社への抗HIV薬「JTK-303」の導出に伴う一時的収入を計上していたこと、鳥居薬品㈱における減収等により、前年度比38億円減収の454億円(前年度比7.7%減)となりました。利益面では、これらの要因に加え、当社における研究開発費の増加により、営業損失は112億円(前年度は50億円の営業損失)となりました。

なお、平成17年3月に当社、東レ㈱、鳥居薬品㈱との間で国内における共同開発及び販売権に関する契約を締結し、共同開発を進めてきた血液透析患者におけるそう痒症を対象とする東レ㈱創製の止痒薬について、昨年11月、東レ㈱が新薬承認申請を行いました。また、この止痒薬については、肝疾患に伴うそう痒症を適応症とする国内における共同開発及び販売に関する契約を、昨年9月に締結いたしました。

[食品事業]

食品事業につきましては、当社グループの柱事業として、飲料事業、加工食品事業(冷凍加工食品、ベーカリー、チルド加工食品、常温加工食品)、調味料事業の3分野に注力し、競争優位性の確立へ取り組むとともに、綜合食品メーカーとしての基盤確立に努めております。

飲料事業におきましては、自動販売機オペレーターである子会社㈱ジャパンビバレッジを中心とした着実な拡大を図るとともに、基幹ブランドである「ルーツ」を中心に、差別化を徹底的に追求した新製品等を積極的に開発・投入いたしました。

加工食品事業におきましては、市販用冷凍食品の「お弁当大人気!」シリーズ、「いまどき和膳」シリーズ等のラインナップの充実・強化を図り、事業量の拡大及び収益力の強化に努めてまいりました。

調味料事業におきましては、当社独自の技術を活用した高核酸酵母エキス等の天然調味料の開発・上市等を通じ、事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

この結果、飲料事業における自動販売機販路の拡大及び「ルーツ」の堅調な伸張、加工食品事業における 冷凍加工食品及びチルド加工食品の事業量の拡大等により、売上高は、前年度比81億円増収の2,865億円 (前年度比2.9%増)、営業利益は、前年度比3億円増益の67億円(前年度比6.0%増)となりました。

〔その他事業〕

その他事業につきましては、株式譲渡による連結子会社の減少等により、売上高は、前年度比21億円減収の214億円(前年度比8.9%減)となりました。営業利益は、前年度比6億円増益の93億円(前年度比7.6%増)となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりです。

[日本]

当連結会計年度の日本における売上高は、国内たばこ事業における販売数量の減少があったものの、定価改定に伴う販売単価の上昇により、前年度比84億円増収の3兆7,184億円(前年度比0.2%増)となりました。営業利益につきましては、国内たばこ事業における販売単価の上昇及びコストの削減等により、前年度比203億円増益の2,484億円(前年度比8.9%増)となりました。

[西欧]

当連結会計年度の西欧における売上高は、スペインでのたばこ税増税に関わる影響等があったものの、日本円に換算する際に有利な為替影響があった結果、前年度比152億円増収の3,538億円(前年度比4.5%増)となりました。また営業損失につきましては、スペインでのたばこ税増税に関わる影響、平成17年5月から海外たばこ事業における日本市場での実績を国内たばこ事業へ移管した影響等により、前年度に対し179億円悪化し188億円(前年度は8億円の営業損失)となりました。

〔その他〕

当連結会計年度のその他地域における売上高は、海外たばこ事業において、ロシア、イラン、トルコ、ウクライナ等における売上が好調なこと等により前年度比1,080億円増収の6,971億円(前年度比18.3%増)となり、営業利益につきましては、前年度比286億円増益の1,015億円(前年度比39.4%増)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースでの現金及び現金同等物は、前年度末に比べ2,593億円増加し、1兆1,795億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、4,359億円の収入(前年度は1,503億円の収入)となりました。これはたばこ事業による安定したキャッシュ・フローの創出力に加え、当連結会計年度末が金融機関の休日であったことによる未払たばこ税等の増加、希望退職施策による退職金の支払の減少等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、1,496億円の支出(前年度は263億円の支出)となりました。これは、有価証券の売却及び償還等による収入の増加があったものの、Gallaher社株式の取得による支出が増加したこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、326億円の支出(前年度は481億円の支出)となりました。これは、子会社における短期借入金の増加による収入があったものの、配当金支払の増加があったこと等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、食品事業、その他事業において広範囲かつ多種多様な製品の生産・販売を行っており、その品目・形式・容量・包装等は多種類であること、また主要な製品については受注生産を行っていないことから、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額及び数量で表示することはしておりません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「1.業績等の概要」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社は、長期的に目指す企業像である「価値創造ビジネスを多角的に展開するグローバル成長企業」の実現に向け、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させた、平成21年3月までの3年間についての中期経営計画「JT2008」を昨年5月に策定いたしました。

「JT2008」では、今後想定される様々な環境変化を克服し、将来に亘る持続的な成長を実現するために「組織力、人的競争力、事業基盤の充実・強化といった、将来に向けた投資を積極的に行う」ことをテーマとしております。

国内たばこ事業につきましては、当社グループの利益創出の中核として位置づけてまいります。国内市場における総需要の減少により、競合他社との競争は今後さらに激化する見通しであり、当社といたしましては、トップライン成長に向けて、効果的な新製品の投入に加え、既存ブランドについても必要な刷新・強化を行い、ブランド・エクイティの維持・向上を図ってまいります。併せて、成長販路への活動強化、効率的・効果的な販売促進活動を行うとともに、生産性の向上にも引き続き努めてまいります。なお、成人識別機能付たばこ自動販売機の円滑な全国導入(平成20年実施予定)と運用に向けた取り組みを進めるとともに、たばこを吸われる方と吸われない方が共存できる社会の実現に向けた取り組みも強化してまいります。

海外たばこ事業につきましては、当社グループの利益成長の牽引役として、更なる成長を目指してまいります。この実現に向けて、GFBのブランド価値強化、ブランド・ポートフォリオの活用と展開、販売接点での競争力向上、中核市場への集中、継続的な品質への投資とコスト節減努力といった基本戦略の着実な実行に努めてまいります。

また、世界保健機関 (WHO) による「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、欧州連合 (EU) 及びその他各国におけるたばこに対する諸規制の動きに対しましても、引き続き適切な対応を図ってまいります。

医薬事業につきましては、将来における柱事業を目指し、事業価値増大の早期実現に向け、臨床開発品の着実なステージアップと研究開発パイプラインの充実に努めてまいります。また、導出・導入機会の戦略的な探索にも引き続き取り組んでまいります。

食品事業につきましては、当社グループの柱事業として、飲料事業、加工食品事業(冷凍加工食品、ベーカリー、チルド加工食品、常温加工食品)、調味料事業の3分野に注力し、競争優位性の確立へ取り組むとともに、 綜合食品メーカーとしての基盤の確立に努めてまいります。

また、海外たばこ事業、食品事業を中心とした外部資源の獲得による成長機会も積極的に探索してまいります。 環境保全活動や社会貢献活動につきましても、当社グループが事業活動を行うすべての国や地域において、事 業活動と環境との「調和」、及び、よき隣人としての地域社会との「共生」を目指す観点から、環境負荷低減、 地域貢献活動、国際貢献活動、植林/森林保全活動、青少年育成活動等に積極的に取り組んでまいります。

配当につきましては、中長期的な成長戦略の実施状況及び連結業績見通しを踏まえつつ、資本市場における競争力ある株主還元を目指すことを基本方針とし、当面、連結配当性向20%を目指し、配当水準の向上に努めてまいります。なお、経営の選択肢拡大に向けた自己株式の取得につきましては、経営上の必要性や市場動向等を踏まえたうえで、判断してまいります。

また、本年4月18日に買収完了しましたGallaher社に関しましては、事業統合によって得られるシナジー効果を早期かつ最大限に発揮できるよう、グループ体制の構築に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、別段の表示が無い限り、当該事項は当連結会計年度末において判断したものです。

(1) 当社グループの事業及び収益構造並びに経営方針に係る事項

①国内たばこ事業への依存度について

現状においては、当社グループの主要な事業セグメントは国内たばこ事業であり、当社グループの売上高及び営業利益に相当程度貢献しております。平成18年3月期及び平成19年3月期における国内たばこ事業の売上高(当社が国内で製造販売したもの(ライセンスに基づくものを含む)、当社グループ会社が国内で卸売販売したもの(競合他社製品で利益率の低い製品を含む)及び当社が中国・香港・マカオ市場で販売したものの合計を指します。)は、当社グループの売上高のそれぞれ73.4%及び71.6%を占めており、営業利益はそれぞれ71.7%及び73.9%を占めております。当社グループの国内たばこ事業が何らかの悪影響を受けた場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります(詳細については、下記(2)をご参照ください。)。

②事業拡大について

当社グループは、医薬事業、食品事業が将来において業績に貢献するものと考えており、これらの事業に対する投資を行う予定ですが、かかる投資が期待されるリターンをもたらすという保証はありません。

また、当社グループは、海外たばこ事業におけるRJRナビスコ社の米国以外の全海外たばこ事業の買収、本年4月のGallaher社の買収をはじめとして、国内たばこ、海外たばこ、医薬及び食品事業において、事業の拡大に向け、積極的に外部の経営資源を獲得してまいりました。当社グループは、事業基盤をさらに強化するために、他企業の買収、他企業への出資、他企業との提携及び協力体制構築等の検討を行い、その結果、将来の当社グループの業績に貢献すると判断した場合には、これらを実行することもあり得ます。しかしながら、これらの実行の結果、当社グループの期待する成果が得られない場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、海外における事業については、為替変動、法令や規則の変更、政情不安、経済動向の不確実性、現地における労使関係、税制・関税等の変更、商慣習の相違その他のリスクに直面する可能性があります。

③外国為替の変動による影響について

i 為替換算リスク

当社は円表示で連結財務諸表を作成しておりますが、海外の当社グループ会社は日本円以外の外国通貨で財務諸表を作成しております。従って、海外の当社グループ会社の売上高、営業損益及び純損益は、当社の連結財務諸表の作成時において日本円に換算され、円表示で当社の連結損益計算書に記載されることになるため、当該当社グループ会社が決算に使用する外国通貨の日本円に対する為替の変動による影響を受けることになります。この為替換算リスクは特に当社の連結損益計算書におけるJT International Holding B.V. (当社のオランダにおける連結子会社、以下「JTIH」)の寄与分につき重大な影響を与える可能性があります。JTIHが決算に使用する通貨は米国ドルですが、同社は世界各国に存在する連結子会社又は関連会社を通じて経営を行っており、それらの幾つかは米国ドル以外の通貨により決算を行っております。その結果、当該為替換算リスクには日本円と米国ドルの間の為替変動だけでなく、JTIHが連結決算に使用する通貨である米国ドルと、同社の連結子会社又は関連会社が決算に使用するその他の通貨の間の為替変動も含むことになります。

また、当社が外貨建てで株式等を取得した海外の当社グループ会社について清算、売却、重大な価値の減額 等の事由が発生した場合、当社の連結財務諸表において当該会社に対する投資の損益が計上され、かかる損益 は当該株式等の取得に使用した外国通貨と日本円の間の為替変動の影響を受けます。

ii 外貨取引リスク

当社グループの国際取引の相当程度は日本円以外の通貨でなされており、当社及び当社グループ会社の所在する国の現地通貨により当該取引が行われる場合を除き、かかる取引は外国為替の影響を受けます。当社グループは取引による為替リスクの一部をヘッジしておりますが、かかるヘッジにより当社グループの為替リスクを完全に回避することはできず、為替の動向が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの国内たばこ事業、海外たばこ事業に係る事項

①たばこ需要の減少について

国内たばこ市場における紙巻たばこの総需要は、高齢化の進展、喫煙と健康に関する意識の高まり、喫煙を めぐる規制の強化等を背景に、減少傾向が続いており、当社はかかる減少傾向は継続するものと予測しており ます。海外たばこ市場においても需要の動向は地域によって変動はあるものの、経済環境、地域状況等により 減少する可能性があります。

国内又は海外においてたばこ需要が減少した場合、当社グループの国内たばこ事業、海外たばこ事業における売上高が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

②競合他社との競争について

当社グループは、国内外のたばこ市場においてアルトリア社及びブリティッシュアメリカンタバコ社といった競合他社と熾烈な競争を行っております。

国内のたばこ市場においては、昭和60年の製造たばこの輸入に関する規制の自由化及び昭和62年の輸入紙巻たばこの関税の無税化以降、喫煙者の嗜好の多様化、競合他社の積極的な販売促進活動等により、競合他社との競争は著しく高まってきております。近年の当社の市場シェア(ライセンスに基づくものを含む)は、平成14年度は73.3%、平成15年度は72.9%、平成16年度は72.9%、平成17年度は66.4%、平成18年度は64.8%ですが、将来の国内たばこ市場における当社の市場シェアを正確に予測することはできません。

海外のたばこ市場においては、当社グループは主としてRJRナビスコ社の米国以外の全海外たばこ事業を平成11年に買収することを通じて当社グループの事業の拡大を行いました。また、本年4月にはGallaher社を買収しました。これら買収の結果として、海外の市場において、当社グループはアルトリア社やブリティッシュアメリカンタバコ社のようなグローバルにたばこ事業を展開する企業及びそれぞれの地域において強みを持つ企業との間で、より広範囲にわたって競合関係にあります。

国内及び海外のたばこ市場におけるシェアは、当社グループ及び他社の新製品の投入及びそれらに伴う特別の販売促進活動等の一時的要因によって短期的に変動することがあるほか、競合、価格戦略、喫煙者の嗜好の変化、ブランド力又は各市場における経済情勢その他の多数の要因に影響されて変動いたします。当社グループがこれらの諸要因によりたばこ市場におけるシェアを低下させた場合、又は市場シェアの減少に対抗すべく採用した施策(費用の増加を含む)によっては、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③外国産葉たばこの価格変動について

当社は、国内において製造する製造たばこの原料として、外国産葉たばこを約6割使用しており、一方、当社グループが海外において製造する製造たばこの原料については、現時点において外国産葉たばこを使用しております。外国産葉たばこの価格の変動は、競合他社とともに当社グループの営業利益にも直接的な影響を与えます(国内産葉たばこの買入れ等については、下記(4)②をご参照ください。)。

④たばこに課せられる税金について

国内において製造され又は販売される製造たばこには、たばこの本数を基準とする国たばこ税、地方たばこ税及びたばこ特別税並びに価格を基準とする消費税等が課せられます。また、政府はその予算審議において毎年租税政策を見直しております(詳細については、下記(4)③iiiをご参照ください。)。海外においても、製造たばこは課税対象であり、その課税の対象・根拠・課税標準等は地域によって異なっております。

当社は国内及び海外においてたばこに課せられる税又はその税率等に関する増加又は変更を予測することは できません。

国内又は海外におけるたばこに課せられる税金の増税は、これに対応してたばこの小売定価の値上げを行えば、たばこ需要の減退や低価格製品への需要の移行を促す可能性があり、かかる値上げを行わなければ、国内たばこ事業、海外たばこ事業の収益構造の悪化をもたらし、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤国内及び海外における製造たばこに対する規制について

たばこ事業法、関連法令及び業界自主規準は国内における製造たばこの販売及び販売促進活動に関する規制を設けており、この規制には広告活動や製造たばこの包装に製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促す文言を表示することも含まれております。平成15年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの

包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言等の見直しが行われ、平成17年7月以降、全ての国内向け製造たばこが改正後の規則に従って販売されております。また、財務大臣は、たばこ事業法に基づき、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を示しており、同指針は平成16年3月、より厳格な内容に改正されました(詳細については、下記(4)③iの脚注2をご参照ください。)。社団法人日本たばこ協会も広告及び販売促進活動等に関する自主規準を設けており、当社を含む会員各社は、これを遵守しております。さらに、近年、国内においてレストランやオフィスビルを含む公共の場所等における喫煙が制限されるケースが増加してきましたが、受動喫煙防止に関する努力義務を規定した健康増進法や「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の見直し等により、こうした動向はさらに加速してきております。当社はこのような規制は今後も増加していくものと予測しております。

当社グループが製造たばこを販売している海外市場でも、製造たばこの販売活動、マーケティング及び喫煙 に関する規制が増加する傾向にあります。例えば、欧州連合(EU)による製造たばこに関する指令が平成13年 7月に公布され、この指令はEU加盟国にタール、ニコチン、一酸化炭素の量、個装及び外包に記載される警告 表示、個装に記載される成分、並びに「マイルド」、「ライト」等の形容的表示に関し、EU加盟国の法律、規 則及び行政規定をEU全体で調和することを求めております。また、世界保健機関(WHO)において喫煙の広が りの継続的かつ実質的な抑制を目的とする「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が平成15年5月に 開催された第56回世界保健総会にて採択され、平成17年2月に発効しました。なお、日本政府は平成16年6月 に当該条約を批准しています。当該条約には、たばこ需要減少のための価格及び課税措置についての条項、た ばこ需要減少のための非価格措置についての条項(具体的内容として、たばこ製品の包装及び表示に関する規 制、たばこの広告、販売促進及びスポンサーシップに関する規制等について規定されています。)、たばこの 供給削減に関する措置についての条項(具体的内容として、未成年者へのたばこの販売の禁止等について規定 されています。)等が含まれております。この条約を批准した各国においては、たばこ規制戦略、計画及びプ ログラムを策定し、実施し、定期的に更新し、再検討することが、条約上の一般的義務とされていますが、当 該国における具体的規制の内容・範囲・方法等は各国の法制化の内容によって最終的に定まることとなり、必 ずしも一義的ではありません。また、上記の他に、喫煙についての公的又は公的でない制限も多くの海外市場 で一般に広がっております。

将来における販売活動、マーケティング及び喫煙に関する法律、規則及び業界のガイドラインの正確な内容を予測することはできませんが、当社は当社グループが製品を販売する国内又は海外において上記のような規制又は新たな規制(地方自治体による規制を含む)が広がっていくものと予測しております。

当社グループとしては、たばこに関する適切かつ合理的な規制については支持する姿勢ではありますが、上記のようなたばこに関する規制の強化は、たばこに対する需要の減少や、新たな規制に対応するための費用等の要因を通じて、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥「マイルド」、「ライト」等の形容的表示の禁止

平成13年7月に公布された上記EUの製造たばこに関する指令では、「マイルド」、「ライト」等の形容的表示の使用を禁止する規制を実施するよう加盟国に要求しております。その後、加盟国による規制の法制化が進んだことから、当社グループはEU域内における「マイルドセブン」ブランド製品の販売を中止し、その他のたばこ製品につきましては「マイルド」、「ライト」等の禁止された表示を含まないものへの変更を行っております。

また、WHOの「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においても、「マイルド」、「ライト」等の形容的表示を規制する条項があります。この条項においては、条約発効後3年以内に、締約国はその国内法に従い、特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が少ないとの誤った印象を与える用語等(これらには「マイルド」、「ライト」等といった用語を含めることができます。)を含む、たばこ製品の特徴等に誤った印象を与え得る方法により、たばこ製品の販売を促進しないよう、効果的な措置を採択及び実施するものとされております。

各国が行う立法の内容によっては、EU域内以外の市場においても上記のEUの製造たばこに関する指令の場合と同様の事態が発生する可能性があり、かかる場合には、「マイルドセブン」ブランド製品に匹敵又は相応する新たなブランドを構築するのに多額の費用と時間を要するのみならず、その結果としてこれらと同様の価値と訴求力を有するブランドを構築できる保証はなく、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、日本国内においては、平成15年11月のたばこ事業法施行規則改正により、全ての国内向け製造たばこについて、「マイルド」、「ライト」等の用語を使用する場合には、平成17年7月以降、所要の措置を講じて

おります。当社グループは、上記規則に従って今後とも「マイルド」、「ライト」等の用語を国内で使用する予定です(詳細については、下記(4)③ i の脚注 2 をご参照ください。)。

⑦訴訟等について

i 国内及び海外における喫煙と健康問題関連の訴訟について

当社グループは、国内及び海外において、喫煙に起因して、健康を害されたと主張する訴訟の被告となっております。日本においても当社を被告とする訴訟が、当連結会計年度末において1件係属中です(横浜地方裁判所に係属中。)。

海外における健康問題関連訴訟については、政府機関による医療費返還訴訟及び個人の健康又は財産に係る 損害賠償請求訴訟があり、当社グループを被告とする訴訟、又は当社がRJRナビスコ社の米国以外の海外たば こ事業を買収したことに伴い当社が責任を負担するものを合せて、当連結会計年度末において11件存在してお ります。

なお、上記の健康問題関連訴訟には、カナダにおいて当社グループを含むたばこメーカーに対して提起された、ブリテッシュ・コロンビア州政府による医療費返還請求訴訟、2件の集団訴訟(ケベック州)が含まれております。ブリテッシュ・コロンビア州政府の医療費返還請求訴訟では、当該請求の根拠である州法

"Tobacco Damages and Health Care Recovery Act"についてカナダ連邦最高裁判所が合憲の判決を下し、ケベック州の2件の集団訴訟では、第一審において原告の集団適格が認められましたが、いずれの訴訟も実質審理が開始されておらず、当社グループ等の責任について実質的な判断がなされたものではありません。

当社は、将来においてもさらにこのような喫煙と健康問題関連の訴訟が提起される可能性があるものと考えております。

当社は係争中の又は将来の訴訟がどのような結果になるのか予測することはできませんが、これらの訴訟が当社グループにとって望ましくない結果になった場合、賠償責任を負うこと等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、これらの訴訟の結果にかかわらず、訴訟に関する批判的報道その他により、喫煙に対する社会の許容度の低下、喫煙と健康に対する関心の高まり、喫煙に対する公的な規制が強化されること、当社グループに対する多くの類似の訴訟が提起されること、かかる訴訟の対応及び費用の負担を強いられたりすること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

iiその他

たばこ製品については密輸及び偽造が広範囲にわたり行われており、たばこ業界全体が直面している主要な問題の一つとなっているところですが、密輸に関連して、EUらが、当社グループを含む世界の主要な各たばこメーカーがEU域内で行われている組織的密輸活動に関与し、EU域内の関税を免れるなど経済的損害を与えたなどとして、米国において数次にわたり提起した損害賠償請求訴訟(当社グループの勝訴で確定したものもありますが、一部については係属中。)があります。なお、EU及びフィリップモリス インターナショナル社はそれぞれ、平成16年7月、両者間で、密輸及び偽造品対策の取り組みに関し、同社のEUに対する相当額の金銭の支払いを含む、広範囲にわたる協力を行うことを規定し、当事者間のこれまでの一切の紛争を終了させることとする合意に達した旨を発表しましたが、今後、かかる合意が、当社グループを含むたばこメーカー並びに当社グループの密輸及び偽造品対策に対しいかなる影響を及ぼすかについては、現時点では正確に予測できません。

また、カナダ政府がカナダへのたばこの密輸に関連して被ったと主張する損害の賠償を求めて当社及び当社グループ会社等を被告として提訴した訴訟や、カナダのケベック州税庁が、たばこ密輸に関連して当社グループ会社に対し、たばこ税及び加算税の課税通知を行い、当該課税通知に対して当社グループ会社が課税処分の無効確認を求めて提起した訴訟があります。これらの訴訟については、平成11年における当社とRJRナビスコ社との買収時の契約に基づき、当社グループが何らかの損害及び費用を負担した場合には、売り手側であるRJRナビスコ社(現レイノルズアメリカン社他)に求償できる権利があると考えています。

当社グループとしては、密輸等の不正取引に関与しておらず、これら密輸に関連するとされる訴訟において、 今後とも適切に対処してまいります。

さらに、密輸に関連するものではありませんが、ロシアの税務当局から課税通知を受けた当社グループ会社 が当該課税通知の無効を裁判所に訴えている訴訟もあります。

以上のとおり、喫煙と健康問題関連の訴訟以外にも、当社グループにとって望ましくない結果になった場合 に当社グループの業績又は製造たばこの製造、販売、輸出入等に悪影響を及ぼす可能性のある訴訟が、当社グ ループを当事者として係属しており、また、今後も係属する可能性があります。

(3) たばこ事業以外の事業に係る事項

①医薬事業に係る事項

当社グループの医薬事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができないリスク (なお当社はこれまで独自に創製した医薬品を上市したことはありません。)
- ・医薬品の研究開発に長期の時間及び多大な研究開発費を要するリスク
- ・当社グループが研究開発中の臨床開発品目につき、当社グループ若しくは当社グループの共同開発先・導出 先(ライセンシー)等が存在する場合はそれらの判断により、又は何らかの内部的若しくは外的要因により、 研究開発を中止することとなるリスク
- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができたとしても、研究開発費用がその医薬品から生じる売上高を上回るリスク
- ・当社グループが特定の医薬品に依存するリスク
- ・当社グループが医薬品を効率的かつ大量に製造することができないリスク
- ・当社グループの医薬品が事業上成功したとしても国内及び海外の競合他社の製品や政府による価格の引き下 が指示等によってその成功が覆されるリスク
- ・他社の開発医薬品のライセンス及び販売に依存するリスク
- ・重要な原材料の一部を特定の外部の供給元に依存するリスク
- ・当社グループの医薬品の品質又は情報提供に何らかの問題が生じた場合に製造物責任等の請求を受けるリスク及び販売中止になるリスク
- ・特許その他の知的財産権に関する訴訟等により業績が影響を受けるリスク
- ・研究開発段階から新薬発売後まで広範な規制を受けるリスク
- ・研究開発又は販売における提携先の努力に一部依存するリスク
- ・放射性物質その他の危険物の使用又は管理に関し、当該危険物が環境を害する等の社会的又は法的問題が発生するリスク

②食品事業に係る事項

当社グループの食品事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループの開発する食品製品が消費者の嗜好に合致せず、また、商品寿命が短期で終了するリスク
- ・食品製品の原材料価格の変動(為替変動によるものを含む)により当社グループの損益が変動するリスク
- ・食品製品の売上が天候の影響を受けるリスク
- ・食品製品の調達、製造、販売等について国内及び海外の規制を受けるリスク (規制に対応するための諸コストの増加のリスクを含む)
- ・当社グループが当社グループよりも広い販売網、優れた開発能力又は豊富な経験を有する他の大規模な製造者に対抗することができないリスク
- ・当社グループが効率的なマーケティングを行えないリスク
- ・当社グループが、効率的、安定的かつ効果的な方法で食品製品を自ら製造し又は外部に製造委託できないリスク
- ・当社グループが飲料製品の製造をすべて国内の外部委託先に製造委託し、これらに依存しているリスク
- ・当社グループの食品製品の品質に何らかの問題が生じた場合に、製造物責任等の請求を受ける、又は当該製品及び当社グループのブランド・イメージが損われるリスク

(4) 上記以外に、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

①日本国政府及び財務大臣との関係等について

日本国政府は日本たばこ産業株式会社法(以下「JT法」)に基づいて、当社の成立のときに政府に無償譲渡された当社の株式の総数の2分の1以上に当たり、かつ、当社の発行済株式総数の3分の1を超える株式を保有し続けることとされており、当連結会計年度末において、当社の発行済株式総数の50.02%を保有しております。

また、財務大臣はJT法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しております。なお、JT法上、当社の営む事業の範囲は、「製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業及びこれに附帯する事業のほか、当社の目的を達成するために必要な事業」とされており、かつ、「当社の目的を達成するために必要な事業」については財務大臣の認可を受ける必要があります。したがって、現在認可を受けている事業の範囲を超えて新たな事業を営もうとする際には、財務大臣の認可が必要になります(詳細については、下記③ii をご参照ください。)。

②葉たばこの買入れ等について

当社の国内産業たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社は、この契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れる義務があります。当社がこの契約を締結しようとするときは、耕作総面積及び葉たばこの価格について、国内の耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けた委員で構成される「葉たばこ審議会」の意見を尊重することとされています(詳細については、下記③iをご参照ください。)。他の多くの国内農産物と同様に国内産業たばこの生産費は外国産業たばこの生産費に比して高いため、国内産業たばこ(再乾燥前)の買入価格も、外国産業たばこ(再乾燥済み)に対し約4倍割高となっております。

③提出会社の事業に係る法律関連事項等

i たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)

	内容
1. 目的	この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入におい
	て占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び
	買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、
	我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健
	全な発展に資することを目的とする。 (第1条)
2. 原料用国内産葉た	(1) 日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)は、国内産の葉たばこの買入れ
ばこの生産及び買入	を行おうとする場合は、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもってたばこを耕作しよ
れ	うとする者(以下「耕作者」という。)とたばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこ
	の種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結するものと
	する。 (第3条)
	(2) 会社は、契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に
	適さないものを除き、すべて買い入れるものとする。
	(3) 会社は、契約を締結しようとするときは、たばこの種類別の耕作総面積及び葉たば
	この価格について、あらかじめ、会社に置かれる葉たばこ審議会に諮り、その意見を
	尊重するものとする。(第4条及び第7条)
	(4) 葉たばこ審議会は、葉たばこの価格について、生産費及び物価その他の経済事情を
	参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。
	(5) 会社は、たばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳をたばこ耕作組合中央会(以
	下「中央会」という。)の意見を聴いて定め、その範囲内において耕作者と契約を締
	結するものとする。(第5条)
	(6) たばこ耕作組合の組合員である耕作者が中央会に対し葉たばこの価格等の基本的事
	項の約定を委託したときは、会社は、中央会と当該基本的事項を約定するものとする
	とともに、当該約定は、会社と当該耕作者との間で締結される契約の一部とみなす。
	(第6条)
3. 製造たばこの製造	(1) 製造たばこは、会社でなければ製造してはならない。 (第8条)
	(2) 会社は、その製造する製造たばこの品目別倉出価格の最高額について、財務大臣の
	認可を受けなければならない。(第9条) (3) 会社は、製造たばこに係る地域的な需給状況を勘案して、その円滑な供給を図るよ
	う 云仙は、衆垣にはこに体の地域的な高柏仏תを樹糸して、その内積な供柏を図るよう努めるものとする。(第10条)
4 制件をげっの販書	
4. 製造たばこの販売	(1) 自ら輸入した製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者(以下「特定販売業
	者」という。)に関し、必要な規定が設けられている。(第11条~第19条)
	(2) 製造たばこの卸売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の登録を
	(2) 製造にはこの聞光数元と来こして自つ プラックを持ている。
	定が設けられている。 (第20条及び第21条)
	(3) 製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の許可を
	受けなければならないものとし、当該許可及び当該許可を受けた者(以下「小売販売
	業者」という。) に関し、必要な規定が設けられている。 (第22条~第32条)
	(4) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入する製造たばこを販売しようとす
	るときは、当分の間、その品目毎の小売定価を定め、財務大臣の認可を受け、また、
	これを変更しようとするときも同様に認可を受けなければならないものとし、これら
	の認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとな
	ると認めるとき等を除き認可しなければならないとする等、当該認可に関し、必要な
	規定が設けられている。 (第33条~第35条)
	(5) 小売販売業者は、財務大臣の認可に係る小売定価によらなければ、製造たばこを販
	売してはならない。 (第36条)
	\(\text{\alpha}\) \(\al

	内容
5. その他	(1) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入した製造たばこを販売する時まで
	に、消費者に対し製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促すための財務省令
	で定める文言を表示しなければならない。(第39条)
	(2) 製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止等に配慮するとともに、そ
	の広告が過度にわたることがないように努めなければならないものとし、財務大臣
	は、広告を行う者に対し、必要な措置を行うことができる。(第40条)

(注) 1. いわゆる定価制度を当分の間維持するとは、明治37年以来、定価制がとられ、一定の流通秩序が形成され、定着してきていることから、これを一挙に廃止した場合の流通秩序の混乱を避けるための措置であると承知しております。

なお、たばこはいわゆる公共財・サービスとは異なる嗜好品であり、輸入自由化等に伴い完全に自由化された流通市場におきましては、会社も特定販売業者も各々が独自の経営判断に基づいて、財務大臣に対する申請価格を定めております。

また、小売定価の認可に関し、財務省からは、次のような考え方が示されております。

「たばこの小売定価については、たばこ事業法において、小売定価の認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認められるとき、又は倉出価格(国産品)若しくは輸入価格(輸入品)に照らして不当に低いと認められるときには例外的に認可しないことができるとされており、このような場合でない限り認可しなければならないとされ、このたばこ事業法の趣旨に基づき認可を行っているところである。」

2. 平成15年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言の見直しが行われました。改正された同施行規則では、注意文言は、直接喫煙(肺がん、心筋梗塞、脳卒中及び肺気腫)に関する4種類の文言と、妊婦と喫煙、受動喫煙、喫煙への依存及び未成年者の喫煙に関する4種類の文言の計8種類の文言とすること、直接喫煙に関する4種類の文言とそれ以外の4種類の文言のうち、それぞれ1つ以上を選び、たばこ包装の「主要な面」に一つずつ表示し、これらの文言が年間を通じて品目及び包装ごとに概ね均等に表示されるようにすること、これらの文言の表示場所については、それぞれ「主要な面」の面積の30%以上を占める部分とすること等が規定されています。

加えて、「マイルド」、「ライト」等の用語を使用する場合には、消費者にたばこの消費と健康との関係に関して誤解を生じさせないため、それらの用語は健康に及ぼす影響が他のたばこと比べて小さいことを意味するものではない旨を明らかにする文言をそれらの用語を使用しているたばこの包装に表示しなければならないとの規定が設けられています。平成17年7月1日から、製造たばこの販売に際しては、これらの規定に従っております。

また、平成16年3月、財務省は、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を改正しました。改正後の同指針は、屋外におけるたばこ製品の広告(ポスター・看板等)は原則として行わないこととするほか、たばこ広告に記載される注意文言の表示及び内容に関する事項を含んでいます。

ii 日本たばこ産業株式会社法(昭和59年8月10日法律第69号)

,-	· 库美休式会社法(昭和59年8月10日法律第69号)
	117
1. 会社の目的	日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法第1条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を経営することを目的とする株式会社とする。(第1条)
2. 株式	政府は、常時、日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)の成立の時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の2分の1以上に当たる株式を保有していなければならない。(第2条第1項) 前項に規定する株式については、株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率(2以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率)を乗じて得た数をもって、その株式の数とする。(第2条第2項) 政府が前2項の規定により保有する株式は、会社の発行済株式の総数の3分の1を超えるものでなければならない。(第2条第3項) 会社が発行する株式若しくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式(自己株式を除く。)、新株予約権(自己新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債(自己新株予約権付社債を除く。)を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。(第2条第4項) 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度
3. 事業の範囲	数の範囲内でなければならない。(第3条) 会社は、上記1に記載の目的を達成するため、次の事業を営むものとする。 (1) 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業 (2) 前号の事業に附帯する事業 (3) 前2号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業 なお、会社は上記(3)に掲げる事業を営もうとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。(第5条)
4. 監督	(1)会社の取締役、執行役及び監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。(第7条) (2)会社の定款の変更、剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、分割又は解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。(第8条) (3)会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。(第9条) (4)会社は、毎事業年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。(第10条) (5)会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡しようとする等のときは、財務大臣の認可を受けなければならない。(第11条) (6)財務大臣は、この法律及びたばこ事業法の定めるところに従い会社を監督するものとし、これらの法律を施行するため、必要な措置をとることができる。(第12条及び第13条)

iiiたばこ税に係る法律(たばこ特別税を含む)

	内容				
	国たばこ税 たばこ特別税		地方たばこ税		
1. 税目(注) 1.	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税 (都に準用)	市町村たばこ税 (特別区に準用)	
2. 納税義務者(注)2.	製造たばこの製造者又は	ばこの製造者又は製造たばこを保税地域か		製造たばこを小売販売業者に売り渡す製造たばこ	
	ら引き取る者		の製造者、特定販売業者	の製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	
3. 課税標準(注) 3.	製造たばこの製造場から	移出し、又は保税地域か	小売業者への売渡しに係る製造たばこの本数(紙		
	ら引き取る製造たばこの	本数(紙巻たばこ以外は	巻たばこ以外は所定の本数換算)		
	所定の本数換算)				
4. 税率(注) 4.	千本につき3,552円	千本につき820円	千本につき1,074円	千本につき3,298円	
旧三級品 (注) 5.	千本につき1,686円	千本につき389円	千本につき511円	千本につき1,564円	
5. 申告納付(注) 6.	製造たばこの製造者につい	ハては毎月分を移出した	道府県の区域内に所在	市町村の区域内に所在	
	月の翌月末日までに申告	納付し、保税地域から引	する小売販売業者の営	する小売販売業者の営	
	き取る者については引き取る時までに申告納付		業所に係る売渡しにつ	業所に係る売渡しにつ	
			いて、毎月分を当該売	いて、毎月分を当該売	
			渡しを行なった月の翌	渡しを行なった月の翌	
			月末日までに当該道府	月末日までに当該市町	
			県に申告納付	村に申告納付	

- (注) 1. たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第4 条並びに地方税法第1条第2項、第4条及び第5条
 - 2. たばこ税法第4条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第5条並びに地方税法第74条の2第1項及び第465条第1項
 - 3. たばこ税法第10条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第7条並びに地方税法第74条の4及び第467条
 - 4. 租税特別措置法第88条第3項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置 に関する法律第8条第1項並びに地方税法附則第12条の2第1項及び附則第30条の2第1項
 - 5. 租税特別措置法第88条第6項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置 に関する法律第8条第2項並びに地方税法附則第12条の2第2項及び附則第30条の2第2項
 - 6. たばこ税法第17条~第20条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に 関する法律第12条並びに地方税法第74条の10及び第473条
 - 7. 「4. 税率」に関して
 - 旧三級品とは昭和60年4月1日に廃止された製造たばこ定価法に規定する紙巻たばこ三級品であった製造たばこで、同法廃止の時における品目と同一のものをいいますが、当分の間、上記の税率が適用されることとされております。
 - 8. (i) 高負担の個別物品税が課せられているたばこに係る税制については、一般的には、各年度の政府 の予算編成の中で税制改正の一環として検討が行なわれ、税制の改正を行なおうとする場合には、 税制調査会等の審議を通じて政府としての方針決定後、立法府での審議・議決を経て決定されることとなります。なお、政府としての方針が決定されるに当たっては、国たばこ税については、税制 改正大綱が閣議に報告された後、税制改正要綱として閣議決定された上で、法律案が確定され、また、地方たばこ税については、予算編成における地方財政対策の策定の中で方針が決定された後、 法律案が確定されます。
 - (ii) 昭和60年4月の専売納付金制度からたばこ消費税制度に移行後、たばこに係る税制改正は、次頁のとおりです。

[たばこ税制をめぐる主な動きと当社の対応]

年月	項目	内容	当社の対応
昭和61年5月	昭和61年度税制改正	1,000本当たり900円に相当する増税が行われまし	増税額相当分の定価
		た。	改定を行いました。
平成元年4月	平成元年度税制改正	消費税導入に伴い、たばこ消費税の名称をたばこ税	基本的に定価改定の
		に改めるとともに、課税方式が従量税に一本化され	必要はありませんで
		ました。	した。
平成9年4月	平成9年度税制改正	[地方税法改正]	定価改定の必要はあ
		地方たばこ税について道府県たばこ税から市町村た	りませんでした。
		ばこ税への税源移譲が行われました。	
		[消費税法改正]	全体として消費税率
		消費税率が3%から5%へ改定されました。	改定分に相当する定
			価改定となるよう、
			一部銘柄について1
			箱10円の値上げを行
			いました。
平成10年12月	平成10年度税制改正	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の	基本的に1本1円の
		確保に係る特別措置に関する法律が制定され、たば	値上げを行いまし
		こ特別税が導入されました。	た。
平成11年5月	平成11年度税制改正	[租税特別措置法及び地方税法改正]	定価改定の必要はあ
		たばこ税から道府県たばこ税、市町村たばこ税への	りませんでした。
		税源移譲が行われました。	
平成15年7月	平成15年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の	概ね1本1円程度の
		一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり820	値上げを行いまし
		円の増税が行われました。	た。
平成18年7月	平成18年度税制改正	所得税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法	全銘柄について増税
		等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当た	額相当分を価格転嫁
		り852円の増税が行われました。	するとともに、一部
			銘柄については、増
			税額相当分以上の値
			上げを行いました。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成18年12月15日に、Gallaher Group Plc (以下「Gallaher社」) と、Gallaher社発行済及び発行予定全株式を取得し、子会社化する手続きを開始することに合意いたしました。

なお、詳細については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な 後発事象)」に記載しております。

6【研究開発活動】

研究開発活動は、主として当社のたばこ中央研究所、医薬総合研究所等で推進しており、研究開発スタッフは約720名で行っております。

当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発費は、412億円となっており、事業の種類別セグメントの研究目的、研究開発費等は次のとおりです。

なお、上記研究開発費には、当社コーポレート部門で行っている各セグメントに属さない基礎研究(植物バイオテクロノジー関連の研究等)に係る研究開発費6億円を含んでおります。

(1) 国内及び海外たばこ事業

当社グループの研究開発機能最適化の観点から、主として当社が担い、当社のたばこ中央研究所、葉たばこ研究所を中心に、お客様のニーズにマッチした新製品開発を意欲的に推進するとともに、葉たばこ生産から原料加工、香料、材料、製造工程に至るまで、幅広く技術開発を進め、商品価値向上とコスト低減に努めております。

国内たばこ事業に係る研究開発費は151億円、海外たばこ事業に係る研究開発費は13億円です。

(2) 医薬事業

国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築を目指し、主に糖・脂質代謝、ウイルス、免疫・炎症、骨の領域で医薬品の研究開発を行っており、当社の医薬総合研究所を中心に、研究開発を進めております。

開発状況としては、自社開発品7品目が臨床試験の段階にあります。

当該事業に係る研究開発費は234億円です。

(3) 食品事業

当社の食品開発センターを中心として、お客様のニーズ及び飲食シーンに応じた清涼飲料水、加工食品、調味料の開発を行っております。

当該事業に係る研究開発費は7億円です。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、有価証券の減損、たな卸資産の評価、減価償却資産の耐用年数の設定、退職給付債務及び年金資産の認識、繰延税金資産の計上、偶発債務の認識等の重要な会計方針に関する見積り及び判断を行っております。当社の経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、それらに対して継続して評価を行っております。また、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループが行っている会計上の見積りのうち、特に重要なものとしては、次のものがあります。 たな卸資産に含まれる国内産業たばこについては、将来の使用見込を勘案して必要な評価減を実施しております。退職給付引当金については、算出の前提条件の主なものである割引率は債券の利回りを基に、期待運用収益率は年金資産の運用実績等を踏まえて決定しており、共済年金給付負担に係る債務額については、受給者の各年毎の状況等を基に割引率を決定しております。繰延税金資産については、実現可能性のある継続的な税務計画を考慮した将来の課税所得の見積額を基に、回収可能性を検討した上で計上しております。海外の連結子会社で発生したのれんについては、将来のキャッシュ・フローに基づく公正価値を見積り、減損の有無を判定しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

①売上高

売上高は、4兆7,693億円(前年度比2.8%増)となりました。事業の種類別セグメントの売上高は、次のとおりです。

[国内たばこ事業]

販売数量の減少があったものの、定価改定に伴う販売単価の上昇等により、売上高は3兆4,162億円(前年度比0.3%増)となりました。

[海外たばこ事業]

GFBを中心とした販売数量の増加により、売上高は9,996億円(前年度比13.4%増)となりました。 [医薬事業]

前年度に対し導出に伴う一時的収入が減少したこと、鳥居薬品(株)における減収等により、売上高は454億円(前年度比7.7%減)となりました。

[食品事業]

飲料事業における自動販売機販路の拡大及び「ルーツ」の堅調な伸張、加工食品事業における冷凍加工食品及びチルド加工食品の事業量の拡大等により、売上高は2,865億円(前年度比2.9%増)となりました。 「その他事業」

売上高は214億円(前年度比8.9%減)となりました。

②売上原価

国内たばこ事業の販売数量の減少があったものの、国内たばこ市場におけるたばこ税の増税、海外たばこ事業における販売数量の増加等により、売上原価は、3兆8,447億円(前年度比3.0%増)となりました。

③販売費及び一般管理費

販売促進費の減少、平成17年4月末日をもってマールボロ製品の日本国内におけるライセンス契約を終了したことによるロイヤリティ支払の減少等により、販売費及び一般管理費は、5,926億円(前年度比0.7%減)となりました。

④営業利益

営業利益は3,319億円(前年度比8.2%増)となりました。事業の種類別セグメントの営業利益は、次のとおりです。

[国内たばこ事業]

販売単価の上昇、コスト削減に加え、葉たばこ評価洗替差損益の改善により、営業利益は2,453億円(前年度比11.5%増)となりました。

[海外たばこ事業]

販売数量の増加により、営業利益は810億円(前年度比14.2%増)となりました。

[医薬事業]

売上高の減少に加え、研究開発の進展に伴う研究開発費の増加により、営業損失は112億円(前年度は50 億円の営業損失)となりました。

〔食品事業〕

事業量の拡大等により、営業利益は67億円(前年度比6.0%増)となりました。

「その他事業`

営業利益は93億円(前年度比7.6%増)となりました。

⑤ 当期純利益

固定資産売却損が減少しましたが、Gallaher社買収に備えた資金調達に関連する費用が発生したこと等により、当期純利益は2,107億円(前年度比4.6%増)となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

(1)資金需要

設備投資、運転資金、外部資源の獲得、借入の返済及び利息の支払い並びに配当及び法人税の支払い等に資金を充当しております。

②資金の源泉

主として営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入及び長期社債の発行により、必要とする 資金を調達しております。

③キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースでの現金及び現金同等物は、前年度末に比べ2,593億円増加し、1兆1,795億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、4,359億円の収入(前年度は1,503億円の収入)となりました。これはたばこ事業による安定したキャッシュ・フローの創出力に加え、当連結会計年度末が金融機関の休日であったことによる未払たばこ税等の増加、希望退職施策による退職金の支払の減少等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、1,496億円の支出(前年度は263億円の支出)となりました。これは、有価証券の売却及び償還等による収入の増加があったものの、Gallaher社株式の取得による支出が増加したこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、326億円の支出(前年度は481億円の支出)となりました。これは、子会社における短期借入金の増加による収入があったものの、配当金支払の増加があったこと等によるものです。

④社債、長期借入金及び短期借入金

当連結会計年度末の有利子負債は2,192億円です。このうち社債が1,500億円を占め、金融機関からの長期借入金(一年以内返済予定の長期借入金を含む)は155億円です。また、金融機関からの短期借入金は537億円です。

第3【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループでは、全体で1,021億円の設備投資を実施いたしました。

国内たばこ事業につきましては、製品製造工程の合理化、製品多様化に対応した需給対応機能の強化、新製品対応、自動販売機置換等に伴う投資を中心に552億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、生産能力増強等のため320億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、生産・研究設備の充実等のため30億円の設備投資を行いました。食品事業につきましては、生産設備の強化等のため48億円の設備投資を行いました。その他事業については、営業設備等を中心に80億円の設備投資を行いました。

なお、設備投資に関する所要資金については自己資金を充当しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

(平成19年3月31日現在)

					帳簿価額	(百万円)			
事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの	設備の内容	土	地	建物及	機械装	器具及		従業 員数 (人)
	名称		面積 (千㎡)	金額	び構築 物	置及び 運搬具	び備品	合計	
北関東工場 (栃木県宇都宮市)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	149 [1]	2, 062	4, 444	13, 546	183	20, 237	344
東海工場 (静岡県磐田市)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	223 [1]	2, 308	3, 933	7, 078	132	13, 453	285
関西工場 (京都市伏見区)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	116	5, 818	6, 723	11, 675	215	24, 433	451
九州工場 (福岡県筑紫野市)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	165	4, 040	3, 051	4, 170	210	11, 473	227
その他10工場 (各市区町村)	国内たばこ 事業	主にたばこ 製造設備	1,027 [4]	5, 282	16, 826	15, 389	646	38, 144	1, 241
たばこ中央研究所 (横浜市青葉区)	国内たばこ 事業	研究開発設備	34 [1]	641	2, 818	73	1, 457	4, 991	108
医薬総合研究所 (大阪府高槻市)	医薬事業	研究開発設備	94	2,722	13, 324	66	1, 378	17, 492	536
本社 (東京都港区)	会社全般の 管理業務	その他設備	7	21, 486	23, 294	155	2, 180	47, 117	1,430
支店(25支店) (各市区町村)	国内たばこ 事業 (管理業務を 含む)	その他設備	76	4, 672	5, 489	60	269	10, 492	977

(2) 国内子会社

(平成19年3月31日現在)

					帳簿価額		従業 員数		
事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの	設備の内容	設備の内容 土地		建物及			器具及	
	名称		面積 (千㎡)	金額	び構築物	置及び 運搬具	び備品	合計	(人)
TSネットワーク㈱ 本社他4支店等 (本社・東京都台東区)	国内たばこ 事業	物流設備	12 [5]	685	4, 123	1,042	357	6, 208	1, 302
日本フィルター工業㈱ 本社他5工場等 (本社・東京都渋谷区)	国内たばこ 事業	材料製造設備	(6) 164	2, 239	3, 034	6, 822	400	12, 496	566
鳥居薬品㈱ 本社他14支店等 (本社・東京都中央区)	医薬事業	その他設備	(1) 29	853	2, 144	246	164	3, 408	767
鳥居薬品㈱佐倉工場 (千葉県佐倉市)	医薬事業	医薬品製造設 備	53	336	1, 698	872	133	3, 039	87
㈱ジャパンビバレッジ 本社他5支社等 (本社・東京都新宿区)	食品事業	販売物流設備	(14) 27	3,016	1, 290	61	523	4, 892	3, 580
㈱サンジェルマン 本社他1工場等 (本社・東京都渋谷区)	食品事業	その他設備	16	4, 088	2, 226	260	266	6, 841	358
㈱ジェイティ財務サービス (東京都大田区)	その他事業	その他設備	_	_	3	1,090	38, 138	39, 233	35
ジェイティ不動産㈱ 本社他3支店 (本社・東京都渋谷区)	その他事業	不動産事業設備	10	419	4, 907	16	415	5, 759	94

(3) 海外子会社

(平成18年12月31日現在)

					帳簿価額				
事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの	設備の内容	土	土地建		機械装	器具及		従業 員数
	名称		面積 (千㎡)	金額	び構築 物	置及び 運搬具	び備品	合計	(人)
JT International Germany GmbH (ドイツ・ケルン)	海外たばこ 事業	たばこ製造設備	345	324	10, 440	15, 196	2,820	28, 783	1, 281
LLC Petro(000 Petro) (ロシア・サンクトペテルブル ク)	海外たばこ 事業	たばこ製造設備	(233) 150	24	12, 977	17, 399	2, 264	32, 666	1,887
JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S. (トルコ・イスタンブール)	海外たばこ 事業	たばこ製造設備	148	288	2, 509	4, 699	78	7, 577	404
JTI-Macdonald Corp. (カナダ・ノバスコシア州)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	520	23	1,601	4, 421	325	6, 371	475

- (注) 1. 上記中() 内は、連結会社以外のものから賃借中(外書)のものです。
 - 2. 上記中 [] 内は、連結会社以外のものへ賃貸中(内書)のものです。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度後1年間の設備投資計画(新設・拡充)は、1,260億円であり、事業の種類別セグメントごとの内訳は次のとおりです。

なお、各設備の新設、除却等の計画は、当社及び連結子会社の個々のプロジェクトの内容が多岐にわたるため、 事業の種類別セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

事業の種類別 セグメントの名称	平成19年3月末計画金額 (億円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
国内たばこ事業	640	生産性向上・コスト削減 自動販売機置換	自己資金
海外たばこ事業	350	生産能力増強	同上
医薬事業	30	研究開発体制の整備・強化	同上
食品事業	65	生産設備の整備・強化	同上
その他事業	170	不動産開発	同上

- (注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。
 - 2. 経常的な設備の更新のための除・売却を除き、重要な設備の除・売却はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40, 000, 000
計	40, 000, 000

②【発行済株式】

	F1:: 32			
種類	事業年度末現在発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月22日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	10, 000, 000	10, 000, 000	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所 札幌証券取引所	
計	10, 000, 000	10,000,000	_	_

- (注) 当社の株式は、日本たばこ産業株式会社法第 2 条の規定により、当社の成立のときに政府に無償で譲渡された株式 (株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率を乗じて得た数) の 2 分の 1 以上に当たり、かつ、発行済株式総数の 3 分の 1 を超える株式を政府が保有することとされております。
- (2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成18年4月1日	8, 000	10,000	_	100, 000	_	736, 400

(注) 平成18年4月1日付をもって、1株につき5株の割合で株式を分割いたしました。これにより、発行済株式の総数は8,000千株増加して10,000千株となっております。

(5) 【所有者別状況】

(平成19年3月31日現在)

	株式の状況									
区分	政府及び地			乗機関 証券会社 その他の 外国法人等			個人その他	計	端株の状 況(株)	
	方公共団体		法人		個人以外	個人		н		
株主数 (人)	1	138	56	410	691	11	51, 237	52, 544	_	
所有株式数 (株)	5,001,909	1, 177, 648	93, 822	87, 487	2, 899, 978	44	739, 112	10, 000, 000		
所有株式数の 割合(%)	50. 02	11. 78	0.94	0.87	29. 00	0.00	7. 39	100.00		

- (注) 1. 自己株式419,920株は、「個人その他」に含まれております。
 - 2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が282株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(平成19年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	5, 001, 909	50.02
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	214, 260	2. 14
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	172, 157	1.72
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海 アイランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟)	135, 000	1.35
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	133, 036	1.33
モルガン・スタンレーアンド カンパニーインク (常任代理人 モルガン・ス タンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	119, 735	1.20
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	109, 907	1. 10
ユービーエスエージーロンド ンアカウントアイピービーセ グリゲイテッドクライアント アカウント (常任代理人 シティバン ク、エヌ・エイ東京支店)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	96, 028	0. 96
ザチェースマンハッタンバン ク385036 (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	80, 589	0.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	71, 455	0.71
計	_	6, 134, 076	61.34

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が419,920株あります。
 - 2. アライアンス・バーンスタイン株式会社及びその共同保有者であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社から、平成18年5月31日現在合計505,598株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.06%)を所有している旨の大量保有報告書の写しを受けておりますが、当事業年度末における実質所有株式数が確認できないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

(平成19年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_		_
議決権制限株式 (その他)	_	_	_
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 419,920	_	_
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,580,080	9, 580, 080	_
端株	_	_	_
発行済株式総数	10, 000, 000	_	_
総株主の議決権	_	9, 580, 080	_

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が282株及び名義人以外から株券 喪失登録のある株式が1株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権 株式に係る議決権の数282個及び名義人以外から株券喪失登録のある株式に係る議決権の数1個が含まれ ております。

②【自己株式等】

(平成19年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門二 丁目2番1号	419, 920	_	419, 920	4. 20
計	_	419, 920	_	419, 920	4. 20

(8) 【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事	業年度	当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	_	_	_	_	
消却の処分を行った取得自己株式	_	_	_	_	
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	_	_	_	_	
その他 (一)	_	_	_	_	
保有自己株式数	419, 920	_	419, 920	_	

3【配当政策】

当社は、積極的な事業投資による持続的な利益成長の実現を通じて、企業価値を中長期的に増大させていくことが、株主の皆様の利益を増大させることの基本と考えております。

配当につきましては、中長期的な成長戦略の実施状況及び連結業績見通しを踏まえつつ、資本市場における競争力ある株主還元を目指すことを基本方針とし、当面、連結配当性向20%を目指し、配当水準の向上に努めてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

なお、当期の期末配当につきましては、2,200円といたしました。従いまして、年間では中間配当1,800円を含め、1株当たり4,000円となります。

また、内部留保資金につきましては、その使途として、足許及び将来の事業投資、外部資源の獲得に充当するとともに、有利子負債の圧縮、経営の選択肢拡大に向けた自己株式の取得等に備え充実を図ってまいります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

たお	第22期の剰余金の配当は以丁	下のとおりです.

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年10月31日 取締役会決議	17, 244	1, 800. 00
平成19年6月22日 定時株主総会決議	21, 076	2, 200. 00

4【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高 (円)	890, 000	818, 000	1, 330, 000	2, 150, 000 ※ 435, 000	604, 000
最低 (円)	688, 000	644, 000	764, 000	1, 190, 000 ※406, 000	362, 000

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。
 - 2. ※印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価です。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高 (円)	527, 000	538, 000	603, 000	604, 000	582, 000	583, 000
最低 (円)	464, 000	507, 000	497, 000	558, 000	517, 000	514, 000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日		略壓	任期	所有株式数 (株)
				昭和39年4月	大蔵省入省		
取締役				平成7年5月	同省大臣官房長		
				平成9年7月	同省主計局長	平成18年	
会長		涌井 洋治	昭和17年2月5日生	平成11年7月	社団法人日本損害保険協会	6月から	45
云区					副会長	2年	
				平成16年6月	当社代表取締役会長		
				平成18年6月	当社取締役会長 (現任)		
				昭和51年4月	日本専売公社入社		
				平成11年1月	当社経営企画部長		
※代表取締役 社長				平成11年5月	当社たばこ事業本部事業企		
					画室調査役		
					JT International S.A. エ	平成18年	
		木村宏	昭和28年4月23日生		グゼクティブ・バイス・プ	千成10年 6月から	49
		本州 <u>左</u>	¹ □ 1120年4月23日生		レジデント	2年	49
			平成11年6月	当社取締役	24-		
				平成13年6月	同 退任		
				平成17年6月	当社取締役		
				平成18年6月	当社代表取締役社長(現		
					任)		
				昭和45年4月	日本専売公社入社		
				平成6年7月	当社総務部長		
				平成8年7月	当社たばこ事業本部札幌支		
					店長		
				平成10年6月	当社取締役 たばこ事業本		
					部商品グループリーダー		
				平成11年6月	当社取締役 たばこ事業本		
					部事業企画室長	平成18年	
※代表取締役		小幡 一衛	昭和20年5月18日生	平成12年6月	当社常務取締役 たばこ事	6月から	86
副社長		, 2 tm 140	70,100 - 0,110 1.		業本部長	2年	00
				平成13年6月	当社取締役 常務執行役員	2 1	
					たばこ事業本部長		
			平成14年6月	当社取締役 専務執行役員			
				企画グループリーダー 兼			
					人事労働・法務・監査担当		
				平成15年6月	当社取締役副社長		
				平成17年6月	当社代表取締役副社長(現		
					任)		

役名	職名	氏名	生年月日		略壓	任期	所有株式数 (株)
※代表取締役 副社長		熊倉 一郎	昭和27年1月24日生	平成9年7月 平成12年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成15年6月	日本専売公社入社 当社たばこ事業本部研究開 発企画部長 当社たばこ事業本部研究開 発統括部長 当社執行役員 たばこ事業 本部研究開発統括部長 当社執行役員 たばこ事業 本部研究開発統括部長 当社常務執行役員 たばこ 事業本部研究開発統括部長 兼 渉外企画担当 当社常務執行役員 たばこ 事業本部研究開発統括部長 兼 渉外企画担当 当社常務執行役員 たばこ 事業本部研究開発統括部長 兼 渉外企画担当 当社常務執行役員 たばこ 事業本部研究開発統括部長	平成18年 6月から 2年	61
※代表取締役 副社長		武田宗高	昭和24年8月22日生	平成13年1月 平成13年7月 平成15年7月 平成17年9月 平成19年2月 平成19年4月	大蔵省入省 同省関東財務局長 内閣府大臣官房審議官 同府沖縄振興局長 同府政策統括官 同府審議官	平成19年 6月から 1年	0
※代表取締役 副社長		山田 良一	昭和27年5月13日生	平成11年7月 平成12年7月 平成15年6月 平成16年7月 平成17年6月	日本專売公社入社 当社食品事業本部食品事業 部長 当社総務部長 当社執行役員 総務部長 兼 制度対策担当 当社執行役員 総務責任者 当社常務執行役員 総務責任者 当社常務執行役員 総務責 任者	平成18年 6月から 2年	53
※取締役	常務執行役員医薬事業部長	大久保 憲朗	昭和34年 5 月22日生	平成12年4月 平成14年6月 平成16年6月	日本専売公社入社 当社医薬事業部国際企画部 長 当社医薬事業部事業企画部 長 当社取締役 執行役員 医 薬事業部長 当社取締役 常務執行役員 医薬事業部長(現任)	平成18年 6月から 2年	26

役名	職名	氏名	生年月日		略壓	任期	所有株式数 (株)
※取締役	常務執行役員食品事業本部長	岩井 睦雄	昭和35年10月29日生	平成15年6月 平成16年7月 平成17年6月	日本専売公社入社 当社経営企画部長 当社経営戦略部長 当社執行役員 食品事業本 部食品事業部長	平成18年 6月から 2年	49
				.,,,	当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長 (現任)		
※取締役	常務執行役員 たばこ事業本 部マーケティ ング&セール ス責任者	小泉 光臣	昭和32年4月15日生	平成13年6月 平成15年6月 平成18年6月	日本専売公社入社 当社経営企画部長 当社執行役員 当社常務執行役員 たばこ 事業本部事業企画室長 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部マーケティ ング&セールス責任者(現 任)	平成19年 6月から 1年	61
取締役		新貝 康司	昭和31年1月11日生	平成13年7月 平成16年6月 平成16年7月 平成17年6月	日本専売公社入社 当社財務グループ財務企画 部長 当社執行役員 財務グルー プリーダー 兼 財務企画 部長 当社執行役員 財務責任者 当社取締役 執行役員 財 務責任者 当社取締役 (現任) JT International S.A. エ グゼクティブ・バイス・プ レジデント (現任)	平成18年 6月から 2年	48
取締役相談役		本田 勝彦	昭和17年3月12日生	平成元年7月 平成4年6月 平成6年6月 平成7年6月 平成8年6月 平成10年6月 平成12年6月	日本専売公社入社 当社企画部長 当社取締役 人事部長 当社常務取締役 人事労働 グループリーダー 当社常務取締役 たばこ事 業本部長 当社専務取締役 たばこ事 業本部長 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長	平成18年 6月から 2年	278

開わ49年4月 日本専売公社入社 平成9年7月 当社会品集業部部長 平成12年7月 当社会品集業部部長 平成12年7月 当社会品集業部部長 平成12年7月 当社会品集業部部長 平成15年6月 当社教育部長 平成15年6月 当社教育部長 平成19年 6月から 事業担当 平成16年6月 当社教育役員 不動産・アクリ事業・印刷事業・特権事業担当 平成16年6月 当社教育役員 不動産・同 刷事業・特権事業担当 平成16年6月 国税行職信念国税制長 平成13年7月 (初)地域給合整備附近 常務理事 平成15年7月 国税介間制信念国税制長 平成13年7月 (初)地域給合整備附近 常務理事 平成15年7月 国家公務員共済組合連合会 常務理事 平成15年7月 国家公務員共済組合連合会 常務理事 平成19年6月 当社常勤整金役 (現任) 明和35年4月 司法修管年 昭和37年4月 札幌地検検事 平成11年1月 日本 1 大京 阿 解散 中成11年1月 7 月 1 日本放送絵会入社 平成19年6月 当社常登役 (現任) 明和38年4月 日本放送絵会入社 平成12年1月 阿協会認職 平成11年4月 南波半路条 平成19年6月から 4年 第和37年4月 同、新会理 中成7年4月 同、新会理 中成7年1月 同、新会理 中成19年6月から 4年 中成7年4月 同、阿公建会 (現任) 明五学院大学総合政策学部 条員 教授 (現任) 平成17年4月 同、阿公建会 (現任) 平成19年7日 同、日本放送絵会入社 平成2年6月 同、日本放送絵会入社 平成2年6月 同、日本放送絵会入社 平成2年6月 同、日本放送絵会入社 平成2年6月 同、日本放送絵会入社 平成7年1月 同、日本放送絵会入社 平成7年1月 同、日本放送絵会入社 平成7年1月 同、日本放送絵会入社 平成7年4月 同、日本放送絵会入社 平成17年4月 同、日本放送絵会入社 平成17年4月 同、日本放送絵会入社 平成17年4月 同、日本放送絵会入社 平成17年4月 同、日本放送絵会、日本日本 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	役名	職名	氏名	生年月日		略壓	任期	所有株式数 (株)
平成16年6月 当社常勤監査役 (現任)	常勤監査役	住川 雅明 昭和25年10月11日生	昭和25年10月11日生	平成9年7月 平成10年6月 平成12年7月 平成15年6月	当社食品事業部部長 当社総務部長 当社人事部長 当社執行役員 不動産・ア グリ事業・印刷事業・特機 事業担当	6月から	67	
中成9年7月 国税庁関東信越国税局長 平成19年7月 総務庁人事局次長 平成13年1月 総務省人事・恩給局次長 平成13年7月 (財)地域総合整備財団 常 務理事 平成15年7月 国家公務員共済組合連合会 常務理事 平成19年6月 当社常勤監査役 (現任) 昭和35年4月 司法修習生 昭和37年4月 札幌地検検事 平成11年4月 東京高検検事長 平成11年4月 東京高検検事長 平成11年4月 事職 平成15年6月 当社監査役 (現任) 日本放送協会入社 平成2年6月 同協会解説委員 平成2年6月 同協会解説委員 平成2年6月 同協会解説委員 平成17年4月 同協会認識 平成19年6月から 4年 平成17年4月 同協会政策学部 客員 教授 (現任) 平成19年6月から 4年 日本放送合政策学部 客員 教授 (現任) 日本放送合政策学部 客員 教授 (現在) 日本放送合政策学部 客員 教授 (現在) 日本放送合政策学部 客員 教授 (現在) 日本成述合政策学部 客員 教授 (現在) 日本成述会社 (社社) 日本成述会社 (平成16年6月			
監査役	常勤監査役		立石 久雄	昭和21年12月23日生	平成 9年 7月 平成11年 7月 平成13年 1月 平成13年 7月 平成15年 7月	国税庁関東信越国税局長 総務庁人事局次長 総務省人事・恩給局次長 (財)地域総合整備財団 常 務理事 国家公務員共済組合連合会 常務理事 同連合会 専務理事	6月から	0
監査役 藤田 太寅 昭和13年1月17日生 平成2年6月 同協会解説委員 平成7年1月 同協会退職 平成19年 関西学院大学総合政策学部 教授 平成17年4月 同大学総合政策学部 客員 教授(現任) 16	監査役		村山 弘義	昭和12年1月13日生	昭和37年4月 平成11年4月 平成11年12月 平成12年1月	札幌地検検事 東京高検検事長 同 辞職 弁護士登録	6月から	48
	監査役		藤田 太寅	昭和13年1月17日生	平成2年6月 平成7年1月 平成11年4月 平成17年4月	同協会解説委員 同協会退職 関西学院大学総合政策学部 教授 同大学総合政策学部 客員 教授(現任)	6月から	16

- (注) 1. 監査役 立石久雄、村山弘義及び藤田太寅は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 - 2. 当社では、迅速かつ高品質の意思決定・業務執行を実現するため、平成13年6月に執行役員制度を導入しております。

「役名」欄中、※を付している者は、執行役員を兼務しております。

なお、その他の執行役員は、下村隆一(法務責任者)、渡邊善治郎(たばこ事業本部副本部長)、飯島謙二(たばこ事業本部製造統括部長)、久野辰也(たばこ事業本部原料統括部長)、佐藤誠記(たばこ事業本部渉外企画責任者)、石黒繁夫(医薬事業部医薬総合研究所長)、村井良行(人事責任者)、志水雅一(コミュニケーション責任者)、前島宏敏(たばこ事業本部研究開発統括部長)、藤崎義久(たばこ事業本部ブランド統括部長)、岩波正(たばこ事業本部製品開発統括部長)、佐伯明(たばこ事業本部事業企画室長)、塩澤義介(食品事業本部飲料事業部長)、日野三代春(食品事業本部食品事業部長)、古谷貞雄(企画責任者)、西野和博(総務責任者)で、計16名です。

また、執行役員の担務については、平成19年7月1日予定の組織改正に基づき記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高 品質の意思決定、業務執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの 強化を経営の重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでまいります。

- (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況(提出目現在)
 - ①コーポレート・ガバナンス体制

i会社の機関の内容

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けております。

当社は、全社として高品質の業務執行を持続するため執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略に基づき、各々の領域において委譲された権限の下、適切に業務執行を行っております。また、会長は、平成18年6月より代表権を持たない取締役として経営の監督に専念することといたしました。

また、経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識者から成るアドバイザリー・コミッティを設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを推進しております。

経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成され、取締役会に付議する事項の他、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めております。

ii 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社はこれまで、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを通じて業務の適正 を確保するための体制の運用を図り、また、監査役会設置会社として、監査役への報告体制の整備等、 監査役による監査の実効性の確保に向けた取組みを行ってまいりました。

今後も、現行の体制を継続的に随時見直しながら取組みを進め、適正な業務執行のため、以下のような企業体制の維持・向上に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、取締役・執行役員及び従業員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動指針を定め、その徹底をはかるため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めております。また、コンプライアンス統括室を設置し、全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めるとともに、役職員を対象にした各種研修等を通じて教育啓蒙活動を行うことにより、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

内部通報体制については、社内に通報相談窓口を設置しており、そこに寄せられた通報についてはコンプライアンス統括室が内容を調査し、担当部門と協議の上、全社的に再発防止策を実施するとともに、重要な問題についてはコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めることとしております。

内部監査体制については、監査部(当連結会計年度末現在19名)が所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は法令、社内規程に基づいて、適切に保存管理しております。 その他重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報は、社内の責任権限に関する規程(以下、 「責任権限規程」)に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処 理上の管理に関する規程を定め、保存管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

金融・財務リスクについては社内規程等を定めるとともに、四半期毎に経営会議へ報告を行っております。

その他のリスクの把握・報告については責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議しております。

監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、 重要性とリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を 行うとともに、取締役会に対して報告を行っております。

有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営戦略部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要 事項の決定を行うとともに業務執行を監督しております。また、経営会議は、社長及び社長の指名する者 をもって構成し、取締役会に付議する事項の他、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等 を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限の下、適切に業務執行を行っております。

全社として業務の効率性柔軟性に資する運営を行うため、組織及び職制に関する社内規程により基本事項を定めるとともに、各部門の役割を明確に示しております。また、迅速な意思決定を行えるよう、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定めております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「全てのステークホルダーの方々に『かけがえのないDelight』を約束・実現していく」ことをJTグループミッション「JTブランディング宣言」として定め、グループ内で共有しております。グループマネジメントを行うにあたりましては、グループマネジメントポリシーに基づき、全体に共通する機能・規程等を定義し、JTグループ全体最適を図っております。

また、コンプライアンス体制(通報体制を含む)、内部監査体制、財務管理体制等についてはグループ 企業と連携を図り、整備しております。

6. 監査役の職務を補助する使用人及び監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務を支援する組織として必要な人員を配置した監査役室を置いており、必要に応じ監査役会と協議の上、人員配置体制の見直しを行うこととしております。また、監査役室の人事等については、監査役会が関与することにより、取締役からの独立性を確保するものとしております。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実について、監査役会に報告しております。また、上記の他、取締役・執行役員及び従業員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行っております。

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席できることとしており、経営会議に概ね出席しております。取締役・執行役員及び従業員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しております。

この他、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しております。また、監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっております。

なお、「財務報告に係る内部統制の整備」については、プロジェクトを設置する等、財務報告の適正性 を確保する体制の整備を図っております。

iii監査役監査及び会計監査の状況

<監査役監査及び会計監査>

- ・当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行 役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めております。
- ・会計監査人(監査法人トーマツ)は、会社法及び証券取引法に基づき、会計監査を実施しております。平 成19年3月期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成につ いては以下のとおりです。

(会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等)

五十嵐 達朗 氏(2年)、吉田 英司 氏(3年)、桃木 秀一 氏(2年)

※()内の数字:連続して監査関連業務に社員として関与した年数

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 8名、会計士補等 5名、その他 8名

監査役監査、内部監査、会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相 互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

iv役員報酬及び監査報酬

当期における取締役及び監査役に対する役員報酬等、及び監査法人トーマツに対する監査証明に係る報酬 等は以下のとおりです。

<役員報酬等>

取締役及び監査役に対する役員報酬等

取締役 10名 493百万円

監査役 4名 98百万円

※当連結会計年度末日において在任の取締役及び監査役に対する報酬を記載しております。

なお、役員報酬等には、退職慰労金(当連結会計年度における役員退職慰労引当金の増加額)、及び 役員賞与を含めております。

また、退職慰労金制度については、第22回定時株主総会の終結の時をもって廃止しております。

<監査証明に係る報酬等>

当社、当社及び当社の連結子会社が監査法人トーマツと締結した監査契約による、「会社法」及び「証券 取引法」に基づく監査証明に係る報酬等は以下のとおりです。

(当社との契約に基づくもの)

公認会計士法第2条第1項に規定する: 111百万円

業務に基づく監査証明に係る報酬

上記以外の報酬 : 10百万円

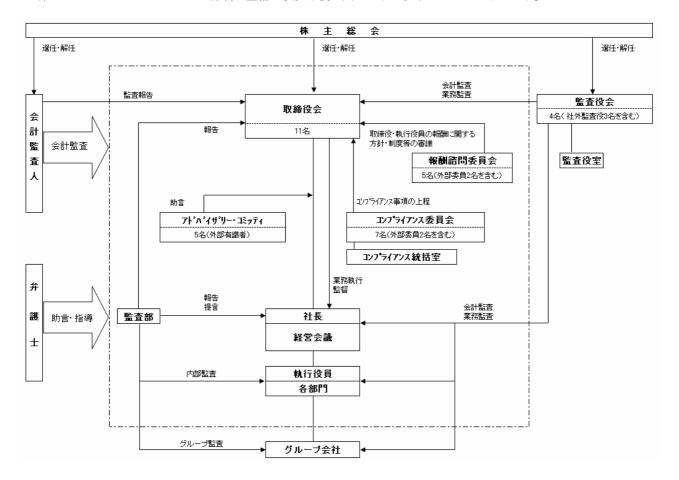
> 合計 : 121百万円

(当社及び当社の連結子会社との契約に基づくもの)

公認会計士法第2条第1項に規定する: 195百万円 業務に基づく監査証明に係る報酬

上記以外の報酬 : 10百万円

合計 : 206百万円 当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況を模式図で示すと以下のとおりとなります。



②当社と当社の社外監査役の利害関係の概要

当社の社外監査役は3名です。そのうち、村山弘義氏は三菱電機㈱の取締役であり、当社は同社との間に 軽微な取引はありますが、社外監査役個人が直接利害関係を有するものではありません。 なお、その他2名の社外監査役につきましては、該当する事項はありません。

③取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

④取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、 当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成して おります。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)及び当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツの監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

- (1) 【連結財務諸表】
 - ①【連結貸借対照表】

			連結会計年度 (18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)
(資産の部)							
I. 流動資産							
1. 現金及び預金			322, 715			555, 653	
2. 受取手形及び売掛金			134, 182			149, 384	
3. 有価証券			576, 967			578, 066	
4. たな卸資産			406, 832			417, 276	
5. 繰延税金資産			32, 324			18, 171	
6. その他	※ 6		136, 907			123, 794	
貸倒引当金			△1,776			△1,539	
流動資産合計			1, 608, 154	52. 9		1, 840, 808	54. 7
Ⅱ. 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物	※ 3	603, 223			598, 557		
減価償却累計額		△365, 174	238, 049		△369, 538	229, 019	
(2) 機械装置及び運搬具	※ 3	528, 185			567, 494		
減価償却累計額		△383, 581	144, 604		△414 , 594	152, 900	
(3) 器具及び備品	※ 3	212, 033			203, 214		
減価償却累計額		△158, 531	53, 502		△144, 727	58, 486	
(4) 土地	※ 3		138, 671			131, 817	
(5) 建設仮勘定	※ 3		21, 715			28, 211	
有形固定資産合計			596, 544	19. 7		600, 435	17. 9
2. 無形固定資産							
(1) 連結調整勘定			355, 183			_	
(2) のれん			_			360, 681	
(3) 商標権			190, 587			154, 980	
(4) その他			33, 748			27, 218	
無形固定資産合計			579, 519	19. 1		542, 880	16. 1

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)			
区分	注記番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※ 1		108, 027			262, 616	
(2) 長期貸付金			887			808	
(3) 繰延税金資産			102, 902			75, 456	
(4) その他	※ 3		43, 124			43, 255	
貸倒引当金			△1, 292			△1, 230	
投資評価引当金			△531			△368	
投資その他の資産合計			253, 117	8. 3		380, 538	11.3
固定資産合計			1, 429, 180	47. 1		1, 523, 855	45. 3
Ⅲ. 繰延資産			44	0.0		_	_
資産合計			3, 037, 378	100. 0		3, 364, 663	100.0

		前連結会計年月			当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)							
I. 流動負債							
1. 支払手形及び買掛金		137, 4	54		129, 764		
2. 短期借入金	※ 3	33, 2	92		53, 706		
3. 一年以内返済予定の長 期借入金	※ 3	18, 2	03		10, 549		
4. 未払金		119, 6	74		93, 567		
5. 未払たばこ税	※ 7	68, 1	84		134, 573		
6.未払たばこ特別税	※ 7	12,7	93		21, 991		
7. 未払地方たばこ税	※ 7	95, 1	81		181, 374		
8. 未払法人税等		31,9	92		60, 108		
9. 未払消費税等		28, 1	89		35, 756		
10. 繰延税金負債		3, 5	63		2, 246		
11. 賞与引当金		27, 6	10		29, 312		
12. その他の引当金	※ 2	1,8	69		1, 997		
13. その他		48, 3	44		58, 246		
流動負債合計		626, 3	55 20.6		813, 196	24. 2	
Ⅱ. 固定負債							
1. 社債	※ 3	150, (00		150, 000		
2. 長期借入金	※ 3	15, 1	11		5, 012		
3. 繰延税金負債		46, 1	78		43, 435		
4. 退職給付引当金		293, 4	25		282, 377		
5. 役員退職慰労引当金		8	99		1, 017		
6. その他		85, 3	35		45, 007		
固定負債合計		590, 9	50 19.5		526, 851	15.6	
負債合計		1, 217, 3	05 40.1		1, 340, 047	39.8	
(少数株主持分)							
少数株主持分		57, 8	61 1.9		_	_	

			連結会計年度 18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
(資本の部)							
I. 資本金	※ 4		100, 000	3. 3		_	_
Ⅱ. 資本剰余金			736, 400	24. 2		_	_
Ⅲ. 利益剰余金			972, 511	32. 0		_	_
IV. その他有価証券評価差額 金			35, 531	1.2		_	_
V. 為替換算調整勘定			△7, 353	△0.2		_	_
VI. 自己株式	※ 5		△74, 578	△2.5		_	_
資本合計			1, 762, 511	58.0		_	_
負債、少数株主持分及び 資本合計			3, 037, 378	100. 0		_	_
(純資産の部)							
I. 株主資本							
1. 資本金			_	_		100, 000	3.0
2. 資本剰余金			_	_		736, 400	21.9
3. 利益剰余金			_	_		1, 158, 337	34. 4
4. 自己株式			_	_		△74, 578	$\triangle 2.2$
株主資本合計			_	_		1, 920, 159	57. 1
Ⅱ.評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差 額金			_	_		33, 329	1.0
2. 繰延ヘッジ損益			_	_		14, 580	0.4
3. 海外連結子会社の年金 債務調整額			_	_		△15, 560	△0.5
4. 為替換算調整勘定			_	_		7, 745	0.3
評価・換算差額等合計			_	_		40, 094	1.2
Ⅲ. 少数株主持分			_	_		64, 362	1.9
純資産合計			_	_		2, 024, 615	60.2
負債純資産合計			_	_		3, 364, 663	100.0
2.12.1.2.1.2.1.2.1						,,	

②【連結損益計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			(自 平	連結会計年度 成18年4月1日 成19年3月31日	∃ ()
区分	注記番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)
I. 売上高			4, 637, 657	100.0		4, 769, 387	100.0
Ⅱ. 売上原価	※ 1		3, 734, 073	80. 5		3, 844, 768	80.6
売上総利益			903, 583	19. 5		924, 619	19. 4
Ⅲ. 販売費及び一般管理費	※ 2, ※ 6		596, 636	12. 9		592, 628	12.4
営業利益			306, 946	6. 6		331, 991	7.0
Ⅳ. 営業外収益							
1. 受取利息		4, 300			10, 384		
2. 受取配当金		1, 608			1,718		
3. その他		6, 745	12, 655	0.3	3, 930	16, 033	0.3
V. 営業外費用							
1. 支払利息		5, 775			6, 939		
2. 為替差損		2, 892			14, 464		
3. たばこ災害援助金		863			3, 504		
4. 共済年金給付費用		3, 074			2, 713		
5. その他		9, 153	21, 759	0. 5	8, 357	35, 980	0.8
経常利益			297, 842	6. 4		312, 044	6.5
VI. 特別利益							
1. 固定資産売却益	※ 3	60, 036			47, 506		
2. その他		5, 416	65, 453	1.4	3, 348	50, 854	1.1

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			(自 平	連結会計年度 成18年4月1日 成19年3月31日	
区分	注記番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)
VII. 特別損失							
1. 固定資産売却損	※ 4	24, 875			3, 151		
2. 固定資産除却損	※ 5	12, 279			10, 402		
3. 減損損失	% 8	11, 438			2,712		
4. 事業構造強化費用	※ 7	8, 009			_		
5. 成人識別自販機導入費 用	※ 9	_			5, 746		
6. その他		5, 698	62, 302	1. 3	3, 690	25, 703	0.5
税金等調整前当期純利 益			300, 993	6. 5		337, 195	7. 1
法人税、住民税及び事 業税		49, 686			84, 480		
法人税等調整額		45, 209	94, 896	2. 1	36, 923	121, 404	2.6
少数株主利益			4, 555	0. 1		5, 018	0.1
当期純利益			201, 542	4. 3		210, 772	4. 4
				1			

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】 連結剰余金計算書

上			
		(自 平成17	会計年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)
区分	注記番号	金額(百	百万円)
(資本剰余金の部)			
I. 資本剰余金期首残高			736, 400
Ⅱ. 資本剰余金期末残高			736, 400
(利益剰余金の部)			
I. 利益剰余金期首残高			805, 927
Ⅱ. 利益剰余金増加高			
当期純利益		201, 542	201, 542
Ⅲ. 利益剰余金減少高			
1. 配当金		28, 740	
2. 役員賞与 (うち監査役賞与)		236 (30)	
3. 最小年金債務調整額		5, 981	34, 957
IV. 利益剰余金期末残高			972, 511

⁽注) 最小年金債務調整額は、米国会計基準を適用している海外連結子会社で追加最小年金債務を計上したため に発生したものであります。

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	100,000	736, 400	972, 511	△74, 578	1, 734, 333
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)			△17, 244		△17, 244
剰余金の配当			△17, 244		△17, 244
役員賞与(注1)			△196		△196
当期純利益			210, 772		210, 772
持分法適用会社減少に伴う減少 額			△79		△79
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額) (注2)			9, 818		9, 818
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	_	_	185, 825	_	185, 825
平成19年3月31日 残高 (百万円)	100,000	736, 400	1, 158, 337	△74, 578	1, 920, 159

	評価・換算差額等						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	海外連結子 会社の年金 債務調整額 (注2)	為替換算調整勘定	評価 · 換算 差額等 合計	少数 株主 持分	純資産 合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	35, 531	-	_	△7, 353	28, 178	57, 561	1,820,073
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当 (注1)							△17, 244
剰余金の配当							△17, 244
役員賞与(注1)							△196
当期純利益							210, 772
持分法適用会社減少に伴う減少 額							△79
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額) (注2)	△2, 202	14, 580	△15, 560	15, 098	11, 915	6, 800	28, 534
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△2, 202	14, 580	△15, 560	15, 098	11, 915	6, 800	204, 542
平成19年3月31日 残高 (百万円)	33, 329	14, 580	△15, 560	7, 745	40, 094	64, 362	2, 024, 615

- (注) 1. 剰余金の配当及び役員賞与は、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。
 - 2. 評価・換算差額等の「海外連結子会社の年金債務調整額」は、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であります。

なお、従来利益剰余金に含めていた、米国会計基準を適用している海外連結子会社で発生した最小年金債務の減少額は、利益剰余金の「株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)」に計上しております。

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー			
税金等調整前当期純利 益		300, 993	337, 195
減価償却費		124, 854	130, 105
減損損失		11, 438	2,712
固定資産除売却損益		$\triangle 30,018$	△39, 284
連結調整勘定償却額		1, 590	_
のれん償却額		_	2, 537
退職給付引当金の増減 額(減少:△)		△6, 591	△21, 163
受取利息及び受取配当 金		$\triangle 5,909$	△12, 103
支払利息		5, 775	6, 939
売上債権の増減額(増 加:△)		765	△9, 476
たな卸資産の増減額 (増加:△)		44, 091	△6, 171
仕入債務の増減額(減 少:△)		20, 260	△12, 877
未払金の増減額(減 少:△)		△125, 688	△22, 087
未払たばこ税等の増減 額(減少:△)		△13, 972	160, 020
長期預り保証金の増減 額(減少:△)		630	_
長期未払金の増減額 (減少:△)		△87, 376	△43, 141
その他		△31, 682	14, 359
小計		209, 158	487, 566
利息及び配当金の受取 額		5, 910	12, 071
利息の支払額		△5, 712	△6, 493
法人税等の支払額		△59,014	△57, 185
営業活動によるキャッ シュ・フロー		150, 342	435, 958

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の払出による 収入		417	_
有価証券の取得による 支出		$\triangle 145,933$	△330, 715
有価証券の売却及び償 還による収入		121, 700	386, 189
有形固定資産の取得に よる支出		△82, 850	△96, 717
有形固定資産の売却に よる収入		82, 146	57, 093
無形固定資産の取得に よる支出		△8, 966	$\triangle 7,927$
投資有価証券の取得に よる支出		△2, 733	△158, 385
投資有価証券の売却及 び償還による収入		4, 341	5, 345
連結範囲変更を伴う子 会社株式の取得による 支出		△1, 400	△4, 085
連結範囲変更を伴う子 会社株式の売却による 支出		△143	△387
その他		7, 063	△101
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△26, 357	△149, 692

	1		
		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッ シュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (減少:△)		1, 552	18, 571
長期借入金の返済によ る支出		△19, 473	△19, 840
少数株主からの払込に よる収入		_	4, 927
配当金の支払額		△28, 740	△34, 488
少数株主への配当金支 払額		△1, 467	$\triangle 1,474$
その他		△5	△330
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△48, 134	△32, 634
IV 現金及び現金同等物に係 る換算差額		15, 204	5, 749
V 現金及び現金同等物の増 減額(減少:△)		91, 054	259, 380
VI 現金及び現金同等物の期 首残高		829, 087	920, 141
WI 現金及び現金同等物の期 末残高		920, 141	1, 179, 522

是相对场相级下/次》7/2007	の基本となる里安な事項 	水, 串件 少
項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	・連結子会社の数 157社 主要な連結子会社は、「第1 企業の 概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。 アイスランドスプリング・ジャパン (株)等5社につきましては、当連結会計 年度より連結の範囲に含めております。 前連結会計年度まで連結子会社であったJT Proserve Inc. 等2社につきましては清算により、またその他6社につきましては清算により、またその他6社につきましては清算により、その給資産、売上高、 非連結子会社については、いずれも小規模会社であり、その総資産、売上高、 当期純損益(持分に見合う額)及び利益 剰余金(持分に見合う額)等それぞれの合計額は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。	・連結子会社の数 153社 主要な連結子会社は、「第1 企業の 概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。 JT International AD Senta (AD. Duvanska Industrija Sentaより名称変 更)、JTI (UK) MANAGEMENT LTD等3社 につきまは、当連結会計年度より地では、当連結会計年度よりでは、当連結会計年度まで連結で連結の範囲に含めております。 前連結会計年度まで連がでは、一つきましては、一つきまと、では、一つが結ります。 対しては、一つがは、一つがは、では、連結のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社 ジェイティシイエムケイ(株)、(株) エヌ・ティ・ティ・データ・ウェーブ 等の11社であります。 (2) 持分法を適用していない非連結子会 社及び関連会社は、それぞれ連結純損 益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響 が軽微であり、かつ全体としても重要 性がないため、持分法の適用範囲から 除いております。	いております。 (1) 持分法適用の関連会社 ジェイティシイエムケイ(株)、(株) エヌ・ティ・ティ・データ・ウェーブ 等の11社であります。 なお、前連結会計年度まで持分法適 用の関連会社であった、(株)ジェイ ティニフコ及び(株)九州ジェイティニ フコにつきましては、株式の譲渡によ り重要な影響を及ぼさなくなったため 持分法適用の範囲から除いておりま す。 (2) 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日
(次月)	至 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	至 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連	(3) 同左
	結決算日と異なる会社については、各	
	社の事業年度に係る財務諸表を使用し	
	ております。	
3. 連結子会社の事業年度等	連結子会社のうち、海外子会社の決算	同左
に関する事項	日は主として12月31日であります。	
	また、連結財務諸表の作成にあたって	
	は、同決算日の財務諸表を使用し、連結	
	決算日との間に生じた重要な取引につい	
	ては、連結上必要な調整を行っておりま	
	す。	
4. 会計処理基準に関する事	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
項	① 有価証券	① 有価証券
	満期保有目的の債券	同左
	償却原価法(定額法)に	
	よっております。	
	その他有価証券	その他有価証券
	時価のあるもの決算日の市場	時価のあるもの決算日の市場
	価格等に基づ	価格等に基づ
	く時価法に	く時価法に
	よっておりま	よっておりま
	す。(評価差	す。(評価差
	額は全部資本	額は全部純資
	直入法により	産直入法によ
	処理し、売却	り処理し、売
	原価は主とし	却原価は主と
	て移動平均法	して移動平均
	により算定し	法により算定
	ております。	しておりま
	なお、組込デ	す。)
	リバティブを	
	区分して測定	
	することがで	
	きない複合金	
	融商品は、全	
	体を時価評価	
	し、評価差額	
	を当連結会計	
	年度の損益に	
	計上しており	
	ます。)	
	時価のないもの主として移動	時価のないもの同左
	平均法による	
	原価法によっ	
	ております。	

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	② デリバティブ時価法によって	② デリバティブ同左
	おります。	
	③ たな卸資産主として総平均法	③ たな卸資産同左
	による原価法に	
	よっております。	
	なお、当社は、原	
	材料及び半製品に	
	ついて必要な評価	
	減を実施しており	
	ます。	(0) 手再公计师龄+11次立办计师龄+11十分
	(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法 ① 有形固定資産…主として定率法	(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法 ① 有形固定資産…同左
	(ただし、平成10	₩ 有心回足員座…旧工
	年4月1日以降に	
	取得した建物(建	
	物附属設備を除	
	く)については定	
	額法)を採用して	
	おりますが、一部	
	の国内連結子会社	
	では定額法によっ	
	ております。	
	なお、主な耐用年	
	数は以下のとおり	
	であります。	
	建物及び構築物 38~50年	
	機械装置及び運搬具 8年	
	② 無形固定資産…定額法によっております。	② 無形固定資産…同左
	りょり。 なお、主な耐用年	
	数は以下のとおり	
	であります。	
	商標権 10年	
	(3) 重要な引当金の計上基準	 (3) 重要な引当金の計上基準
	① 貸倒引当金	① 貸倒引当金
	債権の貸倒れによる損失に備える	同左
	ため、一般債権については貸倒実績	
	率により、貸倒懸念債権等特定の債	
	権については個別に回収可能性を勘	
	案して計上しております。	
	② 投資評価引当金	② 投資評価引当金
	投資に対する損失に備えるため、	同左
	投資先の財政状態等を勘案して計上	
	しております。	

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	③ 賞与引当金	③ 賞与引当金
	従業員(取締役でない執行役員を	従業員及び役員に対して支給する
	含む)に対して支給する賞与の支出	賞与の支出に充てるため、実際支給
	に充てるため、実際支給見込基準に	見込基準により計上しております。
	より計上しております。	
		(会計方針の変更)
		当連結会計年度より、「役員賞与
		に関する会計基準」(企業会計基準
		第4号平成17年11月29日)を適用し
		ております。これによる営業利益、
		経常利益及び税金等調整前当期純利
		益への影響は軽微であります。
	④ 退職給付引当金	④ 退職給付引当金
	従業員(取締役でない執行役員を	同左
	含む)の退職給付に備えるため、当	
	連結会計年度末における退職給付債	
	務及び年金資産の見込額に基づき計	
	上しております。	
	過去勤務債務については、その発	
	生時の従業員の平均残存勤務期間以	
	内の一定の年数(主として10年)に	
	よる定額法により費用処理しており	
	ます。	
	数理計算上の差異は、各連結会計	
	年度の発生時における従業員の平均	
	残存勤務期間以内の一定の年数(主	
	として10年)による定額法により按	
	分した金額をそれぞれ発生の翌連結	
	会計年度から費用処理することとし	
	ております。	
	また、公的年金負担に要する費用	
	のうち、昭和31年6月以前(公共企	
	業体職員等共済組合法施行日前)の	
	給付対象期間に係る共済年金給付の	
	負担について、当該共済年金負担に	
	係る負債額を算定し退職給付引当金	
	に含めて計上しております。	
	⑤ 役員退職慰労引当金	⑤ 役員退職慰労引当金
	役員の退職慰労金の支出に備え	同左
	て、内規に基づく連結会計年度末要	
	支給額を計上しております。	

項目

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦 通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、 換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、在外子会 社等の資産及び負債は、決算日の直物 為替相場により円貨に換算し、収益及 び費用は期中平均相場により円貨に換 算し、換算差額は資本の部における為 替換算調整勘定に含めております。

- (5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイナン ス・リース取引については、通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当 処理の要件を満たしている場合には 振当処理に、金利スワップについて は、特例処理の要件を満たしている 場合には特例処理によっておりま す。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a. ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建予定取引
 - b. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金及び社債
- ③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程である「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールに基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦 通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、 換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、海外の連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、 収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、 収益及び費用は期中平均相場により円 貨に換算し、換算差額は純資産の部に おける為替換算調整勘定に含めております。

- (5) 重要なリース取引の処理方法 同左
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当 処理の要件を満たしている場合には 振当処理によっております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a. ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建予定取引
 - b. ヘッジ手段…通貨オプション ヘッジ対象…外貨建予定取引
 - c. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
- ③ ヘッジ方針

同左

項目

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

④ ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、振当処理によっている為替予約等及び特例処理によっている金利スワップは、有効性の評価を省略しております。

- (7) 海外連結子会社の会計処理基準 JT International S.A.他海外連結 子会社は、主として米国で一般に認め られた会計処理基準を採用しておりま す。このうち当社が採用している会計 処理基準と相違している主なものは次 のとおりであります。
 - ① たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法、総平均法に よる低価法によっております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却方 法
 - i 有形固定資産…主として見積耐 用年数による定 額法によってお ります。
 - ii 無形固定資産…商標権は主として40年間で均等 償却しており、 その他の無形固定資産は、見積 耐用年数による 定額法によって おります。
- ③ 退職給付会計

退職給付引当金が未積立累積退職 給付債務を下回る場合には、追加最 小年金債務として退職給付引当金を 追加認識しております。当該追加認 識額のうち未認識過去勤務債務を超 える部分(最小年金債務調整額)に ついては、税効果相当額控除後の金 額により資本の部の利益剰余金に含 めて計上しております。 ④ ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ手段の変動額 の累計額とヘッジ対象の変動額の累 計額を比較して有効性を判定してお ります。ただし、振当処理によって いる為替予約は、有効性の評価を省 略しております。

- (7) 海外連結子会社の会計処理基準 同左
 - ① たな卸資産の評価基準及び評価方法

同左

- ② 重要な減価償却資産の減価償却方 法
 - i 有形固定資産…同左
 - ii 無形固定資産…商標権は主として20年間で均等 償却しており、 その他の無形固定資産は、見積 耐用年数による 定額法によって おります。
- ③ 退職給付会計

退職給付債務と年金資産の公正価値との差額を連結貸借対照表上、資産又は負債として計上しております。退職給付費用として未だ認識されていない数理計算上の差異及び過去勤務債務については、税効果相当額控除後の金額により海外連結子会社の年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	④ デリバティブの処理方法 へッジ目的で通貨関連のデリバティブを利用しており、すべてのデリバティブは公正価額により、資産又は負債として認識し、その公正価額の変動は損益に計上しております。	(会計方針の変更) 従来、主な海外の連結子会社において、退職給付引当金が未積立累積退職給付債務を下回る場合には、追金を追加より。金を責務をしてよりませたが、当連結会計年度より、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型度に関する事業主都の会計処理一条第88号、第106号及び第132号(改り第132号(改り第132号(改り第132号(改り第132号(改り第132号)の改第132号(改り第132号)の改第分を表別の公正価値との差額を連結計算に基づき、退職給付を連結対して基づき、退職給付費を表別の金額により海外連結子会社の年金額を担けてより海外連結子会社の年金額を担けてより海外連結子会社の評価を変更による影響により海外連結子会社の手法に変更による影響により海外連結子会社の手法に変更による影響はあります。この地連は対象のとのでは、では、では、ないままには、のは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では
	(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理	(8) その他連結財務諸表作成のための重 要な事項 消費税等の会計処理
	消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	同左
5. 連結子会社の資産及び負	連結子会社の資産及び負債の評価につ	同左
債の評価に関する事項	いては、全面時価評価法を採用しており	
	ます。	

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6. 連結調整勘定の償却に関	連結調整勘定の償却については、実質	
する事項	的に償却年数を見積もり、その年数で償	
	却することとしております。なお、償却	
	年数は5年から20年であります。ただ	
	し、金額が僅少な場合は発生年度にその	
	全額を償却しております。また、海外子	
	会社で発生した連結調整勘定は、償却を	
	 行わず年一回及び公正価値が帳簿価額を	
	 下回る恐れを示す事象が発生した都度、	
	減損の有無を判定しております。	
7. のれんの償却に関する事		のれんの償却については、実質的に償
項		却年数を見積もり、その年数で償却する
		こととしております。なお、償却年数は
		5年から20年であります。ただし、金額
		が僅少な場合は発生年度にその全額を償
		却しております。また、海外の連結子会
		社で発生したのれんは、償却を行わず年
		一回及び公正価値が帳簿価額を下回る恐
		れを示す事象が発生した都度、減損の有
		無を判定しております。
8. 利益処分項目等の取扱い	連結剰余金計算書は、連結会社の利益	
に関する事項	処分について連結会計年度中に確定した	
	利益処分に基づいて作成しております。	
9. 連結キャッシュ・フロー	連結キャッシュ・フロー計算書におけ	同左
計算書における資金の範囲	る資金(現金及び現金同等物)は、手許	
	現金、随時引き出し可能な預金及び容易	
	に換金可能であり、かつ、価値の変動に	
	ついて僅少なリスクしか負わない取得日	
	から3ヶ月以内に償還期限の到来する短	
	期投資からなっております。	

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見 書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しており ます。これにより税金等調整前当期純利益は11,191百万 円減少しております。 なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務 諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除しておりま す。	
	当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,945,673百万円であります。なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、無形固定資産の「連結調整 勘定」及び無形固定資産の「その他」に含めておりました「営業権」(前連結会計年度1,295百万円)について は、当連結会計年度においては「のれん」と表示してお ります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めておりました「成人識別自販機導入費用」(前連結会計年度158百万円)は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度においては独立掲記しております。

(連結損益計算書)

- 1. 前連結会計年度において、特別損失の「その他」に 含めておりました「固定資産売却損」(前連結会計 年度2,212百万円)は、特別損失の総額の100分の10 を超えたため、当連結会計年度においては独立掲記 しております。
- 2. 前連結会計年度において、特別損失の「その他」に 含めておりました「固定資産除却損」(前連結会計 年度13,692百万円)は、特別損失の総額の100分の 10を超えたため、当連結会計年度においては独立掲 記しております。
- 3. 前連結会計年度において、特別損失の「その他」に 含めておりました「減損損失」(前連結会計年度 181百万円)は、特別損失の総額の100分の10を超え たため、当連結会計年度においては独立掲記してお ります。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「減損損失」(前連結会計年度181百万円)は、重要性が増加したため、当連結会計年度においては独立掲記しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

- 1. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「長期預り保証金の増減額」(当連結会計年度△2,479百万円)は、重要性が乏しいことから、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。
- 2. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「連結調整勘定償却額」及び営業活動によるキャッシュ・フローの「減価償却費」に含めておりました「営業権償却額」(前連結会計年度782百万円)は、当連結会計年度においては「のれん償却額」と表示しております。
- 3. 前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「定期預金の払出による収入」(当連結会計年度627百万円)は、重要性が乏しいことから、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 当連結会計年度 (平成18年3月31日) (平成19年3月31日) ※1. 非連結子会社及び関連会社に対する投資は、次の ※1. 非連結子会社及び関連会社に対する投資は、次の とおりであります。 とおりであります。 投資有価証券 2,664百万円 投資有価証券 2,405百万円 ※2. 流動負債「その他の引当金」は、売上割戻引当金 **※**2. 同左 等であります。 ※3. (1) 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定によ **※** 3. (1) 同左 り、会社の財産を社債の一般担保に供しており (2) 一部の連結子会社において担保に供している (2) 一部の連結子会社において担保に供している 資産は次のとおりであります。 資産は次のとおりであります。 建物及び構築物 4,921百万円 建物及び構築物 5,055百万円 機械装置及び運搬具 7,780百万円 機械装置及び運搬具 7,891百万円 その他 651百万円 その他 1,065百万円 計 13,353百万円 計 14,013百万円 上記に対応する債務は次のとおりでありま 上記に対応する債務は次のとおりでありま す。 す。 長期借入金 1,514百万円 長期借入金 3,001百万円 その他 659百万円 その他 3,127百万円 計 計 2,173百万円 6,129百万円 ※4. 当社の発行済株式総数は、普通株式2,000千株で あります。 ※5. 当社が保有する自己株式の数は、普通株式83,984 株であります。 ※6. 流動資産の「その他」には現先取引が含まれてお ※6. 流動資産の「その他」には現先取引が含まれてお り、その相手先から担保として受入れている有価証 り、その相手先から担保として受入れている有価証 券の期末時価は79,974百万円であります。 券の期末時価は51,969百万円であります。 ※7. 未払たばこ税、未払たばこ特別税及び未払地方た ばこ税については、当連結会計年度の末日が金融機 関の休日であったために未払いとなった次の額が含 まれております。 未払たばこ税 44,958百万円 未払たばこ特別税 10,378百万円 未払地方たばこ税 85,301百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

- ※1. 原材料及び半製品のうち、翌連結会計年度以降の 事業活動に最低限必要な在庫を超過する部分につい て必要な評価減を実施し、売上原価に計上しており ます。当連結会計年度の評価減洗替差損は、9,588 百万円であります。
- ※2. 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次の とおりであります。

広告宣伝費 23,945百万円 販売促進費 142,147百万円 報酬・給料手当 92,160百万円 退職給付費用 10,459百万円 法定福利費 16,313百万円 従業員賞与 12,366百万円 賞与引当金繰入額 19,525百万円 減価償却費 53,453百万円 研究開発費 37,505百万円

- ※3. 固定資産売却益のうち主なものは、土地56,038百万円であります。
- ※4. 固定資産売却損のうち主なものは、土地20,764百 万円であります。
- ※5. 固定資産除却損のうち主なものは、建物6,657百万円であります。
- ※6. 研究開発費は、総額37,505百万円であり、すべて 一般管理費として計上しております。
- ※7. 事業構造強化費用は、事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは早期退職に伴う割増退職金であります。なお、前連結会計年度に退職応諾した長期休職者の退職予定時期繰上げに伴う未払金の戻入額を含んでおります。

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- ※1. 原材料及び半製品のうち、翌連結会計年度以降の 事業活動に最低限必要な在庫を超過する部分につい て必要な評価減を実施し、売上原価に計上しており ます。当連結会計年度の評価減洗替差益は、9,585 百万円であります。
- ※2. 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次の とおりであります。

広告宣伝費 23,453百万円 販売促進費 128,069百万円 報酬・給料手当 98,551百万円 退職給付費用 10,838百万円 法定福利費 17,036百万円 従業員賞与 11,487百万円 賞与引当金繰入額 20,659百万円 減価償却費 57,424百万円 研究開発費 41,239百万円

- ※3. 固定資産売却益のうち主なものは、土地45,977百万円であります。
- ※5. 固定資産除却損のうち主なものは、建物6,821百 万円であります。
- ※6. 研究開発費は、総額41,239百万円であり、すべて 一般管理費として計上しております。

-73-

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

※8. 当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏等	廃止予定の社 宅等	土地、建物及 び構築物等	11, 438

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っております。

認識した減損損失の太宗は、当期下期において、 今後の廃止が最終的に決定された社宅等に係る土 地、建物等について、減損の判定の基礎となるグ ループの変更により、個別物件ごとに減損の判定及 び測定を行い、認識したものであります。

その主な内訳は、土地7,737百万円、建物及び構築物3,452百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、主に正味売却 価額により算定しており、価格指標は主に不動産鑑 定評価額を使用しております。

> ※9. 成人識別自販機導入費用は、未成年者喫煙防止を 目的として、平成20年に全国導入を予定しているIC カード方式成人識別装置システム構築展開費用等並 びに連結子会社が保有する自動販売機を成人識別機 能対応機とするために要する費用であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,000	8,000	_	10,000
合計	2,000	8,000	_	10,000
自己株式				
普通株式(注)	83	335	_	419
合計	83	335	_	419

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加8,000千株及び自己株式の増加335千株は、平成18年4月1日をもって普通株式1株につき5株の割合で株式を分割したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	17, 244	9,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
平成18年10月31日 取締役会	普通株式	17, 244	1,800	平成18年9月30日	平成18年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	21, 076	利益剰余金	2, 200	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対	照表に記載	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対	照表に記載
されている科目の金額との関係		されている科目の金額との関係	
(平成18年3月31日現在)		(平成19年3月31日現在)	
	百万円		百万円
現金及び預金勘定	322, 715	現金及び預金勘定	555, 653
預金のうち、預入期間が3ヶ月を超 える定期預金等	△496	預金のうち、預入期間が3ヶ月を超 える定期預金等	△2, 216
容易に換金可能で価値変動リスクが 僅少な運用期間が3ヶ月以内の短期 投資		容易に換金可能で価値変動リスクが 僅少な運用期間が3ヶ月以内の短期 投資	
(有価証券)	517, 948	(有価証券)	574, 115
(その他流動資産)	79, 974	(その他流動資産)	51, 969
現金及び現金同等物	920, 141	現金及び現金同等物	1, 179, 522

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

「借手側〕

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械装置及び 運搬具	4, 722	2, 418	2, 303
器具及び備品	17, 768	9, 441	8, 327
その他	2, 454	417	2, 037
合計	24, 945	12, 277	12, 668

- (注)取得価額相当額の算定は、有形固定資産の期末 残高等に占める未経過リース料期末残高相当額 の割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の 3の規定に基づき、支払利子込み法によってお ります。
- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内4,182百万円1 年超8,486百万円合計12,668百万円

- (注)未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形 固定資産の期末残高等に占めるその割合が低い ため、連結財務諸表規則第15条の3の規定に基 づき、支払利子込み法によっております。
- (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料

5,117百万円

減価償却費相当額

5,117百万円 減価償去

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年内4,189百万円1 年超10,150百万円合計14,339百万円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等 の記載は省略しております。

[借手側]

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械装置及び 運搬具	5, 149	2, 193	2, 955
器具及び備品	18, 495	8, 935	9, 560
その他	2, 454	476	1, 978
合計	26, 099	11, 605	14, 494

- (注)取得価額相当額の算定は、有形固定資産の期末 残高等に占める未経過リース料期末残高相当額 の割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の 3の規定に基づき、支払利子込み法によってお ります。
- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内4,462百万円1 年超10,032百万円合計14,494百万円

- (注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形 固定資産の期末残高等に占めるその割合が低い ため、連結財務諸表規則第15条の3の規定に基 づき、支払利子込み法によっております。
- (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料

4,836百万円

減価償却費相当額

4,836百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年内4,510百万円1 年超9,919百万円合計14,430百万円

(減損損失について)

同左

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

[貸手側]

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるも の以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

	取得価額 (百万円)	減価償却累 計額 (百万円)	期末残高(百万円)
機械装置及び 運搬具	546	524	21
器具及び備品	753	337	415
合計	1, 299	862	436

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	187百万円
1年超	295百万円
合計	482百万円

- (注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、営業 債権の期末残高等に占めるその割合が低いた め、連結財務諸表規則第15条の3の規定に基づ き、受取利子込み法によっております。
- 3. 受取リース料及び減価償却費

受取リース料278百万円減価償却費250百万円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等 の記載は省略しております。

[貸手側]

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

	取得価額 (百万円)	減価償却累 計額 (百万円)	期末残高 (百万円)
機械装置及び 運搬具	100	73	26
器具及び備品	1, 335	520	815
合計	1, 436	594	841

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年超	633百万円
	924百万円

- (注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、営業 債権の期末残高等に占めるその割合が低いた め、連結財務諸表規則第15条の3の規定に基づ き、受取利子込み法によっております。
- 3. 受取リース料及び減価償却費

受取リース料253百万円減価償却費240百万円

(減損損失について)

同左

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

		前連結会計	十年度(平成18年	3月31日)	月31日) 当連結会計年度(平成19年3月31日		
	種類	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸	(1) 国債・地方債 等	599	599	0	599	599	0
借対照表計上 額を超えるも の	(2) その他	_	_	_	_	_	_
	小計	599	599	0	599	599	0
時価が連結貸 借対照表計上	(1) 国債・地方債 等	897	887	△10	598	594	$\triangle 4$
簡対照表訂上 額を超えない もの	(2) その他	1,002	998	$\triangle 3$	502	500	$\triangle 1$
000	小計	1,899	1,886	△13	1, 101	1, 095	\triangle 6
	合計	2, 499	2, 486	△13	1, 701	1, 695	△ 5

2. その他有価証券で時価のあるもの

	2. でが他有個証分で時間があるもの						
		前連結会計	十年度(平成18年	3月31日)	当連結会計	十年度(平成19年	3月31日)
	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
	(1) 株式	31, 786	89, 310	57, 524	28, 060	79, 396	51, 336
	(2) 債券	36, 879	37, 138	259	2, 084	2, 164	79
連結貸借対照 表計上額が取	金融債	35, 982	35, 993	11	_	_	_
得原価を超え るもの	その他	897	1, 144	247	2, 084	2, 164	79
	(3) その他	4,600	7, 669	3, 069	4, 179	10, 340	6, 160
	小計	73, 265	134, 118	60, 852	34, 324	91, 901	57, 577
	(1) 株式	1, 229	976	△252	164, 081	163, 043	△1,037
	(2) 債券	521	518	\triangle 3	_	_	-
連結貸借対照 表計上額が取	金融債	_	_	_	_	_	_
得原価を超え ないもの	その他	521	518	\triangle 3	_	_	-
	(3) その他	550	547	\triangle 3	12	12	0
	小計	2, 301	2, 042	△259	164, 093	163, 055	△1,037
	合計	75, 567	136, 160	60, 593	198, 417	254, 957	56, 539

⁽注) 前連結会計年度の連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの「債券(その他)」及び連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの「債券(その他)」の中には複合金融商品が含まれており、組込デリバティブを含めた評価損益は、前連結会計年度の損益に計上しております。

3. 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度			当連結会計年度		
(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
3, 262	958	8	9, 228	2, 125	3

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度(平成18年3月31日)	当連結会計年度(平成19年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式(百万円)	2, 624	4, 272
(2) 非上場債券(百万円)	204, 475	88, 280
(3) 譲渡性預金(百万円)	327, 300	484, 928
(4) その他(百万円)	9, 270	4, 136

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前連結会計年度(平成18年3月31日)			当連結会計年度(平成19年3月31日)					
	1 年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)	1 年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券	241, 595	2, 984	53	-	83, 308	3, 143	1	-
コマーシャルペーパー	189, 472	_	_	_	79, 986	_	_	-
金融債	35, 993	_	_	_	3,000	_	_	_
その他	16, 128	2, 984	53	_	322	3, 143	1	_
(2) 譲渡性預金	327, 300	_	_	_	484, 700	_	_	_
(3) その他	737	330	-	-	_	10, 250	_	-
合計	569, 632	3, 314	53	_	568, 008	13, 394	1	_

(注) 減損処理した金額は以下のとおりになっております。

(前連結会計年度) 11百万円 (当連結会計年度) —————

当該有価証券の減損にあたっては、下落率が50%以上の場合及び30%以上50%未満については個々の銘柄の下落額が財務諸表に重要な影響を与える場合に、「著しく下落した」ものと認識しております。

なお、時価が「著しく下落した」と判断された有価証券については、回復可能性の判定を行い、明らかに回復する見込みがあると判断された銘柄以外の有価証券について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

- 1. 取引の状況に関する事項
 - (1) 取引の内容

為替予約、金利スワップ等

(2) 取組方針及び目的

当社及び国内連結子会社におけるデリバティブ取引については、外貨建金銭債務及び将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を主な目的としており、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行っておりません。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段ヘッジ対象為替予約外貨建予定取引金利スワップ借入金及び社債

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程である「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールに基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

④ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

ただし、振当処理によっている為替予約等及び特例処理によっている金利スワップは、有効性の評価を 省略しております。

(3) リスクの内容

主なリスクとしては、市場リスクとして、「金利・為替の市場価格等の変動により、当該取引の時価が減少するリスク」、また、信用リスクとして、「その時点において、契約の相手方が債務不履行となった場合に損失を被るリスク」が存在いたします。

当社及び連結子会社におけるデリバティブ取引は、主に市場リスクを低減させるため、外貨建債権・債務 及び将来発生する外貨建取引または将来の収益・費用を確定させる目的で取り組んでおります。また、取引 においては高い格付を有する金融機関との取引をベースとしているため、重大な信用リスクはないと考えて おります。

(4) リスク管理体制

当社及び主要な連結子会社では「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールを定めており、当該規程等に準拠して取引の開始に当たっては、利用目的・利用範囲及び取引相手方の選定について担当役員等の決裁を受けております。また、毎月金融機関から送付される残高通知書により担当部長が取引内容及び運用状況を確認しております。

2. 取引の時価等に関する事項

金利関連

ヘッジ会計が適用されているため、該当事項はありません。

通貨関連

			前連結会計年度末(平成18年3月31日)			
区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
	為替予約取引					
市場取引	買建	12, 621	_	12, 329	△291	
以外の取	売建	43, 233	_	43, 662	△428	
引	通貨オプション取引					
	買建	24, 200	_	212	212	
	合計	_	_	_	△507	

- (注) 1. 時価の算定は、先物為替相場によっております。
 - 2. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載を省略しております。

当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

- 1. 取引の状況に関する事項
 - (1) 取引の内容

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ等

(2) 取組方針及び目的

当社及び国内連結子会社におけるデリバティブ取引については、外貨建金銭債務及び将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を主な目的としており、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行っておりません。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合に は振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段ヘッジ対象為替予約外貨建予定取引通貨オプション外貨建予定取引金利スワップ借入金

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程である「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールに基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

④ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

ただし、振当処理によっている為替予約は、有効性の評価を省略しております。

(3) リスクの内容

主なリスクとしては、市場リスクとして、「金利・為替の市場価格等の変動により、当該取引の時価が減少するリスク」、また、信用リスクとして、「その時点において、契約の相手方が債務不履行となった場合に損失を被るリスク」が存在いたします。

当社及び連結子会社におけるデリバティブ取引は、主に市場リスクを低減させるため、外貨建債権・債務 及び将来発生する外貨建取引または将来の収益・費用を確定させる目的で取り組んでおります。また、取引 においては高い格付を有する金融機関との取引をベースとしているため、重大な信用リスクはないと考えて おります。

(4) リスク管理体制

当社及び主要な連結子会社では「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールを定めており、当該規程等に準拠して取引の開始に当たっては、利用目的・利用範囲及び取引相手方の選定について担当役員等の決裁を受けております。また、毎月金融機関から送付される残高通知書により担当部長が取引内容及び運用状況を確認しております。

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

			当連結会計年度末(平成19年3月31日)			
区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
	為替予約取引					
市場取引	買建	2, 972	_	3, 113	140	
以外の取	売建	40, 623	_	40, 838	△215	
引	通貨スワップ取引					
	売建	2, 615	2, 193	△317	△317	
合計		_	_	_	△391	

- (注) 1. 時価の算定は、先物為替相場によっております。
 - 2. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度等、及び確定拠出年金制度を採用しております。また、海外連結子会社においても確定給付型の制度を採用しており、一部の海外連結子会社については、退職後医療給付制度も採用しております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、当社は平成18年4月1日に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 退職給付債務に関する事項

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
1	退職給付債務(百万円)	△309, 037	△322, 121
2	年金資産(百万円)	193, 132	203, 483
3	未積立退職給付債務(①+②)(百万円)	△115, 904	△118, 637
4	未認識数理計算上の差異(百万円)	7, 947	$\triangle 17,535$
(5)	未認識過去勤務債務(百万円)	△256	27, 349
6	退職給付制度の一部終了損失(注) 7 (百万円)	△3, 097	_
7	連結貸借対照表計上額純額(③+④+⑤+⑥)(百万円)	\triangle 111, 311	△108, 823
8	追加最小年金債務認識額(注) 2 (百万円)	$\triangle 14,955$	_
9	海外連結子会社の年金債務調整額 (注) 3 (百万円)	_	\triangle 18, 721
10	前払年金費用(百万円)	18, 543	18, 897
11	その他流動負債(注)4(百万円)	_	△1, 994
12	退職給付引当金 (⑦+⑧+⑨-⑩-⑪) (注) 5 (百万円)	△144, 810	△144, 446

- (注) 1. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
 - 2. 米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された追加最小年金債務であります。
 - 3. 会計処理基準に関する事項「(7)海外連結子会社の会計処理基準」に記載のとおり、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であります。連結株主資本等変動計算書においては、評価・換算差額等の「海外連結子会社の年金債務調整額」として記載しております。
 - 4. 米国会計基準を適用している海外連結子会社において退職給付に係る債務の内、翌期の支払 予測額が該当する退職給付制度に対応する年金資産を超過する部分について、その他流動負 債に計上しております。
 - 5. 会計処理基準に関する事項「(3)重要な引当金の計上基準」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る引当額を上記⑫とは別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しており、その金額は以下のとおりであります。

(前連結会計年度) 148,614百万円 (当連結会計年度) 137,930百万円

6. 一部の国内連結子会社において、総合設立の厚生年金基金を採用しており、退職給付債務の 計算に含めておりません。なお、掛金拠出割合に基づく年金資産残高は、以下のとおりであ ります。

(前連結会計年度) 5,345百万円 (当連結会計年度) 5,926百万円

7. 当社は、平成18年4月1日に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行したことにより、前連結会計年度において、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第2号)に基づいて、特別損失に3,097百万円計上し、退職給付引当金が同 額増加しております。

退職給付債務の減少	4,566百万円
未認識過去勤務債務	△199百万円
未認識数理計算上の差異	139百万円
退職給付引当金の減少	4,506百万円
確定拠出年金制度への資産移換予定額	7,604百万円
退職給付制度の一部終了損失	△3,097百万円

また、確定拠出年金制度への資産移換額7,604百万円は、平成21年までに分割支払いにより 運用管理者へ移換する予定であります。

3. 退職給付費用に関する事項

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1	勤務費用(注)1(百万円)	9, 278	9, 684
2	利息費用 (百万円)	9, 409	9, 684
3	期待運用収益 (百万円)	△5, 823	△6, 829
4	数理計算上の差異の費用処理額(注) 2 (百万円)	1, 717	315
⑤	過去勤務債務の費用処理額(注) 2 (百万円)	541	1, 502
6	退職給付費用 (①+②+③+④+⑤) (百万円)	15, 123	14, 356

- (注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「① 勤務費用」に計上しております。
 - 2. 割増退職金は以下のとおりであり、特別損失として計上しております。なお、早期退職に伴 い一時に費用処理した数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理額を含めております。

(前連結会計年度)

8,556百万円

(当連結会計年度)

3. 上記の他に確定拠出年金に係る要拠出額等を計上しており、計上額は以下のとおりでありま す。

(前連結会計年度) 2,212百万円 (当連結会計年度) 3,002百万円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1	退職給付見込額の期間配分方法	主として期間定額基準によって	同左
		おります。	
2	割引率	主として2.5%であります。	同左
3	期待運用収益率	主として2.5%であります。	同左
4	過去勤務債務の額の処理年数	主として10年であります。(発	同左
		生時の従業員の平均残存勤務期	
		間以内の一定の年数による定額	
		法により、費用処理しておりま	
		す。)	
(5)	数理計算上の差異の処理年数	主として10年であります。(各	同左
		連結会計年度の発生時における	
		従業員の平均残存勤務期間以内	
		の一定の年数による定額法によ	
		り按分した額をそれぞれ発生の	
		翌連結会計年度から費用処理す	
		ることとしております。)	

(共済年金給付関係)

会計処理基準に関する事項「(3) 重要な引当金の計上基準」に記載の共済年金給付負担に係る負債額の算定等に関する内容は以下のとおりであります。

1. 共済年金給付負担に係る債務額に関する事項

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
1	共済年金給付負担に係る債務額(注) 1 (百万円)	△152, 533	△139, 569
2	未認識数理計算上の差異(注) 2 (百万円)	3, 918	1, 638
3	共済年金給付負担に係る引当金(①+②) (注) 3 (百万円)	△148, 614	△137, 930

- (注) 1. 当社の公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前の給付対象期間に係る共済年金 給付の将来負担見込額の割引現在額であります。
 - 2. 共済年金給付負担に係る債務額の数理計算に用いた見積数値と実績との差異等であります。
 - 3. 連結貸借対照表上、退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 共済年金給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
① 利息費用(百万円)	2, 488	2, 288
② 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	585	425
③ 共済年金給付費用(①+②)(百万円)	3, 074	2,713

3. 共済年金給付負担に係る債務額の計算基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
① 割引率	1.5%であります。	同左
② 数理計算上の差異の処理年数	10年であります。(定額法によ	同左
	り按分した額を各発生連結会計	
	年度の翌連結会計年度から費用	
	処理することとしておりま	
	す。)	

前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)			
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の	発生の主な原因別	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発	生の主な原因別		
の内訳		の内訳			
繰延税金資産		繰延税金資産			
退職給付引当金	36,525百万円	退職給付引当金	37,677百万円		
共済年金給付負担金	59,966百万円	共済年金給付負担金	55,655百万円		
繰越欠損金	19,638百万円	繰越欠損金	16,853百万円		
退職応諾者未払金	30,356百万円	退職応諾者未払金	10,793百万円		
その他	61,851百万円	その他	59,976百万円		
繰延税金資産小計	208,338百万円	繰延税金資産小計	180,956百万円		
評価性引当額	△14,109百万円	評価性引当額	△20,370百万円		
繰延税金資産合計	194,228百万円	— 繰延税金資産合計	160,585百万円		
繰延税金負債		繰延税金負債			
圧縮記帳積立金	△32,079百万円	圧縮記帳積立金	△31,927百万円		
買収会計に関わる評価アップ	△36,433百万円	買収会計に関わる評価アップ	△34,254百万円		
その他	△40,231百万円	有価証券評価差額金	△23,169百万円		
繰延税金負債合計	△108,743百万円	その他	△23,287百万円		
繰延税金資産の純額	85,485百万円	繰延税金負債合計	△112,639百万円		
		繰延税金資産の純額	47,946百万円		
(注) 繰延税金資産の純額は、連結	貸借対照表の以下	(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸	借対照表の以下		
の項目に含まれております。		の項目に含まれております。			
流動資産-繰延税金資産	32,324百万円	流動資産-繰延税金資産	18,171百万円		
固定資産-繰延税金資産	102,902百万円	固定資産一繰延税金資産	75,456百万円		
流動負債-繰延税金負債	3,563百万円	流動負債-繰延税金負債	2,246百万円		
固定負債-繰延税金負債	46,178百万円	固定負債-繰延税金負債	43,435百万円		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後	の法人税等の負担	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の	法人税等の負担		
率との間に重要な差異があるときの	、当該差異の原因	率との間に重要な差異があるときの、	当該差異の原因		
となった主要な項目別の内訳		となった主要な項目別の内訳			
国内の法定実効税率	40.35%	国内の法定実効税率	40.35%		
(調整)		(調整)			
海外連結会社の税率差異	△9. 13%	海外連結会社の税率差異	△6. 99%		
税額控除	△1.09%	損金不算入額	3.06%		
損金不算入額	1.86%	その他	△0. 42%		
その他	△0.46%	税効果会計適用後の法人税等の	9負 36.00%		
税効果会計適用後の法人税等 担率	の負 31.53%	担率			

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部売上高	3, 405, 281	881, 187	49, 256	278, 378	23, 552	4, 637, 657	_	4, 637, 657
(2) セグメント間内部売 上高又は振替高	41, 553	36, 913	_	122	25, 212	103, 803	(103, 803)	_
計	3, 446, 835	918, 101	49, 256	278, 501	48, 765	4, 741, 460	(103, 803)	4, 637, 657
営業費用	3, 226, 740	847, 071	54, 313	272, 175	40, 091	4, 440, 392	(109, 682)	4, 330, 710
営業利益又は営業損 失 (△)	220, 095	71, 030	△5, 057	6, 325	8, 673	301, 067	5, 879	306, 946
Ⅱ 資産、減価償却費、減 損損失及び資本的支出								
資産	1, 131, 750	994, 834	117, 902	141, 476	194, 400	2, 580, 365	457, 013	3, 037, 378
減価償却費	84, 570	23, 061	3, 253	5, 041	13, 466	129, 394	(4, 539)	124, 854
減損損失	991	183	_	69	_	1, 244	10, 194	11, 438
資本的支出	75, 027	24, 995	2, 107	4, 576	19, 318	126, 024	(27, 096)	98, 927

- (注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分しております。
 - 2. 各事業区分の主要製品(商品又は役務を含む)
 - ① 国内たばこ……製造たばこ(国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場におけるたばこ事業を含んでおります。)
 - ② 海外たばこ……製造たばこ
 - ③ 医薬……医薬品
 - ④ 食品……清涼飲料水、加工食品
 - ⑤ その他……不動産賃貸、リース、エンジニアリング他
 - 3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社資産の金額は、以下のとおりであります。その主なものは、当社での余資運用資金(現預金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券の一部)、基礎的研究に係る資産、事業の用に供していない土地等であります。

(前連結会計年度)

512,653百万円

(当連結会計年度)

583,491百万円

4. 前連結会計年度、当連結会計年度において、営業費用に含まれているセグメント別の連結調整勘定償却額は以下のとおりであります。

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前連結会計年度	△21	-	-	833	70	882
当連結会計年度	1, 088	_	-	501	_	1, 590

- 5. 国内たばこセグメントには当社の連結子会社であるTSネットワーク㈱を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品(輸入たばこ製品)の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は1,160,744百万円であります。
- 6. JT International S.A. を中核とするグループの海外連結子会社で計上しておりました連結調整勘定は、従来、「たばこ」セグメントに区分しておりましたが、当連結会計年度に当該海外連結子会社の日本向け製品について、当社が自ら輸入・製造・販売することに伴い、当該連結調整勘定の一部を「国内たばこ」セグメントに割り当てております。

また、これに伴い当社が取得した営業権については、「国内たばこ」セグメントの資本的支出に含めるとともに、当社グループ内での取引であることから「消去又は全社」において消去しております。

7. 事業区分の方法の変更

事業区分の方法につきましては、従来、「たばこ」、「医薬」、「食品」、「その他」の計4区分としておりましたが、当社の海外連結子会社であるJT International S.A. を中核とするグループのたばこ事業の重要性を勘案し、当社グループの事業状況をより適切に表示するため、当連結会計年度より、「たばこ」セグメントを「国内たばこ」と「海外たばこ」とに区分変更し、「国内たばこ」、「海外たばこ」、「医薬」、「食品」、「その他」の計5区分といたしました。当連結会計年度の事業区分の方法により前連結会計年度のセグメント情報を区分した場合の表示は次に記載しております。また、「海外たばこ」に区分したJT International S.A. を中核とする海外連結子会社グループの年度決算日は12月31日であり、平成17年1月1日から平成17年12月31日までを当連結会計年度に計上しております。

(事業区分の方法の変更後)

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	国内たばこ(百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部売上高	3, 491, 487	792, 705	57, 675	265, 379	57, 265	4, 664, 513	_	4, 664, 513
(2) セグメント間内部	49, 549	54, 932	_	203	30, 439	135, 125	(135, 125)	_
売上高又は振替高								
計	3, 541, 037	847, 638	57, 675	265, 583	87, 704	4, 799, 639	(135, 125)	4, 664, 513
営業費用	3, 325, 204	803, 179	55, 820	263, 635	77, 278	4, 525, 118	(133, 976)	4, 391, 142
営業利益	215, 832	44, 458	1, 855	1, 947	10, 426	274, 521	(1, 149)	273, 371
Ⅱ 資産、減価償却費及び 資本的支出								
資産	1, 298, 222	838, 589	117, 827	141, 647	197, 049	2, 593, 336	388, 719	2, 982, 056
減価償却費	80, 219	21, 004	3,618	5, 149	16, 312	126, 304	(443)	125, 861
資本的支出	46, 485	18, 786	3, 108	7, 356	10, 628	86, 365	(1, 256)	85, 108

(注) 国内たばこセグメントには当社の連結子会社であるTSネットワーク㈱を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品(輸入たばこ製品)の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は947,522百万円であります。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部売上高	3, 416, 273	999, 658	45, 452	286, 554	21, 448	4, 769, 387	_	4, 769, 387
(2) セグメント間内部売 上高又は振替高	45, 005	26, 354	_	109	25, 876	97, 346	(97, 346)	_
計	3, 461, 278	1, 026, 013	45, 452	286, 663	47, 325	4, 866, 733	(97, 346)	4, 769, 387
営業費用	3, 215, 891	944, 928	56, 659	279, 958	37, 993	4, 535, 430	(98, 034)	4, 437, 396
営業利益又は営業損 失 (△)	245, 387	81, 085	△11, 206	6, 704	9, 331	331, 302	688	331, 991
II 資産、減価償却費、減 損損失及び資本的支出								
資産	1, 180, 395	1, 275, 044	106, 164	158, 817	249, 603	2, 970, 026	394, 636	3, 364, 663
減価償却費	79, 964	31, 583	3, 009	3, 893	12, 254	130, 705	(600)	130, 105
減損損失	709	112	_	44	_	865	1,846	2,712
資本的支出	55, 242	32, 017	3, 045	4, 866	8,054	103, 226	(1,079)	102, 147

- (注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分しております。
 - 2. 各事業区分の主要製品(商品又は役務を含む)
 - ① 国内たばこ……製造たばこ(国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場におけるたばこ事業を含んでおります。)
 - ② 海外たばこ……製造たばこ
 - ③ 医薬……医薬品
 - ④ 食品……清涼飲料水、加工食品
 - ⑤ その他……不動産賃貸、リース、エンジニアリング他
 - 3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社資産の金額は、以下のとおりであります。その主なものは、当社での余資運用資金(現預金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券の一部)、基礎的研究に係る資産、事業の用に供していない土地等であります。

(前連結会計年度)

583, 491百万円

(当連結会計年度)

584,863百万円

4. 前連結会計年度、当連結会計年度において、営業費用に含まれているセグメント別の連結調整勘定償却額及びのれん償却額は以下のとおりであります。

連結調整勘定償却額

	国内たばこ	海外たばこ	医薬	食品	その他	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
前連結会計年度	1, 088	l	l	501	l	1,590

のれん償却額

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
当連結会計年度	1, 117	-	_	1, 419	-	2, 537

- 5. 「国内たばこ」には当社の連結子会社であるTSネットワーク㈱を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品(輸入たばこ製品)の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は1,216,248百万円であります。
- 6. 「海外たばこ」に区分したJT International S.A. を中核とする海外連結子会社グループの年度決算日は12月31日であり、平成18年1月1日から平成18年12月31日までを当連結会計年度に計上しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部売上高	3, 709, 964	338, 606	589, 086	4, 637, 657	_	4, 637, 657
(2) セグメント間内部売上高 又は振替高	42, 368	153, 513	18, 943	214, 825	(214, 825)	_
=	3, 752, 332	492, 119	608, 029	4, 852, 482	(214, 825)	4, 637, 657
営業費用	3, 524, 195	492, 966	535, 164	4, 552, 326	(221, 616)	4, 330, 710
営業利益又は営業損失 (△)	228, 137	△846	72, 865	300, 155	6, 790	306, 946
Ⅱ 資産	1, 446, 957	760, 455	276, 327	2, 483, 740	553, 638	3, 037, 378

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部売上高	3, 718, 450	353, 830	697, 106	4, 769, 387	_	4, 769, 387
(2) セグメント間内部売上高 又は振替高	47, 350	156, 414	23, 330	227, 095	(227, 095)	_
竹市	3, 765, 800	510, 245	720, 436	4, 996, 482	(227, 095)	4, 769, 387
営業費用	3, 517, 318	529, 055	618, 885	4, 665, 258	(227, 862)	4, 437, 396
営業利益又は営業損失 (△)	248, 482	△18,810	101, 551	331, 223	767	331, 991
Ⅱ 資産	1, 487, 678	1, 023, 182	304, 630	2, 815, 491	549, 171	3, 364, 663

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域
 - ① 西 欧……スイス、フランス、ドイツ
 - ② その他……カナダ、ロシア、マレーシア
 - 3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社金額及び内容は[事業の種類別セグメント情報]の「注3.」と同一であります。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

		計
I	海外売上高 (百万円)	935, 198
П	連結売上高(百万円)	4, 637, 657
Ш	連結売上高に占める海外売上高の 割合 (%)	20. 2

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

		計
Ι	海外売上高 (百万円)	1, 056, 762
П	連結売上高(百万円)	4, 769, 387
Ш	連結売上高に占める海外売上高の 割合 (%)	22. 2

(注) 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 重要性がないため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 重要性がないため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1株当たり純資産額

919, 780円33銭

1株当たり当期純利益金額

105,084円78銭 1 梯

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に ついては、潜在株式が存在しないため記載しておりま せん。 1株当たり純資産額

204,617円68銭

1株当たり当期純利益金額

22,001円10銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当社は平成18年4月1日付けで普通株式1株につき 普通株式5株の株式分割を行っております。当該株式 分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり 情報については、以下のとおりとなります。

前連結会計年度

1株当たり純資産額

183,956円07銭

1株当たり当期純利益金額

21,016円96銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額については、潜在株式が存在しな いため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益 (百万円)	201, 542	210, 772
普通株主に帰属しない金額(百万円)	197	_
(うち利益処分による役員賞与金) (百万円)	(197)	(-)
普通株式に係る当期純利益(百万円)	201, 344	210, 772
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,916	9, 580

(追加情報)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

1. 連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下JTI-Mac社) は、ケベック州税庁より、当社によるRJRナビスコ社(以下RJR社)からの米国以外のたばこ事業買収以前である平成2年から平成10年にかけて、たばこ密輸に関与したとして、平成16年8月11日、約13.6億カナダドル(約1,146億円)の即時支払いを求めた課税通知の送付を受けました。

JTI-Mac社が即時に、課税額を支払わなかった場合には、事業資産の差し押え等により、通常の事業運営を継続することが困難となる恐れがあったことから同年8月24日、オンタリオ州上級裁判所に

"Companies' Creditors Arrangement Act (CCAA: 企業債権者調整法)"の申請を行い、平成18年3月31日 (当連結会計年度末)現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。

なお、JTI-Mac社が本件に関し何らかの損害及び費用を負担した場合には、平成11年における当社とRJR社との買収時の契約に基づき、当社は本件に関わる損害及び費用を、売り手側であるRJR社(現レイノルズアメリカン社他)に求償できる権利があると考えており、それを実行してまいります。

2. 連結子会社であるロシア法人ZAO JTI Marketing and Sales (以下JTI M&S社) は、平成16年7月モスク ワ税務署より、平成12年1月から12月の期間に係る未 納分の税金 (VAT等)、利息、加算税の合計で約24億 ルーブル (約88億円) の追加支払いを命じる課税通知 を受けました。

JTI M&S社は事実誤認があるとして、仲裁裁判所へ 当該課税通知の無効を訴えておりましたが、平成17年 9月、管区仲裁裁判所(破毀審)において上訴棄却の 判決を受けました。JTI M&S社はこれに対して、同年 11月、最高仲裁裁判所(監督審)へ上告しておりまし たが、平成18年4月、同裁判所は、これまでの下級審 の判断を破棄し、本件を仲裁裁判所(第一審)に差し 戻す判決を下しました。 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下JTI-Mac社) は、ケベック州税庁より、当社によるRJRナビスコ社 (以下RJR社) からの米国以外のたばこ事業買収以前である平成2年から平成10年にかけて、たばこ密輸に関与したとして、平成16年8月11日、約13.6億カナダドル (約1,146億円) の即時支払いを求めた課税通知の送付を受けました。

JTI-Mac社が即時に、課税額を支払わなかった場合には、事業資産の差し押え等により、通常の事業運営を継続することが困難となる恐れがあったことから同年8月24日、オンタリオ州上級裁判所に

"Companies' Creditors Arrangement Act (CCAA: 企業債権者調整法)"の申請を行い、平成19年3月31日 (当連結会計年度末)現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。

なお、JTI-Mac社の当社グループ会社への債務の一部を履行するために、平成18年4月、当社の連結子会社であるオランダ法人JT International Holding B. V. は、同支払額相当の金融機関発行の信用状を、裁判所が指名したモニター(監督人)へ差し入れております。

JTI-Mac社が本件に関し何らかの損害及び費用を負担した場合には、平成11年における当社とRJR社との買収時の契約に基づき、当社は本件に関わる損害及び費用を、売り手側であるRJR社(現レイノルズアメリカン社他)に求償できる権利があると考えており、それを実行してまいります。

2. 同左

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社は、平成18年2月27日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議しております。株式分割により増加する株式は以下のとおりであります。

- 1. 平成18年4月1日をもって普通株式1株につき5株 に分割します。
 - (1) 分割により増加する株式数普通株式 8,000,000株
 - (2) 分割の方法

平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき5株の割合をもって分割します。

2. 配当起算日

平成18年4月1日

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の 前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に 行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1 株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

前連結会計年度	当連結会計年度
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額
156, 362円74銭	183,956円07銭
1株当たり当期純利益金 額	1株当たり当期純利益金 額
6,417円97銭	21,016円96銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、平成19年4月18日、連結子会社であるJTI (UK) MANAGEMENT LTDを通じて、英国法上の買収手続であるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国を所在地とするGallaher Group Plc (以下「Gallaher社」) の発行済株式を取得し、Gallaher社を完全子会社としました。当該企業結合は、当社を取得企業、Gallaher社を被取得企業とするパーチェス法適用取引に該当するものであります。

I. 企業結合の内容

- 1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を 行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形 式及び取得した議決権比率
 - (1) 被取得企業の名称 Gallaher Group Plc
 - (2) 被取得企業の事業内容 製造たばこの製造・販売
 - (3) 企業結合を行った主な理由

Gallaher社を子会社とすることにより、規模の拡大によるスケールメリットの享受、市場及び価格帯においてバランスのとれた競争力のあるブランド・ポートフォリオの構築、技術・流通インフラの強化、及び事業統合による事業成長と効率的事業運営を通じたシナジーの実現が可能となるためであります。

- (4) 企業結合日 平成19年4月18日
- (5) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得
- (6) 取得した議決権比率 100%
- 被取得企業の取得原価 約75億スターリング・ポンド (約1兆7,200億円 外貨資金調達分の換算レート238.51円/スターリング・ポンド)
- 3. 発生したのれん金額、企業結合日に受入れた資産 及び引受けた負債の額等

取得した資産及び引受けた負債のうち企業結合日時点における識別可能なものの特定と時価の測定が未了であるため、のれんの金額並びに企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債等の額については確定しておりません。

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
	4. その他			
	平成18年12月末における国際財務報告基準			
	(International Financial Reporting			
	Standards)に基づくGallaher社の要約貸借対照表	長		
	金額は以下のとおりであります。			
	6円 百万スターリング・ポンド (233.66円/スターリング・ポン	ド)		
	流動資産 1,525 3,563			
	固定資産 2,408 5,626			
	流動負債 1,457 3,404			
	固定負債 2,124 4,962			
	純資産 352 823			
	なお、当該資産及び負債の金額は被取得企業の	規		
	模を参考として示すためのものであり、企業結合	日		
	に受入れた資産及び引受けた負債の額を示すもので			
	はありません。			

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	Ⅱ. 資金調達の内容
	当社及びJTI(UK)MANAGEMENT LTDは、Gallaher社
	株式取得に要する資金の調達を主たる目的として、以
	下のとおり借入契約を締結し、実行しております。
	1. 当社による借入契約についての主な内容
	(1) 借入先
	株式会社みずほ銀行
	(2) 借入金額
	4,500億円
	(3) 返済条件
	元金一括返済
	(4) 約定金利
	0.80000%及び0.84000%
	(5) 借入実行日
	平成19年4月25日
	(6) 借入期間
	1ヶ月及び3ヶ月
	株式会社みずほ銀行からの上記の借入金のうち、
	1,000億円については、平成19年5月25日に返済して
	おり、3,500億円については、金融機関からの借入及
	び社債発行による中長期性の資金調達手段へのリファ
	イナンスを検討し実行予定としております。
	なお、当社グループにおいて国内グループ会社を対
	象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統
	括している㈱ジェイティ財務サービス(連結子会社)
	は、国内グループ会社の運転資金目的のため金融機関
	と総額1,000億円のコミットメントライン契約を締結
	し、資金需給への対応(短期借入及び同返済)を行っ
	ております。

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	2. JTI (UK) MANAGEMENT LTDによる借入契約につい ての主な内容
	(1) 借入先
	Merrill Lynch International及びメリルリン
	チ日本証券株式会社をアレンジャー、株式会社三
	菱東京UFJ銀行をエージェントとする18銀行によ
	るシンジケート団
	(2) 借入金額
	19億スターリング・ポンド(4,516億円
	237. 69円/スターリング・ポンド)
	(3) 返済条件
	元金一括返済
	(4) 約定金利
	5. 76908%
	(5) 借入実行日
	平成19年4月26日
	(6) 借入期間
	2ヶ月
	JTI (UK) MANAGEMENT LTDによる上記の借入金19億
	スターリング・ポンド(4,516億円)のリファイナン
	ス等を目的として、JTI (UK) MANAGEMENT LTDをはじ
	めとする当社グループ会社を借入人とする借入枠設定
	に係る契約を銀行シンジケート団と締結し、上記借入
	金は同借入枠からの借入により返済する予定としてお
	ります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	社 第1回国内普通社債 平成11年6月25日		150, 000	150, 000	1.98	あり	平成21年 6月25日
	合計	-	150, 000	150, 000	_	_	-

(注) 連結決算日後5年内における償還予定額は、以下のとおりであります。

1年以内(百万円)	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
_	_	150, 000	_	_

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	33, 292	53, 706	8.8	_
1年以内に返済予定の長期借入金	18, 203	10, 549	1. 9	_
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	15, 111	5, 012	5. 2	平成20年6月30日~ 平成27年9月30日
その他の有利子負債	_	_	_	_
合計	66, 607	69, 268	_	_

- (注) 1. 平均利率を算出する際の利率及び残高は、期末日の数値を使用しております。
 - 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
長期借入金	1, 397	675	672	753	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

- (1) 【財務諸表】
 - ①【貸借対照表】

		前事業年度 (平成18年3月31日)				当事業年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I. 流動資産							
1. 現金及び預金			14, 054			14, 154	
2. 受取手形			501			751	
3. 売掛金	※ 4		53, 820			58, 464	
4. 有価証券			326			273, 700	
5. 商品			2, 467			2, 827	
6. 製品			21, 767			19, 923	
7. 半製品			125, 086			131, 671	
8. 原材料			57, 427			33, 705	
9. 仕掛品			5, 950			4, 337	
10. 貯蔵品			9, 451			8, 106	
11. 前渡金			252			291	
12. 前払費用			3, 310			1, 865	
13. 繰延税金資産			21, 275			10, 848	
14. キャッシュ・マネージ メント・システム預託 金	※ 5		601, 900			406, 205	
15. デリバティブ資産			_			28, 189	
16. その他			19, 183			11, 696	
貸倒引当金			△295			△14	
流動資産合計			936, 482	38. 9		1, 006, 727	39. 3
Ⅱ. 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1)建物		477, 514			466, 531		
減価償却累計額		△302, 558	174, 956		△304, 902	161, 629	
(2)構築物		28, 670			26, 371		
減価償却累計額		△22, 610	6, 059		△21, 201	5, 170	

区分 (3)機械及び装置	注記 番号				(— //)	19年3月31日)	
	田々	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
		320, 330			327, 474		
減価償却累計額		△256, 738	63, 592		△263, 847	63, 627	
(4)車両及び運搬具		984			925		
減価償却累計額		△861	122		△819	106	
(5)器具及び備品		58, 200			56, 789		
減価償却累計額		$\triangle 47,577$	10, 623		△46, 297	10, 492	
(6) 土地			116, 300			111, 051	
(7)建設仮勘定			3,600			6, 623	
有形固定資産合計			375, 254	15. 6		358, 700	14. 0
2. 無形固定資産							
(1) 営業権			20, 628			_	
(2) のれん			_			15, 470	
(3) 特許権			5, 601			1, 279	
(4) 借地権			126			126	
(5) 商標権			92, 541			63, 378	
(6) 意匠権			5			2	
(7) ソフトウェア			9, 338			9, 953	
(8) その他			207			209	
無形固定資産合計			128, 449	5. 3		90, 419	3. 5
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券			93, 497			88, 150	
(2) 関係会社株式			764, 245			928, 104	
(3) 関係会社出資金			2, 315			2,674	
(4) 関係会社長期貸付金			16, 696			19, 875	
(5) 長期前払費用			5, 931			5, 439	
(6) 繰延税金資産			74, 912			47, 838	
(7) その他			18, 618			20, 668	
貸倒引当金			△6, 306			△6, 734	
投資その他の資産合計			969, 910	40. 2		1, 106, 017	43. 2
固定資産合計			1, 473, 614	61. 1		1, 555, 138	60.7
資産合計			2, 410, 096	100. 0		2, 561, 865	100.0

		前事業年度 (平成18年3月31日)				当事業年度 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)	
(負債の部)								
I. 流動負債								
1. 買掛金	※ 4		15, 785			15, 943		
2. 一年以内返済予定の長 期借入金			17, 413			10,002		
3. 未払金	※ 4		99, 017			77, 482		
4. 未払費用	※ 4		2, 728			2, 688		
5. 未払たばこ税	※ 6		48, 771			95, 260		
6.未払たばこ特別税	※ 6		12, 793			21, 991		
7. 未払地方たばこ税	※ 6		62, 227			117, 582		
8. 未払法人税等			20, 540			41, 440		
9. 未払消費税等			_			29, 138		
10. 前受金	※ 4		190			182		
11. 預り金			877			958		
12. 前受収益	※ 4		283			222		
13. 賞与引当金			12, 563			12, 594		
14. その他	※ 4		24, 020			4, 342		
流動負債合計			317, 212	13. 1		429, 831	16.8	
Ⅱ. 固定負債								
1. 社債	※ 1		150, 000			150, 000		
2. 長期借入金			10, 964			962		
3. 退職給付引当金			225, 046			209, 569		
4. 役員退職慰労引当金			292			325		
5. 預り敷金及び保証金	※ 4		11, 482			9, 050		
6. 長期未払金			51, 999			9, 058		
固定負債合計			449, 785	18. 7		378, 966	14.8	
負債合計			766, 998	31.8		808, 798	31.6	

		前事業年度 (平成18年3月31日)			·····································	当事業年度 平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)	
(資本の部)								
I. 資本金	※ 2		100, 000	4. 2		_	_	
Ⅱ. 資本剰余金								
資本準備金		736, 400			_			
資本剰余金合計			736, 400	30. 6		_	_	
Ⅲ. 利益剰余金								
1. 利益準備金		18, 776			_			
2. 任意積立金								
(1) 特別償却準備金		152			_			
(2) 圧縮記帳積立金		57, 857			_			
(3) 圧縮記帳特別勘定		3, 183			_			
(4) 別途積立金		633, 200			_			
3. 当期未処分利益		135, 717			_			
利益剰余金合計			848, 888	35. 2		_	_	
IV. その他有価証券評価差額 金			32, 387	1.3		_	_	
V. 自己株式	※ 3		△74, 578	△3. 1			_	
資本合計			1, 643, 098	68. 2		_	_	
負債及び資本合計			2, 410, 096	100.0		_	_	

		前事業年度 (平成18年3月31日)				当事業年度 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	
(純資産の部)								
I. 株主資本								
1. 資本金			_	_		100, 000	3.9	
2. 資本剰余金								
(1) 資本準備金		_			736, 400			
資本剰余金合計			_	_		736, 400	28.7	
3. 利益剰余金								
(1) 利益準備金		_			18, 776			
(2) その他利益剰余金								
特別償却準備金		_			7			
圧縮記帳積立金		_			46, 204			
圧縮記帳特別勘定		_			3, 181			
別途積立金		_			743, 300			
繰越利益剰余金		_			135, 266			
利益剰余金合計			_	_		946, 737	37.0	
4. 自己株式			_	_		△74, 578	△2.9	
株主資本合計			_	_		1, 708, 558	66.7	
Ⅱ. 評価・換算差額等								
1. その他有価証券評価差 額金			_	_		29, 928	1. 2	
2. 繰延ヘッジ損益			_	_		14, 580	0.5	
評価・換算差額等合計			_	_		44, 508	1. 7	
純資産合計			_	_		1, 753, 067	68.4	
負債純資産合計			_	_		2, 561, 865	100.0	

②【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百	金額(百万円)		
I. 売上高			2, 370, 645	100. 0		2, 330, 453	100.0	
Ⅱ. 売上原価	※ 1							
1. 製品・商品期首たな卸高		36, 043			24, 234			
2. 当期製品製造原価		342, 513			309, 995			
3. 当期商品仕入高		34, 639			32, 257			
4. 国たばこ税		584, 321			591, 346			
5. 国たばこ特別税		152, 986			141, 781			
6. 地方たばこ税		736, 211			733, 127			
7. 他勘定振替高	※ 2	3, 888			1, 315			
8. 製品・商品期末たな卸 高		24, 234			22, 751			
9. 不動産事業原価		6, 089	1, 864, 682	78. 7	5, 558	1, 814, 235	77.8	
売上総利益			505, 962	21. 3		516, 217	22. 2	
Ⅲ. 販売費及び一般管理費								
1. 広告宣伝費		11,896			12, 972			
2. 販売促進費		61, 892			61,031			
3. 特許権等使用料		4, 920			827			
4. 運賃・保管費		21, 381			21,835			
5. 報酬・給料手当		31, 505			30, 198			
6. 退職給付費用		4, 338			4, 510			
7. 法定福利費		6, 028			5, 659			
8. 従業員賞与		7, 841			7, 279			
9. 賞与引当金繰入額		7, 403			7, 430			
10. 委託手数料		30, 106			28, 836			
11. 減価償却費		47, 832			46, 958			
12. 研究開発費	※ 7	35, 983			38, 505			
13. その他		42, 339	313, 469	13. 2	38, 783	304, 829	13. 1	
営業利益			192, 493	8. 1		211, 388	9. 1	

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			(自 平	当事業年度 成18年4月1日 成19年3月31日	
区分	注記番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比(%)
IV. 営業外収益							
1. 受取利息	※ 6	661			2, 380		
2. 有価証券利息		13			4		
3. 受取配当金	※ 6	13, 087			6, 405		
4. 関係会社賃貸収入		1, 807			1, 190		
5. その他	※ 6	3, 553	19, 123	0.8	4, 077	14, 058	0.6
V. 営業外費用							
1. 支払利息		702			605		
2. 社債利息		2, 552			2, 410		
3. 為替差損		_			19, 976		
4. たばこ災害援助金		863			3, 504		
5. 共済年金給付費用		3, 074			2,713		
6. 貸倒引当金繰入額	※ 6	5, 311			425		
7. その他		6, 283	18, 786	0.8	6, 081	35, 717	1.6
経常利益			192, 830	8. 1		189, 730	8. 1
VI. 特別利益							
1. 土地売却益		55, 957			42, 478		
2. その他固定資産売却益	※ 3	3, 079			960		
3. その他		1, 838	60,876	2. 6	2, 130	45, 568	2.0

			(自 平	前事業年度 成17年4月1日 成18年3月31日		(自 平	当事業年度 成18年4月1日 成19年3月31日	
	区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)		百分比(%)
VII. ‡	持別損失							
1.	固定資産売却損	※ 4	24, 568			1, 845		
2.	固定資産除却損	※ 5, ※ 6	10, 406			7, 988		
3.	減損損失	※ 9	10, 194			1,846		
4.	事業構造強化費用	% 8	3, 525			_		
5.	成人識別自販機導入費 用	※ 10	_			5, 746		
6.	その他		4, 568	53, 263	2. 2	1, 846	19, 273	0.8
	税引前当期純利益			200, 443	8. 5		216, 025	9.3
	法人税、住民税及び事 業税		29, 198			54, 267		
	法人税等調整額		44, 977	74, 175	3. 2	29, 302	83, 569	3.6
	当期純利益			126, 268	5. 3		132, 456	5. 7
	前期繰越利益			22, 861			_	
	中間配当額			13, 412			_	
	当期未処分利益			135, 717			_	

製造原価明細書

		前事業年度 (自 平成17年4月 至 平成18年3月3		当事業年度 (自 平成18年4月: 至 平成19年3月3	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I. 原材料費		234, 769	71.2	227, 787	72. 1
Ⅱ. 労務費		28, 776	8.7	25, 325	8. 0
Ⅲ. 経費		66, 036	20. 1	62, 834	19. 9
当期総製造費用		329, 581	100.0	315, 947	100. 0
期首半製品たな卸高		140, 309		125, 086	
期首仕掛品たな卸高		5, 249		5, 950	
合計		475, 140		446, 984	
期末半製品たな卸高		125, 086		131, 671	
期末仕掛品たな卸高		5, 950		4, 337	
他勘定振替高	※ 1	1, 588		979	
当期製品製造原価		342, 513		309, 995	

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 経費のうち主なものは次のとお		
りです。		
減価償却費 (百万円)	22, 107	19, 400

⁽注)※1. 他勘定振替高の主なものは、原材料等の試験用への振替によるものであります。

原価計算の方法

主要製品であるたばこの原価計算は、葉たばこを除骨加工する工程(半製品製造工程)と除骨加工済の半製品から製品を製造する工程に区分した工程別総合原価計算を採用しております。

③【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】 利益処分計算書

		前事 (平成18年	美年度 6月23日)
区分	注記番号	金額(百	 (万円)
I. 当期未処分利益			135, 717
Ⅱ. 任意積立金取崩額			
1. 特別償却準備金取崩額	※ 1	74	
2. 圧縮記帳積立金取崩額	※ 1	13, 473	
3. 圧縮記帳特別勘定取崩額	※ 1	3, 183	16, 731
合計			152, 449
Ⅲ. 利益処分額			
1. 配当金		17, 244	
2. 役員賞与金 (うち監査役賞与金)		119 (20)	
3. 任意積立金			
圧縮記帳積立金	※ 1	3, 031	
圧縮記帳特別勘定	※ 1	1, 857	
別途積立金		110, 100	132, 351
IV. 次期繰越利益			20, 097

- (注)※1. 特別償却準備金、圧縮記帳積立金及び圧縮記帳特別勘定の取崩額並びに圧縮記帳積立金及び圧縮記帳 特別勘定の積立額は、租税特別措置法に基づくものであります。
 - 2. 前事業年度については、平成17年12月1日に13,412百万円(一株につき7,000円)の中間配当を実施しております。

株主資本等変動計算書 当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

		株主資本										
		資本乗	11余金				利益剰余金					
	資本金	資本	資本	利益		そ	の他利益剰余	金		利益	自己株式	株主資本 合計
		準備金	剰余金 合計	準備金	特別償却準備金	圧縮記帳 積立金	圧縮記帳 特別勘定	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	100, 000	736, 400	736, 400	18, 776	152	57, 857	3, 183	633, 200	135, 717	848, 888	△74, 578	1, 610, 710
事業年度中の変動額												
特別償却準備金の取崩 (注)					△74				74	-		_
特別償却準備金の取崩					△70				70	-		_
圧縮記帳積立金の繰入(注)						3, 031			△3, 031	-		_
圧縮記帳積立金の取崩 (注)						△13, 473			13, 473	-		_
圧縮記帳積立金の繰入						2, 474			△2, 474	-		_
圧縮記帳積立金の取崩						△3, 685			3, 685	-		_
圧縮記帳特別勘定の繰入(注)							1,857		△1,857	_		_
圧縮記帳特別勘定の取崩(注)							△3, 183		3, 183	-		_
圧縮記帳特別勘定の繰入							3, 181		△3, 181	-		_
圧縮記帳特別勘定の取崩							△1,857		1,857	_		_
別途積立金の積立 (注)								110, 100	△110, 100	_		_
剰余金の配当 (注)									△17, 244	△17, 244		△17, 244
剰余金の配当									△17, 244	△17, 244		△17, 244
役員賞与 (注)									△119	△119		△119
当期純利益									132, 456	132, 456		132, 456
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計 (百万円)	_		-	_	△145	△11,652	Δ1	110, 100	△451	97, 848	_	97, 848
平成19年3月31日 残高 (百万円)	100, 000	736, 400	736, 400	18, 776	7	46, 204	3, 181	743, 300	135, 266	946, 737	△74, 578	1, 708, 558

	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	純資産合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	32, 387	=	32, 387	1, 643, 098
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩 (注)				=
特別償却準備金の取崩				-
圧縮記帳積立金の繰入(注)				-
圧縮記帳積立金の取崩(注)				_
圧縮記帳積立金の繰入				_
圧縮記帳積立金の取崩				_
圧縮記帳特別勘定の繰入(注)				1
圧縮記帳特別勘定の取崩(注)				l
圧縮記帳特別勘定の繰入				1
圧縮記帳特別勘定の取崩				-
別途積立金の積立 (注)				_
剰余金の配当 (注)				△17, 244
剰余金の配当				△17, 244
役員賞与 (注)				△119
当期純利益				132, 456
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)	△2, 459	14, 580	12, 120	12, 120
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△2, 459	14, 580	12, 120	109, 969
平成19年3月31日 残高 (百万円)	29, 928	14, 580	44, 508	1, 753, 067

⁽注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び	子会社株式及び関連会社株式	子会社株式及び関連会社株式
評価方法	移動平均法による原価法によって	
11 mm/2 122	おります。	I-I/I
		7 0 16 + 1 = T 4
	その他有価証券	その他有価証券
	時価のあるもの決算日の市場価格	時価のあるもの決算日の市場価格
	等に基づく時価法	等に基づく時価法
	によっておりま	によっておりま
	す。(評価差額は	す。(評価差額は
	全部資本直入法に	全部純資産直入法
	より処理し、売却	により処理し、売
	原価は、移動平均	却原価は移動平均
	法により算定して	法により算定して
	おります。)	おります。)
	時価のないもの移動平均法による	時価のないもの同左
	原価法によってお	
	ります。	
	デリバティブ時価法によっておりま	デリバティブ同左
2. クラバティラ 寺の計画室 準及び評価方法	す。	
		日七
3. たな卸資産の評価基準及	総平均法による原価法によっておりま	同左
び評価方法	to the state of th	
	なお、原材料及び半製品について必要	
	な評価減を実施しております。	
4. 固定資産の減価償却の方	(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産
法	定率法(ただし、平成10年4月1日	同左
	以降に取得した建物(建物附属設備を	
	除く)については定額法)によってお	
	ります。	
	なお、主な耐用年数は以下のとおり	
	であります。	
	建物(建物附属設備を除く)	
	38~50年	
	機械及び装置	
	8年	
	(2) 無形固定資産	(2) 無形固定資産
	定額法によっております。	定額法によっております。
	なお、主な耐用年数は以下のとおり	なお、主な耐用年数は以下のとおり
	であります。	であります。
	営業権 5年	
	特許権 8年	
	商標権 10年	
	ソフトウェア 5年	ソフトウェア 5年

	前事業年度	当事業年度
項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	ョ争業牛及 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5. 外貨建の資産及び負債の	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物	同左
本邦通貨への換算基準	為替相場により円貨に換算し、換算差額	
	は損益として処理しております。	
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
	債権の貸倒れによる損失に備えるた	同左
	め、一般債権については貸倒実績率に	
	より、貸倒懸念債権等特定の債権につ	
	いては個別に回収可能性を勘案して計	
	上しております。	
	(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金
	従業員(取締役でない執行役員を含	従業員及び役員に対して支給する賞
	む)に対して支給する賞与の支出に充	与の支出に充てるため、実際支給見込 ************************************
	てるため、実際支給見込基準により計	基準により計上しております。
	上しております。	(会計方針の変更)
		当事業年度より、「役員賞与に関す
		る会計基準」(企業会計基準第4号平
		成17年11月29日)を適用しておりま
		す。これによる営業利益、経常利益及
		び税引前当期純利益への影響は軽微で
		あります。
	(3) 退職給付引当金	(3) 退職給付引当金
	従業員(取締役でない執行役員を含	同左
	む)の退職給付に備えるため、当事業	
	年度末における退職給付債務及び年金	
	資産の見込額に基づき計上しておりま	
	す。 過去勤務債務は、その発生時の従業	
	過去勤務債務は、その先生時の使業 員の平均残存勤務期間以内の一定の年	
	数 (10年) による定額法により費用処	
	理しております。	
	数理計算上の差異は、各事業年度の	
	発生時における従業員の平均残存勤務	
	期間以内の一定の年数(10年)による	
	定額法により按分した金額をそれぞれ	
	発生の翌事業年度から費用処理するこ	
	ととしております。	
	また、公的年金負担に要する費用の	
	うち、昭和31年6月以前(公共企業体	
	職員等共済組合法施行日前)の給付対	
	象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額	
	いて、ヨ該共済年金負担に係る負債額 を算定し退職給付引当金に含めて計上	
	しております。	
	U (40) & 1 0	

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(4) 役員退職慰労引当金	(4) 役員退職慰労引当金
	役員の退職慰労金の支出に備えて、	同左
	内規に基づく期末要支給額を計上して	
	おります。	
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転する	同左
	と認められるもの以外のファイナンス・	
	リース取引については、通常の賃貸借取	
	引に係る方法に準じた会計処理によって	
	おります。	
8. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法
	繰延ヘッジ処理によっております。	操延ヘッジ処理によっております。
	なお、為替予約及び通貨スワップに	なお、為替予約については、振当処
	ついては、振当処理の要件を満たして	 理の要件を満たしている場合には振当
	いる場合には振当処理に、金利スワッ	処理によっております。
	プについては、特例処理の要件を満た	
	している場合には特例処理によってお	
	ります。	
	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
	a . ヘッジ手段…為替予約	a.ヘッジ手段…為替予約
	ヘッジ対象…外貨建貸付金及び外	ヘッジ対象…外貨建予定取引
	貨建予定取引	
	b. ヘッジ手段…通貨スワップ	b. ヘッジ手段…通貨オプション
	ヘッジ対象…外貨建貸付金	ヘッジ対象…外貨建予定取引
	c . ヘッジ手段…金利スワップ	
	ヘッジ対象…社債	
	(3) ヘッジ方針	(3) ヘッジ方針
	デリバティブ取引に関する内部規程	同左
	である「金融リスク管理規程」に基づ	
	き、主として将来発生する外貨建取引	
	に係る為替の変動リスクの回避あるい	
	は軽減、債券運用等における受取利息	
	等及び借入金等における利払等に対す	
	る金利リスクの回避を目的としてデリ	
	バティブ取引を利用しております。	
	(4) ヘッジ有効性の評価方法	(4) ヘッジ有効性の評価方法
	原則として、ヘッジ手段の変動額の	原則として、ヘッジ手段の変動額の
	累計額とヘッジ対象の変動額の累計額	累計額とヘッジ対象の変動額の累計額
	を比較して有効性を判定しておりま	を比較して有効性を判定しておりま
	す。ただし、振当処理によっている為	す。ただし、振当処理によっている為
	替予約等及び特例処理によっている金	替予約は、有効性の評価を省略してお
	利スワップは、有効性の評価を省略し	ります。
	ております。	
9. その他財務諸表作成のた	消費税等の会計処理	消費税等の会計処理
めの重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、	同左
	税抜方式によっております。	

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見 書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しており ます。 これにより税引前当期純利益は10,181百万円減少して おります。 なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表 等規則に基づき、各資産の金額から直接控除しておりま	
<u>———</u>	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月 9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会 計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、 1,738,487百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部に ついては、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務 諸表等規則により作成しております。

表示方法の変更

前事業年度 当事業年度 (自 平成17年4月1日 (自 平成18年4月1日 至 平成18年3月31日) 至 平成19年3月31日) (貸借対照表) (貸借対照表) 前事業年度において、貸借対照表の流動負債に個別掲 1. 前事業年度において、無形固定資産に「営業権」と して掲記していたものは、当事業年度から「のれん」 記しておりました「未払消費税等」は、負債及び資本の 合計額の100分の1以下であるため、当事業年度におい と表示しております。 ては「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度の「未払消費税等」は20,883百万円 2. 前事業年度において、流動負債の「その他」に含め であります。 ておりました「未払消費税等」(前事業年度20,883百 万円)は、負債及び純資産の合計額の100分1を超え たため、当事業年度においては個別掲記しておりま す。 (損益計算書) 前事業年度において、特別損失の「その他」に含めて おりました「成人識別自販機導入費用」(前事業年度 158百万円)は、特別損失の総額の100分の10を超えたた

め、当事業年度においては個別掲記しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
※1. 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、 会社の財産を社債の一般担保に供しております。	※1. 同左
※2. 会社が発行する株式総数 普通株式 8,000,000株発行済株式総数 普通株式 2,000,000株	
※3. 当社が保有する自己株式の数は、普通株式83,984 株であります。	
※4. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている 関係会社に対するものは、次のとおりであります。	※4. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている 関係会社に対するものは、次のとおりであります。
売掛金 25,965百万円 関係会社に対する負債 30,569百万円	,
※5. 「キャッシュ・マネージメント・システム預託金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している㈱ジェイティ財務サービス(連結子会社)への資金の預託であります。	※ 5. 同左
	※6. 未払たばこ税、未払たばこ特別税及び未払地方たばこ税については、当事業年度の末日が金融機関の休日であったために未払いとなった次の額が含まれております。
	未払たばこ税 44,958百万円 未払たばこ特別税 10,378百万円 未払地方たばこ税 55,342百万円

	業年度 3月31日)	当事 (平成19年	業年度 三3月31日	∃)
7. 偶発債務		7. 偶発債務			
関係会社の金融機関	関係会社の金融機関からの借入金に対して次のと		関係会社の金融機関からの借入金に対して次のと		
	おり保証等を行なっております。		おり保証等を行なっております。		
	百万円			百万円	
JT International Germany GmbH	15, 610	(109,200千Eur)	JT International Germany GmbH	16, 627	(105,630千Eur)
JT International Korea Inc.	8, 833	(73,387百万Krw)	JT International S.A.	13, 003	(53,650千Chf) (30,340千Eur)
JT International Company Netherlands B.V.	6, 762	(47,040千Eur) (330千US\$)			(690,000 + Thb) (3,130 + US\$) (1,130 + Tnd) (50,740 + Sit)
JT Tobacco International Taiwan Corp.	6, 499	(1,800百万Twd)	JT International Manufacturing	11, 112	(40千Sgd) (60千US\$) (236百万Ron)
JT International	5, 993	(40,000千Chf)	(Romania) SA		
S. A. JT International	5, 134	(16,560千Eur) (1,082千US\$)	JT International Korea Inc.	10, 669	(85,007百万Krw)
(Romania) SRL JTI ME GmbH	4, 698	(124百万Ron) (40,000千US\$)	JT International (Romania) SRL	10, 652	(700千US\$) (225百万Ron)
JT International Company Ukraine ZAT	3, 596	(110千US\$) (154百万Uah)	JT International Company Netherlands B.V.	9, 256	(58,810千Eur)
000 Petro	3, 517	(12,390千US\$) (487百万Rub)	JT International Marketing and Sales	6, 942	(5,090千US\$) (3,207百万Csd)
Cres Neva LLC	3, 439	(1,470千US\$) (772百万Rub)	d.o.o. Cres Neva LLC	6, 821	(1,503百万Rub)
ZAO JTI Marketing and Sales	2,872	(679百万Rub)	JT Tobacco International Taiwan Corp.	6, 427	(1,800百万Twd)
JT International Hellas A.E.B.E.	2, 594	(18, 150千Eur)	JT International Ukraine	6, 162	(14,863千US\$) (188百万Uah)
JT International (Thailand) Limited	2, 431	(804,000千Thb)	JT International Hellas A.E.B.E.	4, 934	(31, 350千Eur)
JT International (India) Private	1, 865	(706百万Inr)	OAO JTI Yelets	3, 851	(848百万Rub)
Limited ZAO JTI Yelets	1,827	(432百万Rub)	JT International Company Ukraine ZAT	2, 947	(110千US\$) (125百万Uah)
JT International Ukraine	1, 668	(14, 203千US\$)	JT International (India) Private	2, 731	(1,004,100千Inr)
JT International Marketing and Sales d.o.o.	1, 655	(1,014百万Csd)	Limited JT International (Thailand) Limited	2, 610	(715,564千Thb)
SIA JTI Marketing and Sales	1, 160	(5,650千Lv1)	JT International AD Senta	2, 177	(1,101百万Csd)
その他(21社)	6, 831		LLC Petro (000 Petro)	1, 467	(11,350千US\$) (28百万Rub)
計	86, 993		SIA JTI Marketing and Sales	1, 413	(6,370千Lv1)
			その他(20社)	6, 460	
			 計	126, 270	
(注) 上記のうち外貨	建保証債系	られ、決算日の為替	(注) 上記のうち外貨	建保証債	務は、決算日の為替
相場により円換算			相場により円換		

前事業年度 (平成18年3月31日)			美年度 3月31日)
8. 配当制限			
商法施行規則第124条第3号に規	定する資産に時		
価を付したことにより増加した純賞	資産額は32,387百		
万円であります。			
(損益計算書関係)		I	
前事業年度			業年度
(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		年4月1日 年3月31日)
※1. 原材料及び半製品のうち、翌事業	生年以降の事業	 ※ 1. 原材料及び半製品のご	っち 翌事業年度以降の事業
活動に最低限必要な在庫を超過する			する。 立事業中度以降の事業 車を超過する部分について必
要な評価減を実施し、売上原価に記			を と
す。当期の評価減洗替差損は、9,5 ます。	56日刀円であり		
0.70	F~11 + H + 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ます。	→
※2. 他勘定振替高は製品・商品の振春	7 (兄本用払山寺	※ 2 . 同	丘.
であります。	7444		
※3. その他固定資産売却益のうち主な	さものは、建物		
2,669百万円であります。	L Ulas BEST		
※4. 固定資産売却損のうち主なものに 万円であります。	は、土地20,759百		
※5. 固定資産除却損のうち主なものに	は、次のとおりで	※5. 固定資産除却損のうち	ら主なものは、次のとおりで
あります。		あります。	
建物	6, 781百万円	建物	6,659百万円
機械及び装置	1,714百万円	X 1/3	0,000 11/3/13
		************************************	リカベタギロに合まれていて
※6. 区分掲記されたもの以外で各科目 関係会社に対するものは、次のとお		※6. 区分掲記されたもの以 関係会社に対するものに	は、次のとおりであります。
受取配当金	11,872百万円	受取利息	2,036百万円
営業外収益のその他	2,620百万円	受取配当金	4,966百万円
貸倒引当金繰入額	5,305百万円	営業外収益のその他	3,332百万円
		固定資産除却損	6,814百万円
 ※ 7. 研究開発費は、総額35,983百万P]であり すべて		
一般管理費として計上しております。		一般管理費として計上し	
※8. 事業構造強化費用は、事業構造強化施策に伴う費		//人日/工具 C D 入 日 工 C	
用であり、主なものは早期退職に伴う割増退職金で			
用しめり、主なものは平角巡戦に任り制増巡戦金しあります。			
なお、前期に退職応諾した長期を	大職者の退職予定		
時期繰上げに伴う未払金の戻入額を			
・「対が木上りに計ノ小が立り大八領で	. ロルくわりょ		

前事業年度

(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 当事業年度

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

※9. 当事業年度において以下の資産グループについて 減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏等	廃止予定の社 宅等	土地、建物及 び構築物	10, 194

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み 出す最小の単位にて資産のグルーピングを行ってお ります。

認識した減損損失の太宗は、当期下期において、 今後の廃止が最終的に決定された社宅等に係る土 地、建物等について、減損の判定の基礎となるグ ループの変更により、個別物件ごとに減損の判定及 び測定を行い、認識したものであります。

その内訳は、土地7,217百万円、建物及び構築物 2,976百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、価格指標は主に不動産鑑定評価額を使用しております。

※10. 成人識別自販機導入費用は、未成年者喫煙防止を 目的として、平成20年に全国導入を予定しているIC カード方式成人識別装置システム構築展開費用等並 びに当社がリース契約により借り受けている自動販 売機を成人識別機能対応機とするために要する費用 であります。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注)	83	335	_	419
合計	83	335	_	419

⁽注) 普通株式の自己株式の増加335千株は、平成18年4月1日をもって普通株式1株につき5株の割合で株式を分割したことによるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

[借手側]

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
車両及び運搬具	3, 638	2, 853	784
器具及び備品	43, 008	20, 770	22, 238
その他	984	175	808
合計	47, 631	23, 799	23, 832

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	12,649百万円
1 年超	12,675百万円
合計	25,325百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料13,969百万円減価償却費相当額13,530百万円支払利息相当額726百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額 を利息相当額とし、各期への配分方法については、利 息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等 の記載は省略しております。

[借手側]

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
車両及び運搬 具	2, 674	1, 791	883
器具及び備品	54, 540	28, 064	26, 475
その他	983	252	730
合計	58, 199	30, 108	28, 090

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	14,517百万円
1年超	15,371百万円
合計	29,889百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料15,563百万円減価償却費相当額15,294百万円支払利息相当額673百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

同左

5. 利息相当額の算定方法

同左

(減損損失について)

同左

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	前事業年	前事業年度(平成18年3月31日)		当事業年度(平成19年3月31日)		
種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	41, 580	37, 804	△3, 776	41, 580	30, 628	△10, 952
合計	41, 580	37, 804	△3, 776	41, 580	30, 628	△10, 952

(税効果会計関係)

	前事業年度 (平成18年3月31日	1)	当事業年度 (平成19年3月3	
1.	繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳 繰延税金資産 退職給付引当金 共済年金給付負担金 退職応諾者未払金 その他 繰延税金資産合計	の発生の主な原因別 26,244百万円 59,966百万円 30,356百万円 35,252百万円 151,819百万円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負の内訳 繰延税金資産 退職給付引当金 共済年金給付負担金 退職応諾者未払金 その他 繰延税金資産合計	債の発生の主な原因別 21,742百万円 55,655百万円 10,793百万円 34,346百万円 122,537百万円
2.	繰延税金負債 圧縮記帳積立金 その他 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 法定実効税率と税効果会計適用 率との間に重要な差異があると 因となった主要な項目別の内訳	きの、当該差異の原	繰延税金負債 圧縮記帳積立金 有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 2. 法定実効税率と税効果会計適 率との間に重要な差異がある 因となった主要な項目別の内	ときの、当該差異の原
	法定実効税率 40.35% (調整)		法定実効税率と税効果会計 担率との間の差異が法定実効 であるため注記を省略してお	現率の100分の5以下

(1株当たり情報)

前事業年度 当事業年度 (自 平成17年4月1日 (自 平成18年4月1日 至 平成18年3月31日) 至 平成19年3月31日) 1株当たり純資産額 857,497円63銭 1株当たり純資産額 182,990円92銭 1株当たり当期純利益金額 65,839円28銭 1株当たり当期純利益金額 13,826円19銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につ なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につ いては、潜在株式が存在しないため記載しておりませ いては、潜在株式が存在しないため記載しておりませ λ_{\circ} 当社は平成18年4月1日付けで普通株式1株につき普 通株式5株の株式分割を行っております。当該株式分割 が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報に ついては、以下のとおりとなります。 前事業年度 1株当たり純資産額 171,499円53銭 1株当たり当期純利益金額 13,167円86銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益 (百万円)	126, 268	132, 456
普通株主に帰属しない金額(百万円)	119	_
(うち利益処分による役員賞与金) (百万円)	(119)	(-)
普通株式に係る当期純利益(百万円)	126, 149	132, 456
普通株式の期中平均株式数(千株)	1, 916	9, 580

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社は、平成18年2月27日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議しております。株式分割により増加する株式は以下のとおりであります。

- 1. 平成18年4月1日をもって普通株式1株につき5株 に分割します。
 - (1) 分割により増加する株式数 普通株式 8,000,000株
 - (2) 分割の方法

平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき5株の割合をもって分割します。

2. 配当起算日

平成18年4月1日

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の 前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行わ れたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり 情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

前事業年度	当事業年度
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額
159,460円00銭	171, 499円53銭
1株当たり当期純利益金 額	1株当たり当期純利益金 額
2,767円22銭	13,167円86銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に ついては、潜在株式が存在しないため記載しておりま せん。 当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、平成19年4月18日、連結子会社であるJTI (UK) MANAGEMENT LTDを通じて、英国法上の買収手続であるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国を所在地とするGallaher Group Plc (以下「Gallaher社」) の発行済株式を取得し、Gallaher社を完全子会社(間接出資)としました。当該取引に係る主な内容については、連結財務諸表における重要な後発事象に記載しております。

また、当社は、Gallaher社株式取得に要する資金の調達を主たる目的として、以下のとおり借入契約を締結し、実行しております。

- (1) 借入先 株式会社みずほ銀行
- (2) 借入金額 4,500億円
- (3) 返済条件 元金一括返済
- (4) 約定金利0.80000%及び0.84000%
- (5) 借入実行日 平成19年4月25日
- (6) 借入期間

1ヶ月及び3ヶ月

株式会社みずほ銀行からの上記の借入金のうち、1,000億円については、平成19年5月25日に返済しており、新たに当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している㈱ジェイティ財務サービス(連結子会社)からの短期借入を実行しております。

また、株式会社みずほ銀行からの上記の借入金のうち、3,500億円については、金融機関からの借入及び社債発行による中長期性の資金調達手段へのリファイナンスを検討し実行予定としております。

なお、当社はJTI(UK)MANAGEMENT LTDによる Gallaher社株式取得に要する資金の調達を主たる目的としたシンジケートローンに対して19億スターリング・ポンド(4,516億円 237.69円/スターリング・ポンド)の債務保証を、また、㈱ジェイティ財務サービスによる国内グループ会社運転資金目的のコミットメントラインに対して総額1,000億円の債務保証を行っております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

	銘柄			貸借対照表計上額 (百万円)
		KT&G Corporation	2, 864, 904	22, 587
		(株)みずほフィナンシャルグループ	12, 750	9, 677
		(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	5, 015	6, 670
		(株)加ト吉	8, 250, 000	6, 113
		(株)ユニマットライフ	3, 739, 500	5, 953
	その他有価証券	(株)三井住友フィナンシャルグループ	3, 409	3, 647
投資有価証		(株)セブン&アイ・ホールディングス	852, 000	3, 058
券		(株)岡村製作所	1, 206, 000	1,560
		(株)菱食	531, 300	1, 378
		東海旅客鉄道(株)	1,000	1,340
		日本通運(株)	1, 730, 400	1, 278
		電源開発(株)	213, 600	1, 266
		(株)住友信託銀行	818,000	1,005
		その他70銘柄	15, 530, 702	10, 875
		計	35, 758, 582	76, 415

【債券】

		銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証 券	その他有 価証券	転換社債 (2銘柄)	80	142
		計	80	142

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
<i>→ /=== 1</i> /4	その他有	譲渡性預金	273, 700, 000, 000	273, 700
有価証券	価証券	小計	273, 700, 000, 000	273, 700
	その他有 価証券	不動産投資信託受益証券	8, 200	10, 004
		優先出資証券	1, 115, 540	999
投資有価証 券		出資証券	50,000	500
· 芬		投資事業有限責任組合出資金(2組 合)	101	88
		小計	_	11, 592
		11th L	_	285, 292

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高(百万円)	当期増加額(百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額(百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	477, 514	5, 278	16, 260 (1, 116)	466, 531	304, 902	12, 585	161, 629
構築物	28, 670	441	2, 740 (59)	26, 371	21, 201	590	5, 170
機械及び装置	320, 330	17, 601	10, 456	327, 474	263, 847	15, 777	63, 627
車両及び運搬具	984	26	85	925	819	35	106
器具及び備品	58, 200	3, 717	5, 128	56, 789	46, 297	3, 393	10, 492
土地	116, 300	1, 185	6, 434 (670)	111, 051	_	_	111,051
建設仮勘定	3,600	27, 272	24, 249	6, 623	_	_	6, 623
有形固定資産計	1,005,600	55, 523	65, 355 (1, 846)	995, 767	637, 067	32, 382	358, 700
無形固定資産							
のれん	33, 095	_	_	33, 095	17, 624	5, 157	15, 470
特許権	37, 116	37	_	37, 154	35, 875	4, 360	1, 279
借地権	126	_	_	126	_	_	126
商標権	296, 347	426	_	296, 774	233, 396	29, 589	63, 378
意匠権	193	_	_	193	191	2	2
ソフトウェア	38, 310	4, 374	318	42, 365	32, 412	3, 647	9, 953
その他	1, 005	56	31	1,029	820	24	209
無形固定資産計	406, 195	4, 895	350	410, 740	320, 320	42, 781	90, 419
長期前払費用	12, 097	670	574	12, 194	6, 754	1, 147	5, 439
繰延資産							
_	_	_	_		_		
繰延資産計		_		_	_	_	_

- (注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
 - 2. 当期増加額及び当期減少額のうち主な内訳は次のとおりであります。

建物	増加額	工場用 建物及び附属設備	1,982百万円
	増加額	不動産事業用 建物及び附属設備	1,114百万円
	減少額	廃止予定の社宅等	13,059百万円
	減少額	事務所用 建物及び附属設備	1,766百万円
機械及び装置	増加額	製造たばこ製造設備	14,966百万円
土 地	減少額	廃止予定の社宅等	5,094百万円
建設仮勘定	增加額	製造たばこ製造設備工事等	20,615百万円
	増加額	事務所用 建物及び附属設備工事等	3,929百万円
	減少額	機械及び装置へ振替	14,485百万円
	減少額	建物へ振替	5,051百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注)	6, 601	1, 426	278	1,001	6, 748
賞与引当金	12, 563	12, 594	12, 563	_	12, 594
役員退職慰労引当金	292	95	63	_	325

⁽注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額15百万円及び回収等による取 崩額986百万円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成19年3月31日現在)における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

①資産の部

a. 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	2, 825
預金の種類	
当座預金	29
普通預金	9, 435
定期預金	1, 863
小計	11, 328
合計	14, 154

b. 受取手形

イ. 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)
(株) フジタカ	751
合計	751

口. 期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成19年3月満期	389
" 4月 "	352
" 5月 "	4
" 6月 "	3
" 7月以降満期	1
合計	751

⁽注) 平成19年3月満期分は、当期末日が金融機関の休日であることによる、平成19年4月2日決済分であります。

c. 売掛金

イ. 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)
ジェイティフーズ (株)	16, 625
JT International S.A.	7,000
(株) ローソン	3, 287
Japan Tobacco (Hong Kong) Limited	2,719
(株) ファミリーマート	2, 346
その他	26, 485
合計	58, 464

ロ. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{\text{(C)}}{\text{(A)} + \text{(B)}} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
53, 820	2, 445, 300	2, 440, 656	58, 464	97.7	8. 4

⁽注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記の当期発生高には消費税等が含まれております。

d. たな卸資産

イ. 商品

品名	金額(百万円)
食品事業関連商品	2, 364
特機事業関連商品	463
슴計	2, 827

口. 製品

品名	金額(百万円)
製造たばこ	16, 816
その他	3, 107
合計	19, 923

ハ. 半製品

品名	金額(百万円)	
製造たばこ用原料加工済品(除骨葉)	131, 654	
その他	17	
슴計	131, 671	

二. 原材料

品名	金額 (百万円)	
葉たばこ	30, 084	
その他	3, 621	
合計	33, 705	

ホ. 仕掛品

品名	金額(百万円)	
製造たばこ	4, 308	
その他	29	
合計	4, 337	

へ. 貯蔵品

品名	金額(百万円)	
製造たばこ用	4, 796	
その他	3, 309	
合計	8, 106	

e. キャッシュ・マネージメント・システム預託金 内容は、「(1) 財務諸表 注記事項 (貸借対照表関係)」に記載しております。

f . 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
JT Europe Holding B.V.	619, 823
JTI (UK) MANAGEMENT LTD	155, 807
(株)ジャパンビバレッジ	47, 564
鳥居薬品(株)	41,580
JT AMERICA INC.	12, 716
その他	50, 612
合計	928, 104

②負債の部

a. 買掛金

相手先名	金額(百万円)
日本フィルター工業 (株)	2, 094
JT International S.A.	1,636
北海製罐(株)	964
(株) トッパンプロスプリント	813
(株) 西日本キャンパック	759
その他	9, 674
슴計	15, 943

b. 社債

内訳は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤ 連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

c. 退職給付引当金

イ. 退職給付関係

区分	金額(百万円)	
退職給付債務	164, 970	
年金資産	△119, 106	
未認識数理計算上の差異	16, 901	
未認識過去勤務債務	△8, 881	
前払年金費用	17,754	
小計	71,639	

口. 共済年金給付関係(注)

区分	金額(百万円)
共済年金給付負担に係る債務額	139, 569
未認識数理計算上の差異	$\triangle 1,638$
小計	137, 930

合計 (百万円)	209, 569
	203, 303

(注) 「(1) 財務諸表 重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (3) 退職給付引当金」に記載のとおり、当社 は共済年金給付負担に係る負債額を別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1 株券、10株券、100株券、1,000株券、その他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1 単元の株式数	該当事項なし
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 野村證券株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
株券喪失登録に伴う手数料	1. 喪失登録 1件につき3,500円 2. 喪失登録株券 1枚につき 360円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	該当事項なし
株主名簿管理人	該当事項なし
取次所	該当事項なし
買取手数料	該当事項なし
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載することとしており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.jti.co.jp/
株主に対する特典	毎年3月31日及び9月30日現在の株主名簿(実質株主名簿含む。)に記載された1株以上所有の株主に対し、一律に2,000円相当の自社商品(グループ会社の商品及び社名入り贈答品・記念品を含む。)を贈呈。

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類 (事業年度(第21期)(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)) 平成18年6月23日関東財務局長に提出
- (2) 半期報告書 ((第22期中) (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)) 平成18年12月15日関東財務局長に提出
- (3) 臨時報告書

平成19年5月7日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書です。

(4) 臨時報告書

平成19年5月18日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書です。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書

平成18年8月7日、平成19年6月18日関東財務局長に提出

平成18年6月23日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書です。

(6) 半期報告書の訂正報告書

平成18年4月28日関東財務局長に提出

平成17年12月16日提出の半期報告書に係る訂正報告書です。

(7) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類

平成19年5月25日関東財務局長に提出

(8) 訂正発行登録書

平成18年 4 月28日、平成18年 6 月23日、平成18年 8 月 7 日、平成18年12月15日、平成19年 5 月 7 日、平成19年 5 月18日関東財務局長に提出

平成17年5月27日提出の発行登録書(普通社債)に係る訂正発行登録書です。

平成19年6月18日関東財務局長に提出

平成19年5月25日提出の発行登録書(普通社債)に係る訂正発行登録書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成18年6月23日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林 克次	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	(EII)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 英司	€
指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	(II)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報1. に記載のとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. は、平成16年8月11日にケベック州税庁より約13.6億カナダドルの課税通知の送付を受け、同年8月24日にオンタリオ州上級裁判所に

「Companies' Creditors Arrangement Act (企業債権者調整法)」の申請を行い、平成18年3月31日現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

平成19年6月22日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 英司	E D
指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	(FI)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1. 追加情報に記載のとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. は、平成16年8月11日にケベック 州税庁より約13.6億カナダドルの課税通知の送付を受け、同年8月24日にオンタリオ州上級裁判所に「Companies' Creditors Arrangement Act (企業債権者調整法)」の申請を行い、平成19年3月31日現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続している。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年4月18日に英国Gallaher社を買収した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

平成18年6月23日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	林 克次	Ø
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	(FI)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 英司	(FI)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本 たばこ産業株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての 重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

平成19年6月22日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 英司	(fi)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	(FI)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年4月18日に英国Gallaher社を買収した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。